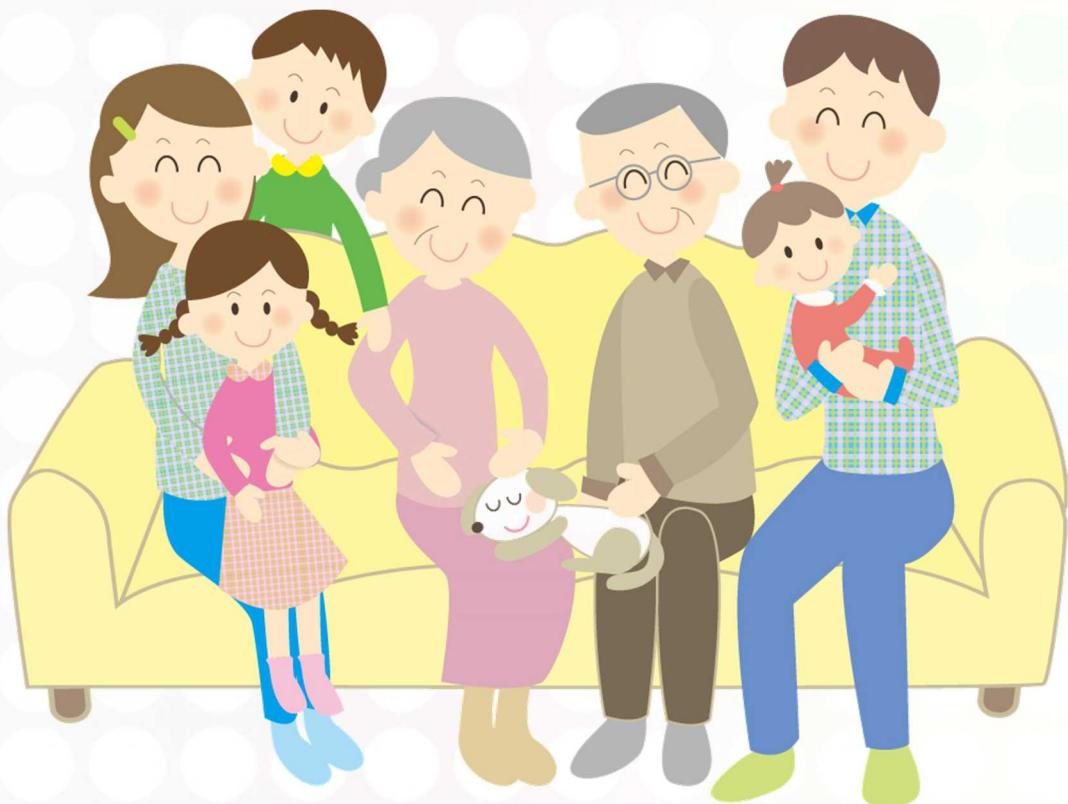


第8期

湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画



令和3年（2021年）3月

湖南省

「いきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

介護保険制度の開始から21年が経過し、急速な高齢化により介護サービス利用者が年々増加する中、介護保険制度は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

本市の令和2年（2020年）10月1日現在の高齢化率は24.4%と、国や県全体と比べると低くなっていますが、今後は県内他市町と比べ急速な高齢化が見込まれます。

国では、地域包括ケアシステムの深化・推進および保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講じるなど介護保険制度を見直し、持続可能な制度への取り組みを図っています。また、今般の第8期計画を団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに団塊の世代の子ども世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画として位置づけています。

本市では、地域密着型介護サービスを始めとする介護サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターの体制整備、地域支えあい推進員による生活支援体制整備事業等の取り組み、総合的な認知症ケアの体制づくり等、2025年に向けて取り組んできました。

本計画の策定では、増え続ける介護サービス需要により介護保険料の大幅な見直しが必要となりました。さらなる高齢化を迎えるにあたり必要な介護サービスを提供しつつ、保険料の抑制につなげていくため、健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的実施や地域での支えあいの仕組みづくり、地域包括支援センターのさらなる機能強化、災害時や新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時においても日常の生活を営むための仕組みづくりを重要な課題と捉え、地域包括ケアシステムの深化・推進を行ってまいります。

昨年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの暮らしは新しい生活様式の実践が不可欠となりました。その中でさまざまな施策や事業を着実に実現していくため、高齢者や障がい者、児童、生活困窮者など「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いさまの助けあいを行うことが必要です。医療、介護事業者をはじめ、まちづくり協議会、区、自治会、ボランティア、企業等、さまざまな関係機関、団体と連携し地域づくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたりご尽力いただいた湖南市高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定委員会、ならびに介護保険運営協議会の各委員の皆さんに心から厚くお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

湖南市長 生田 邦夫



目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の方針.....	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定方法	5
5. 介護保険制度改革のポイント.....	6
第2章 湖南市の高齢者を取り巻く状況.....	8
1. 高齢者の状況	8
2. 要介護等認定者の状況.....	9
3. 介護費用月額等の状況.....	12
4. 介護保険給付の状況.....	13
5. 地域支援事業の状況.....	17
第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策.....	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標と基本施策.....	25
3. 施策体系	29
4. 日常生活圏域の設定.....	30
第4章 令和7年度（2025年度）の推計	31
1. 高齢者数と要介護認定者数の見込み.....	31
2. 介護保険サービス基盤整備と給付の方針.....	33
3. 令和22年度（2040年度）までの介護サービスの見込み	34
第2部 各論 基本施策の取り組み.....	39
施策の体系	40
第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち.....	43
基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進.....	43
基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進.....	46
第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち.....	51
基本施策3. 支えあいの地域づくり.....	51
基本施策4. 緊急時・災害時等に係る体制整備.....	54
基本施策5. 総合的な認知症ケアの体制づくり	56
基本施策6. 権利擁護の推進.....	61
基本施策7. 医療と介護の連携.....	65
基本施策8. 地域包括支援センターの機能強化.....	70
第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち.....	76
基本施策9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備.....	76
基本施策10. 介護保険事業の円滑な運営	82
第3部 介護保険事業量と保険料の設定.....	89
第1章 介護保険事業量.....	90
1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み.....	90
2. 介護給付費の見込み.....	126
3. 地域支援事業の見込み.....	130
4. 介護保険事業費の見込み.....	131
第2章 保険料の設定.....	133
1. 第1号被保険者の介護保険料設定について	133
資料編	137
1. 湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	138
2. 用語解説	141

第1部 総論

第1章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

本市では、第5期介護保険事業計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取り組みをスタートさせています。

『人生100歳時代の到来』とも言われる現在、60歳代から人生のもう一幕が加わって、健康寿命の延伸により、生涯学習、地域への参加等さまざまな分野で100歳現役の活躍が期待されています。

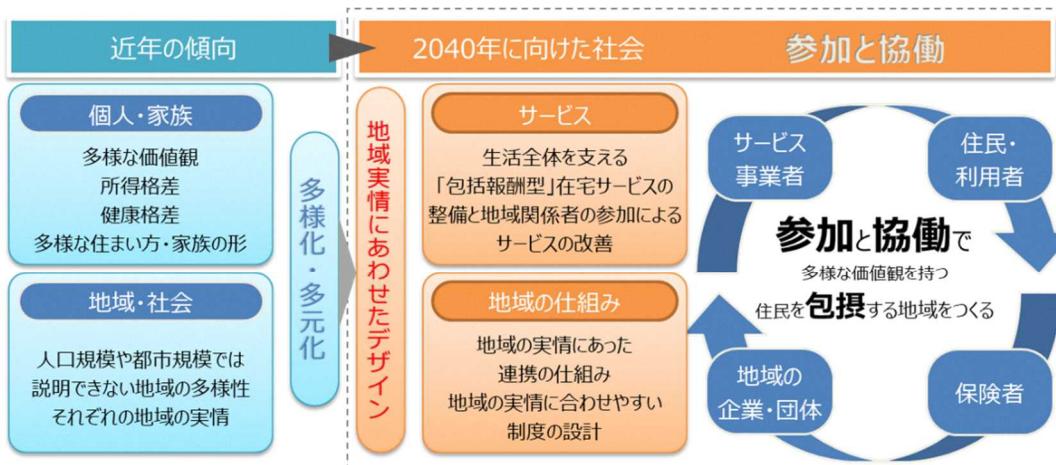
こうしたことを踏まえ、第6期計画以降「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち湖南省」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

第7期計画では「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、第6期計画に引き続き「地域包括ケア計画」として今後の高齢者（第1号被保険者数）の動向を勘案し令和7年度（2025年度）の介護需要や保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立ち、自立支援・重度化防止の取り組みにおける目標の達成を目指し施策を推進してきました。

第8期計画では第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。また、今後は高齢者像も従来のイメージで説明できるものばかりではなく、多様化が予想されており、このような高齢者をさまざまな主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれています。

このような介護保険制度の方向を踏まえながら、第8期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

図表 令和22年（2040年）の多元的な社会における「参加と協働」



出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社「<地域包括ケア研究会> 2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム-「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会」、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究事業（平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

図表 介護保険法の基本条文

【第1条】（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

【第2条第2項】（介護保険）

前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

【第2条第4項】（介護保険）

第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

【第4条】（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

【第4条第2項】（介護保険）

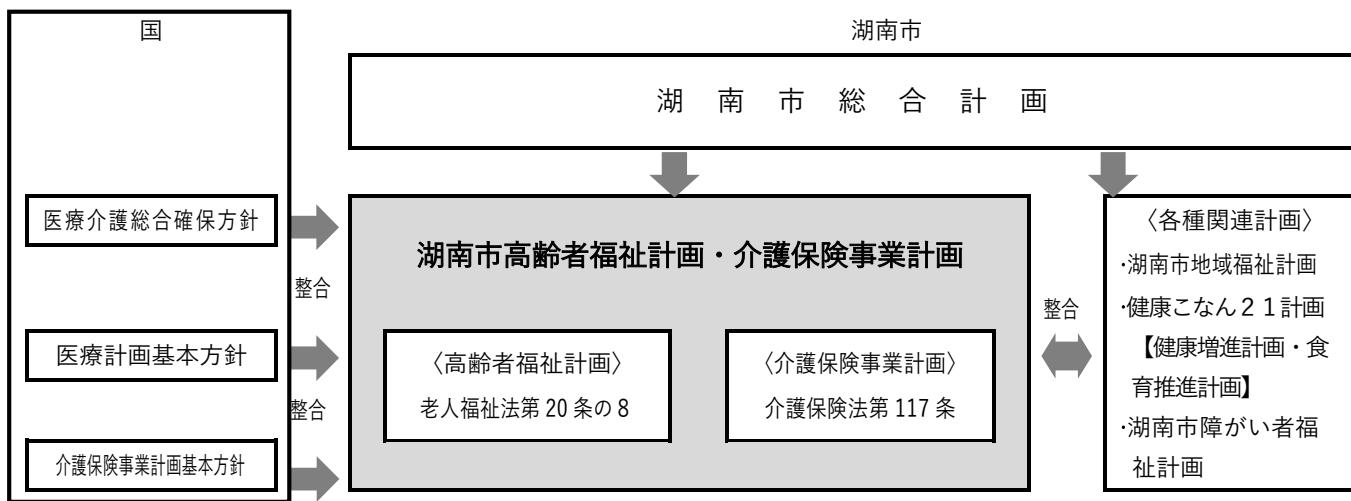
国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、「湖南省総合計画」を上位計画として、「湖南省地域福祉計画」等の関連計画と整合を図るものであります。

図表 計画の位置づけ

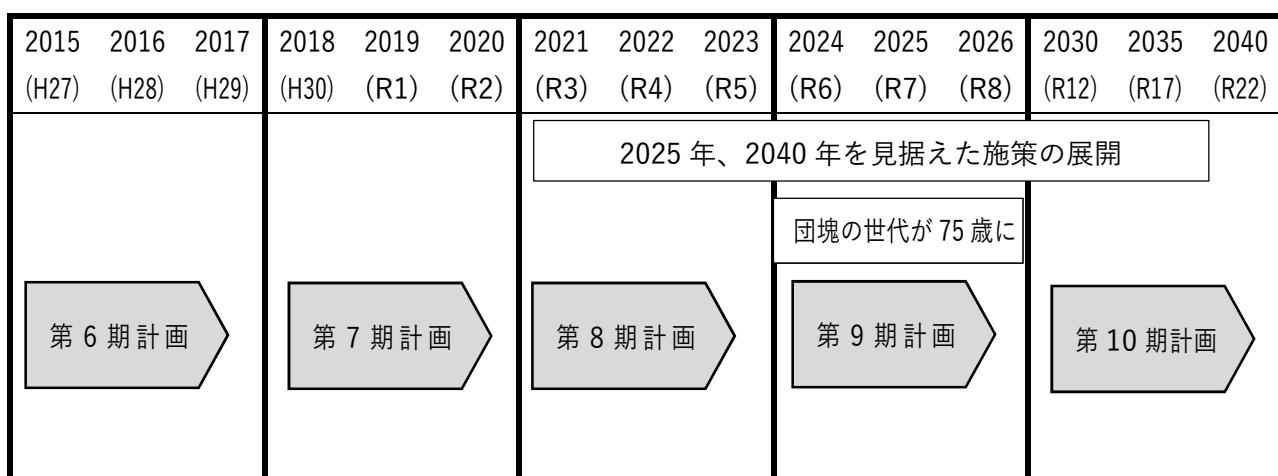


3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

また、本計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年度（2025年度）と現役世代が急減する令和22年度（2040年度）を見据えたサービス水準、給付費や保険料水準等を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第8期計画の目標を明らかにします。

図表 計画の期間



4. 計画の策定方法

(1) 湖南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画は、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関および団体、並びに市民の代表等で構成する「湖南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に係る幅広い内容について意見を聴きながら検討を重ね、策定を進めました。

(2) 高齢者実態調査の実施

策定にあたっては、高齢者の日常生活や在宅介護の実態やニーズ等を把握するため、令和元年度（2019年度）に次のとおり高齢者実態調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者：市内に居住する65歳以上の一般高齢者および要支援1～2の認定者、5,200人

抽出方法：無作為抽出法

調査期間：令和2年（2020年）3月10日から令和2年（2020年）3月27日まで

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数 A	有効回収数 B	有効回収率 B / A
配布・回収状況	5,200	3,415	65.7%

②在宅介護実態調査

調査対象者：市内に居住する、在宅で生活をされている要介護者、1,136人

調査期間：令和2年（2020年）3月10日から令和2年（2020年）3月27日まで

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数 A	有効回収数 B	有効回収率 B / A
配布・回収状況	1,136	645	56.8%

(3) ケアマネジャー向けアンケート調査

調査対象者：市内居宅介護事業所のケアマネジメントを行うケアマネジャー27人

調査期間：令和2年（2020年）10月9日から令和2年（2020年）10月30日まで

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数 A	有効回収数 B	有効回収率 B / A
配布・回収状況	27	24	88.9%

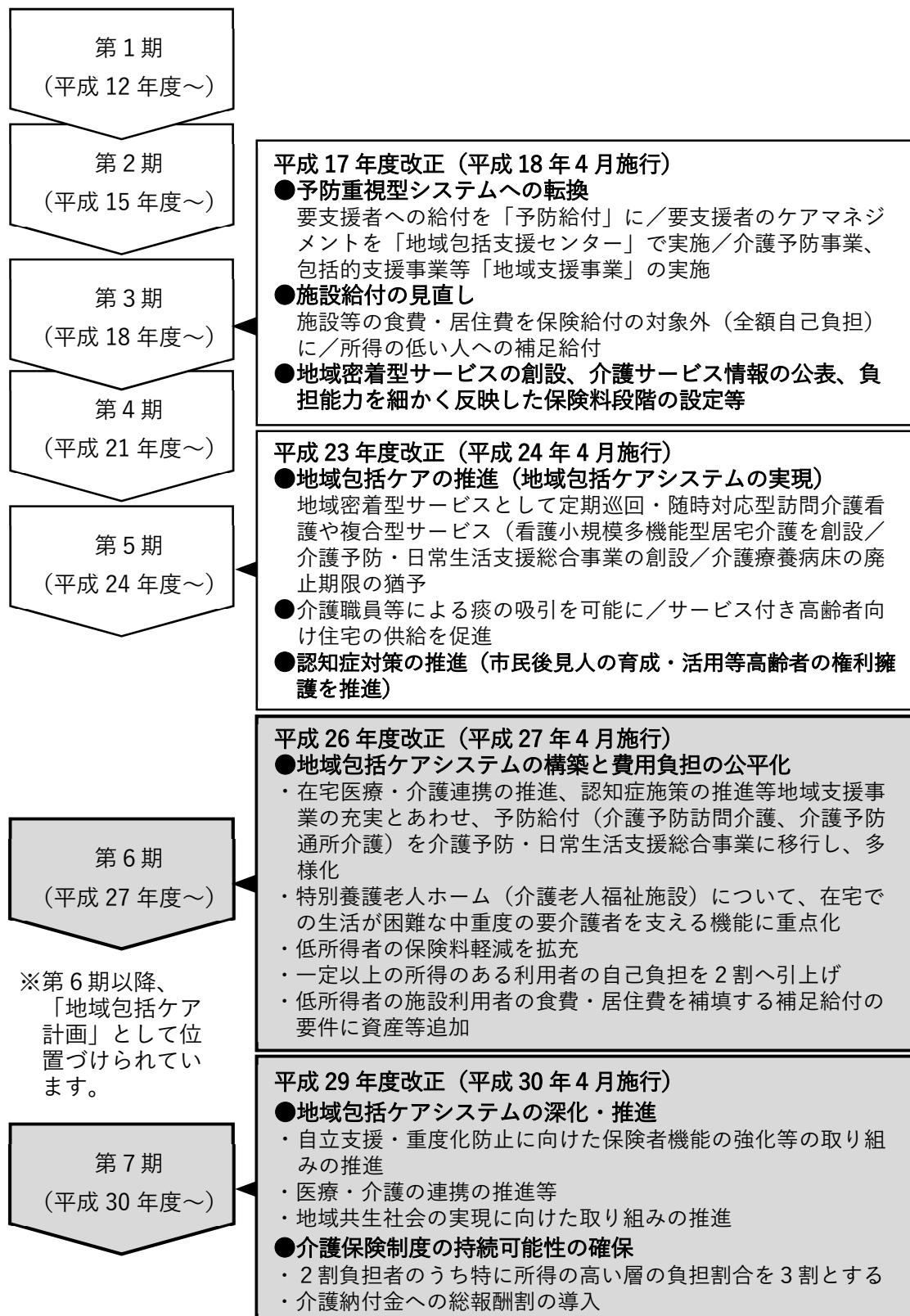
(4) 市民の意見等の反映

計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和3年（2021年）1月8日から令和3年（2021年）2月1日まで

5. 介護保険制度改革のポイント

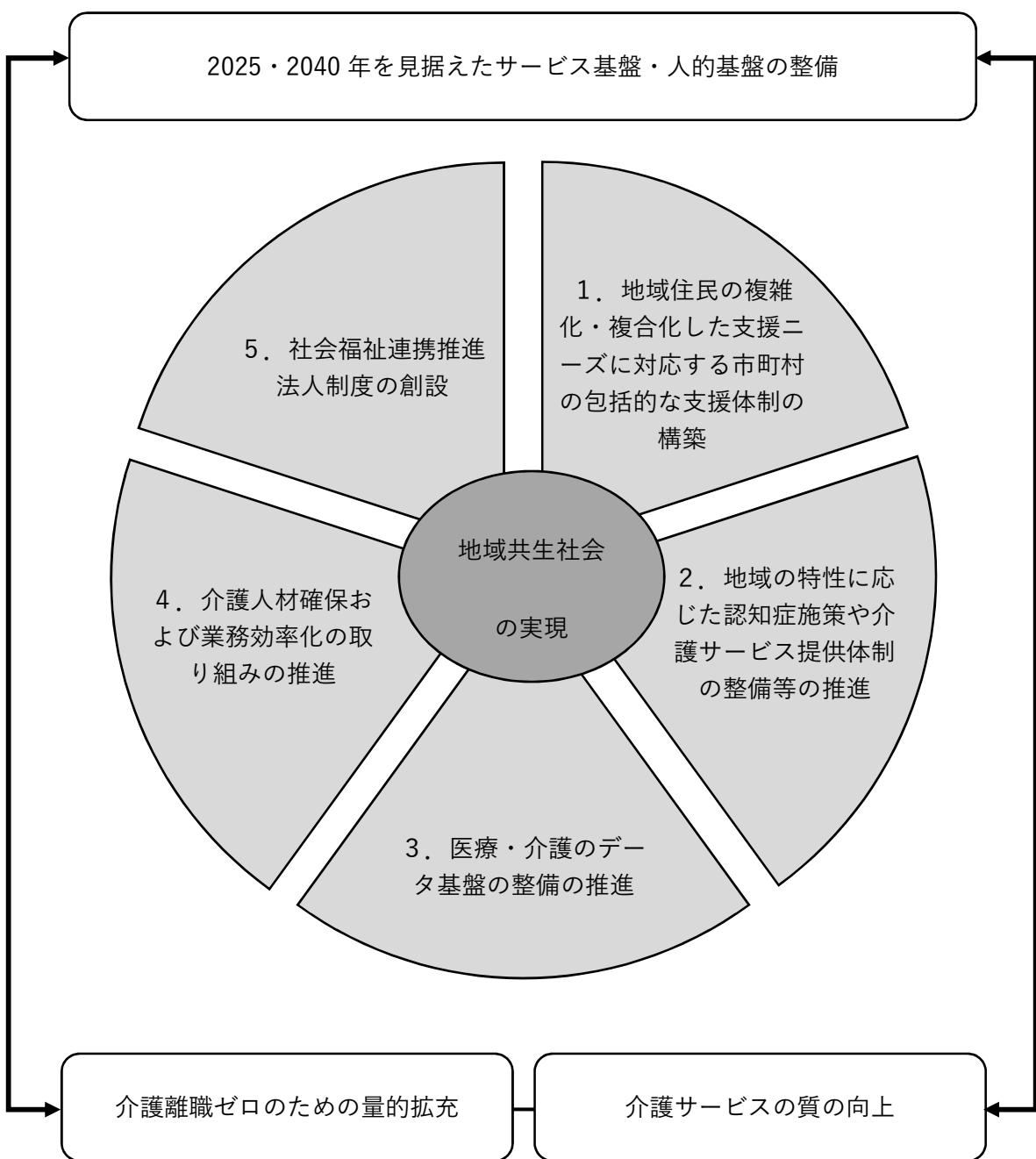
(1) これまでの介護保険制度改革の経緯



(2) 第8期計画における介護保険制度改革の概要

改正の目的：

- 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

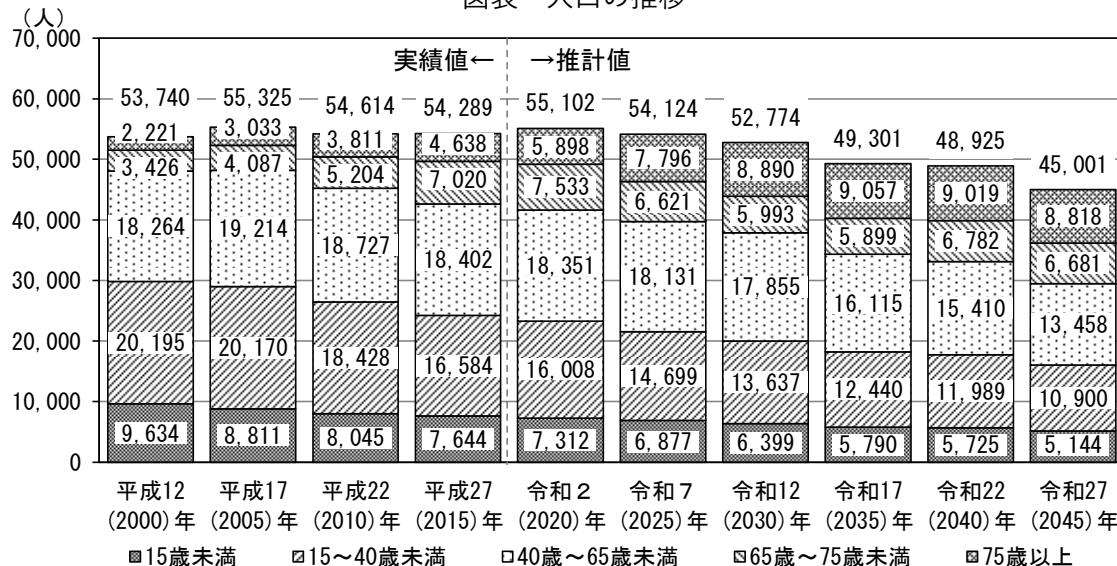


第2章 湖南市の高齢者を取り巻く状況

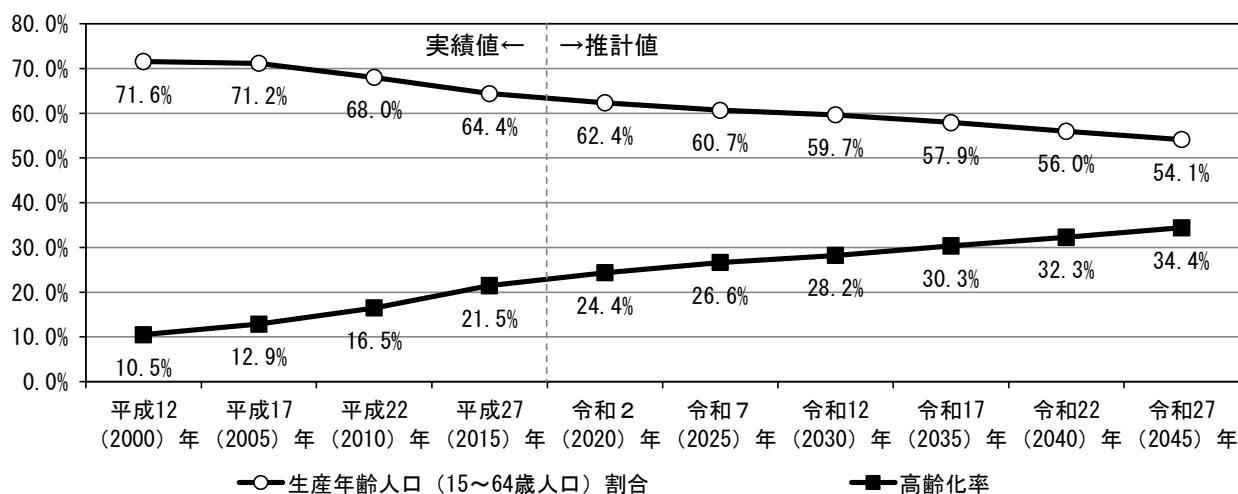
1. 高齢者の状況

本市の人口は平成18年（2006年）以降それまでの増加傾向から減少傾向に転じましたが、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、高齢化率は令和7年（2025年）には26.6%、令和22年（2040年）には32.3%に達すると予測されます。75歳以上の人口は、平成27年（2015年）の4,638人から、令和7年（2025年）には7,796人、令和22年（2040年）には9,019人まで増加すると予測されています。

図表 人口の推移



図表 高齢化率の推移



※平成12年（2000年）～平成27年（2015年）まで総務省「国勢調査」

※令和2年（2020年）以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」

※各年10月1日時点

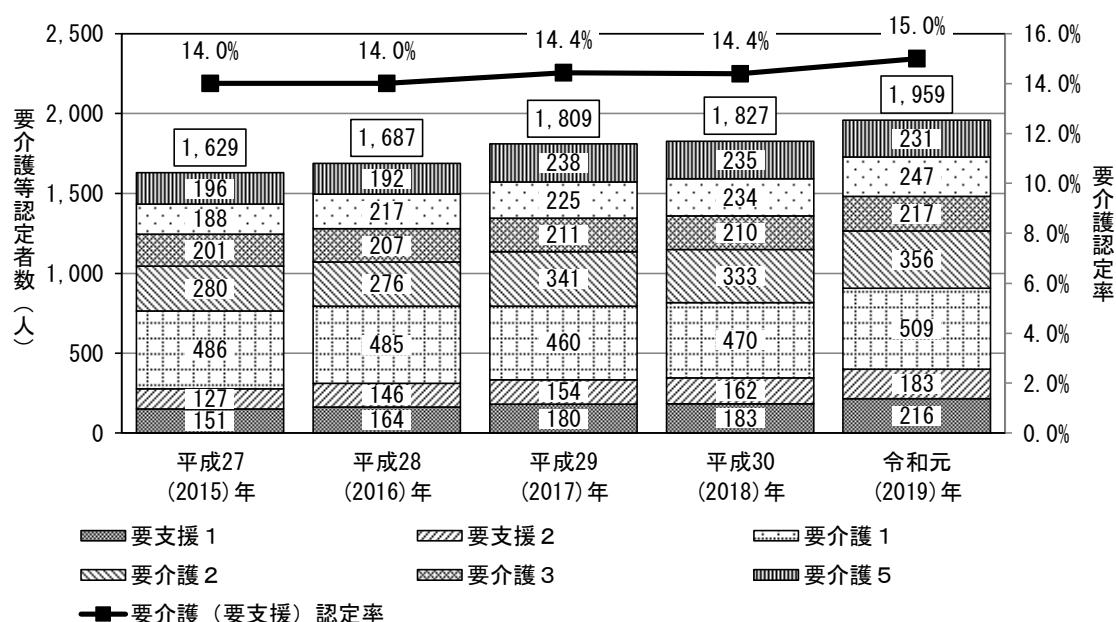
※平成27年（2015年）の年齢区分別内訳は年齢不詳を案分。

2. 要介護等認定者の状況

(1) 要介護等認定者数、認定率の推移

65歳以上の高齢者人口が増加していることを受け、要介護認定者数も増加しています。第2号被保険者を含む認定率は、14.0%以上で推移しており、令和元年（2019年）は15.0%となっています。

図表 要介護等認定者数、認定率の推移



※認定率 = 第2号被保険者を含む認定者数 ÷ 第1号被保険者数

※各年9月末時点

資料：介護保険事業状況報告（9月月報）

(2) 年齢5歳階級別に見た認定率の状況（第1号被保険者）

本市の第1号認定率は全体では13.5%となっており、各年齢層で滋賀県や全国に比べて低くなっています。

年齢区分別に65歳以上人口、認定者数および認定率（認定者数÷65歳以上人口）の状況を見ると、80歳を超えると認定率が上がり始め、85歳～89歳では48.6%、90歳以上では67.4%となっています。

図表 年齢5歳階級別認定率の比較（平成30年度（2018年度））

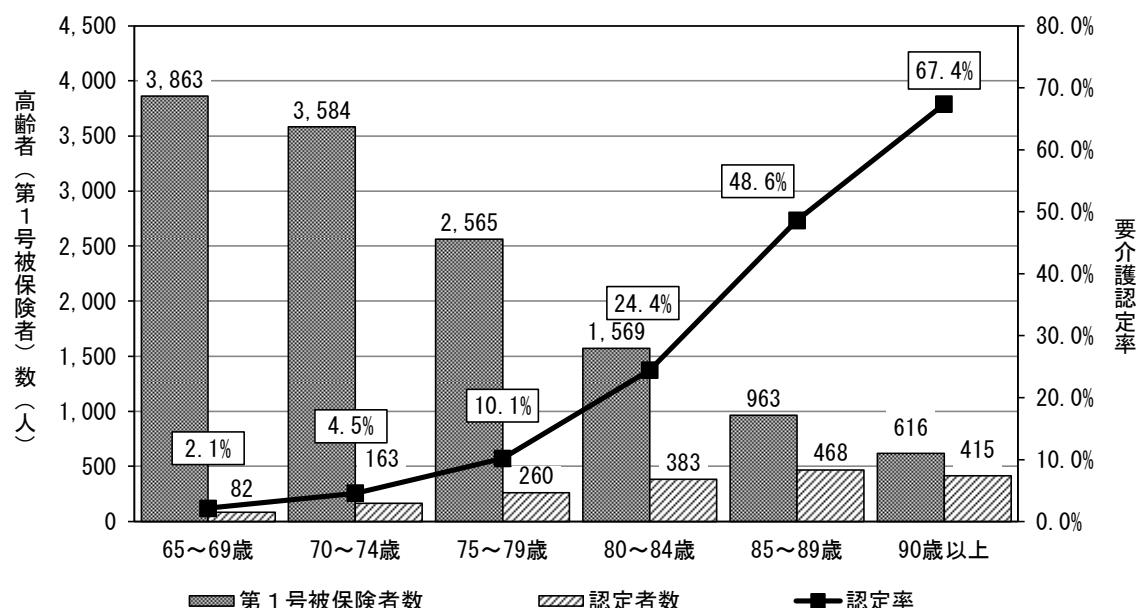
	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	計
湖南市第1号認定率	2.1%	4.5%	10.1%	24.4%	48.6%	67.4%	13.5%
滋賀県第1号認定率	2.4%	4.7%	12.0%	26.5%	49.3%	75.7%	17.3%
全国第1号認定率	2.9%	5.5%	13.0%	27.6%	49.8%	75.9%	18.4%

※湖南市：市高齢福祉課調べ

※滋賀県、全国の第1号認定率は年齢別第1号被保険者認定者数を介護保険事業状況報告（年報）、年齢別人口を総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに算出。

※第1号被保険者認定率＝第1号被保険者認定者数÷第1号被保険者数

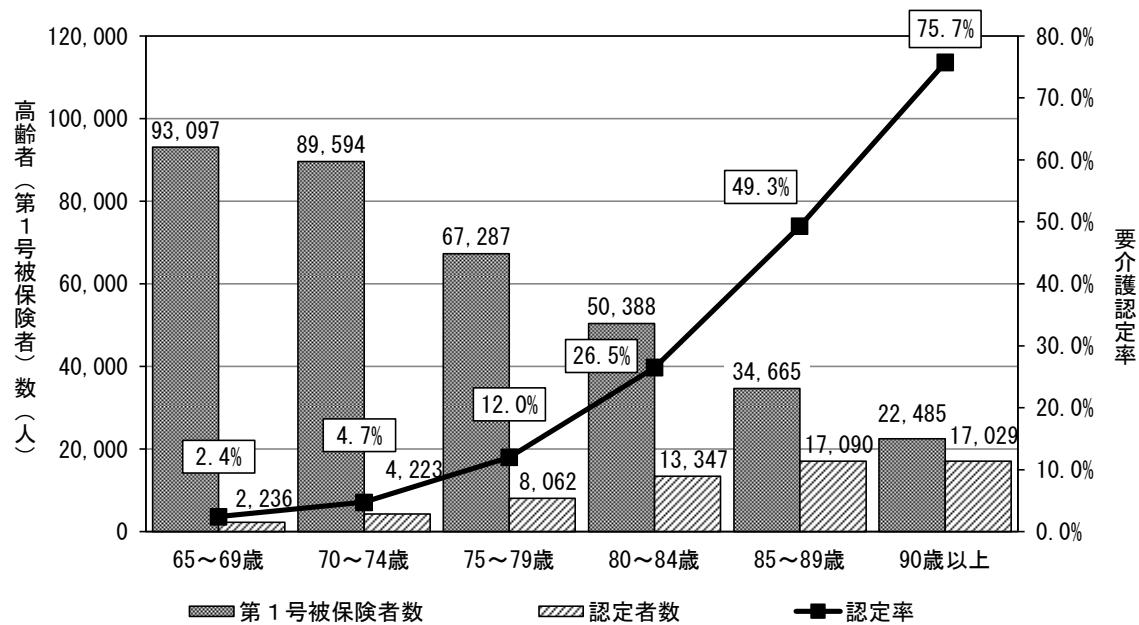
図表 第1号被保険者数と要介護認定率（平成30年度（2018年度）・湖南市）



※第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合

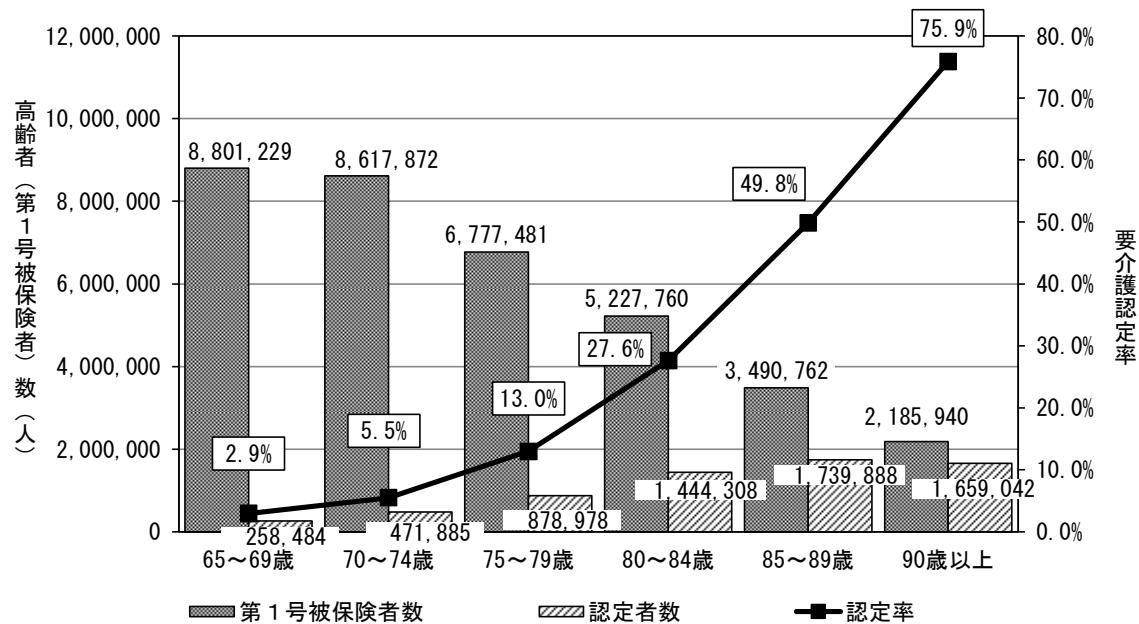
資料：市高齢福祉課調べ

図表 第1号被保険者数と要介護認定率（平成30年度（2018年度）・滋賀県）



資料：第1号被保険者数は総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、認定者数は厚生労働省「平成30年度介護保険事業状況報告（年報）」

図表 第1号被保険者数と要介護認定率（平成30年度（2018年度）・全国）

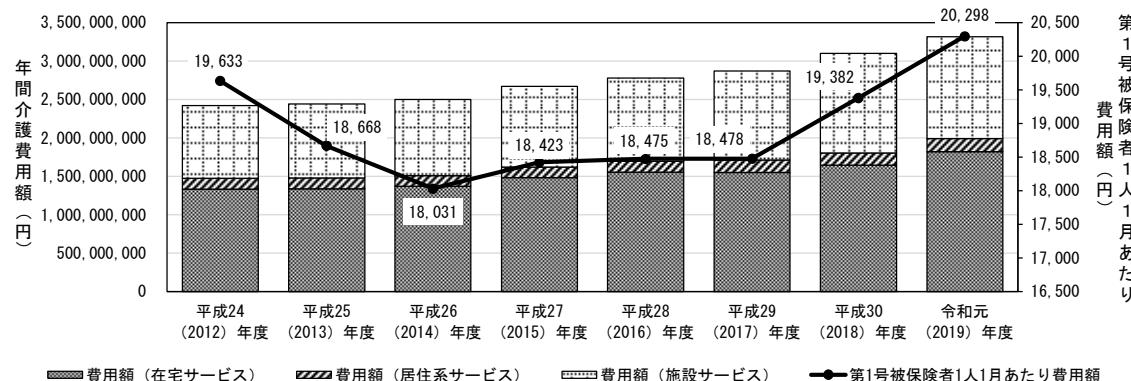


資料：第1号被保険者数は総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、認定者数は厚生労働省「平成30年度介護保険事業状況報告（年報）」

3. 介護費用月額等の状況

本市の介護費用額は在宅サービスを中心に増加を続けています。高齢者（第1号被保険者）1人1月あたり費用額は、平成30年度（2018年度）以降増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）は20,000円を上回り20,298円となっています。

図表 湖南市の介護費用額の推移



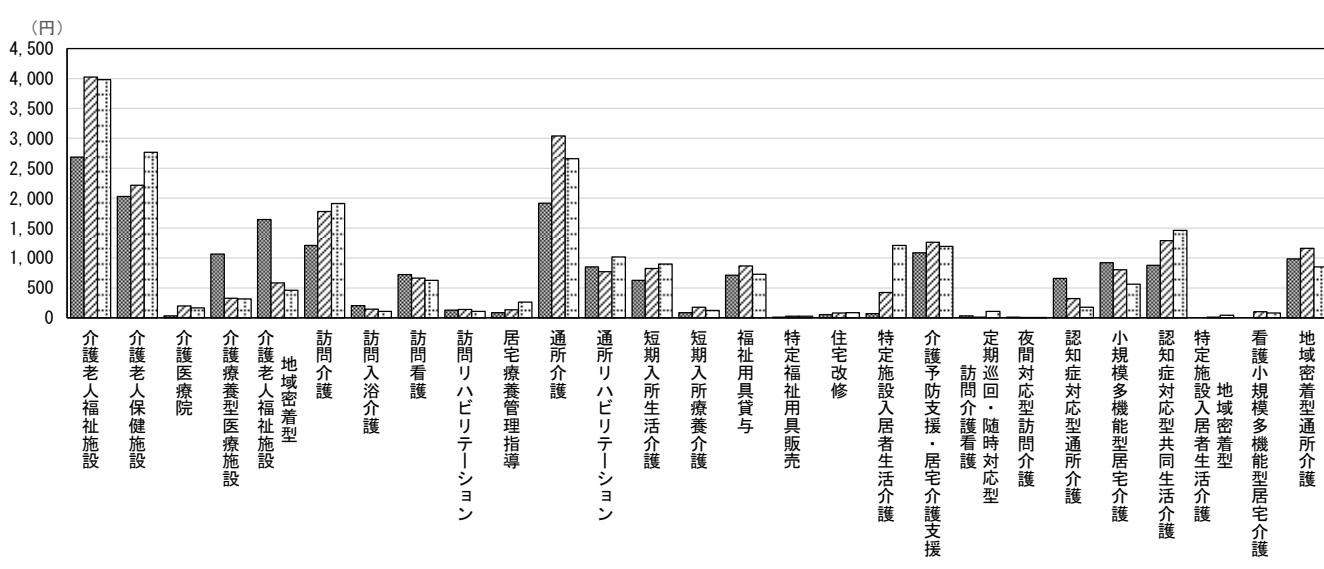
※令和元年度（2019年度）は令和2年（2020年）2月サービス提供分まで

資料：【費用額】平成24年度（2012年度）から平成30年度（2018年度）：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度（2019年度）：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度（2020年度）：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出。

サービス種類別の1人あたり給付月額（原則費用額の9割）が滋賀県、全国より上回っているのは、施設サービスの「介護療養型医療施設」、地域密着型サービスの「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、居宅サービスの「訪問看護」、「訪問入浴介護」となっています。

図表 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）（令和元年（2019年））



資料：介護保険事業状況報告月報

4. 介護保険給付の状況

(1) 介護（介護予防）サービス利用量の推移と第7期計画との比較

介護予防サービス（予防給付）の利用量の推移と第7期計画の比較は次のとおりです（令和2年度は見込み値）。

図表 介護予防サービス（予防給付）利用量の推移と第7期計画の比較

単位：回（日）、人/月あたり

			第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 介護予防 サービス	介護予防訪問介護	人数(人)	0.08	0	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	-	-	0	0	0	-	-	-
		人数(人)	0	-	-	0	0	0	-	-	-
	介護予防訪問看護	回数(回)	108	147	141	81	89	89	133%	165%	158%
		人数(人)	22	30	27	18	20	20	122%	150%	135%
	介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	34	75	128	44	52	52	77%	144%	246%
		人数(人)	3.7	8	16	5	6	6	74%	133%	267%
	介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	5.6	5.3	7	5	5	6	112%	106%	117%
	介護予防通所介護	人数(人)	0.25	0	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	53	61	54	42	44	48	126%	139%	113%
	介護予防短期入所生活介護	日数(日)	2.4	4.8	26	24	35	35	10%	14%	75%
		人数(人)	0.3	1.3	3	4	6	6	-	17%	50%
	介護予防短期入所療養介護	日数(日)	0	0.4	0.0	0	0	4	-	-	0%
		人数(人)	0	0.1	0	0	0	1	-	-	0%
(2) 地域密着 型介護予 防サービ ス	介護予防福祉用具貸与	人数(人)	114	124	136	117	130	145	97%	95%	94%
	特定介護予防福祉用具購入	人数(人)	3	2.7	2	2	2	2	150%	135%	100%
	介護予防住宅改修	人数(人)	2.8	4.5	3	3	4	4	93%	113%	75%
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	0.8	0	-	1	1	1	80%	-	-
(3) 介護予防支援	介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	-	-	-	0	0	0	-	-	-
		人数(人)	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	5	8	3	4	6	100%	121%	133%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	人数(人)	154	174	183	200	207	217	77%	84%	84%	

介護サービス（予防給付）の利用量の推移と第7期計画の比較は次のとおりです。

図表 介護サービス（介護給付）利用量の推移と第7期計画の比較

単位：回（日）、人/月あたり

			第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	回数(回)	5,192	5,620	6,093	5,178	5,501	5,841	100%	102%	104%
		人数(人)	252	279	290	287	303	320	88%	92%	91%
	訪問入浴介護	回数(回)	199	227	338	203	211	224	98%	108%	151%
		人数(人)	34	40	54	34	35	37	100%	114%	146%
	訪問看護	回数(回)	1,089	1,374	1,827	1,250	1,405	1,587	87%	98%	115%
		人数(人)	185	224	253	231	258	290	80%	87%	87%
	訪問リハビリテーション	回数(回)	455	518	569	426	475	536	107%	109%	106%
		人数(人)	43	54	64	40	45	51	108%	120%	125%
	居宅療養管理指導	人数(人)	97	120	129	101	130	164	96%	92%	79%
	通所介護	回数(回)	3,113	3,449	3,334	2,899	3,037	3,191	107%	114%	104%
		人数(人)	317	360	348	305	319	335	104%	113%	104%
	通所リハビリテーション	回数(回)	1,170	1,156	859	1,222	1,338	1,453	96%	86%	59%
		人数(人)	164	171	148	160	175	190	103%	98%	78%
	短期入所生活介護	日数(日)	866	979	1,170	1,004	1,053	1,122	86%	93%	104%
		人数(人)	120	133	114	126	132	140	95%	101%	81%
	短期入所療養介護	日数(日)	125	105	69	110	110	117	114%	95%	59%
		人数(人)	18	14	9	17	17	18	106%	82%	50%
	福祉用具貸与	人数(人)	554	607	643	560	610	660	99%	100%	97%
	特定福祉用具購入	人数(人)	11	11	8	11	11	12	95%	95%	67%
	住宅改修	人数(人)	7.8	7.3	3	8	9	9	98%	81%	33%
	特定施設入居者生活介護	人数(人)	3	5	5	8	11	15	35%	41%	33%
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	人数(人)	2	2	2	2	3	3	75%	63%	67%
	夜間対応型訪問介護	人数(人)	0.9	1.0	1	2	3	4	45%	33%	25%
	認知症対応型通所介護	回数(回)	782	851	844	942	1,019	1,021	83%	84%	83%
		人数(人)	72	79	86	89	96	96	81%	82%	90%
	小規模多機能型居宅介護	人数(人)	48	59	69	60	90	103	80%	66%	67%
	認知症対応型共同生活介護	人数(人)	41	44	44	46	51	57	89%	87%	77%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	-	-	77	0	0	0	-	-	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	77	77	77	77	77	77	100%	100%	100%
	看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	地域密着型通所介護	回数(回)	1,551	1,613	1,782	1,516	1,582	1,655	102%	102%	108%
		人数(人)	174	186	203	165	172	180	105%	-	113%

			第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(3)施設サービス	介護老人福祉施設	人数(人)	134	135	132	139	139	139	96%	97%	95%
	介護老人保健施設	人数(人)	100	100	98	87	87	87	115%	115%	113%
	介護療養型医療施設	人数(人)	41	41	40	28	27	27	146%	152%	148%
(4) 居宅介護支援	人数(人)	817	899	930	896	951	1,011	91%	95%	92%	

(2) 給付費の推移と第7期計画との比較

総給付費は計画に対して98%~99%となっており、概ね計画通りの実績となっています。

図表 介護予防サービス（予防給付）給付費の推移と第7期計画の比較

単位：千円

	第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 介護予防サービス	40,003	47,387	49,934	36,215	40,415	43,085	110%	117%	116%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防訪問看護	7,463	9,405	8,838	6,458	7,129	7,129	116%	132%	124%
介護予防訪問リハビリテーション	1,209	2,569	4,528	1,522	1,836	1,836	79%	140%	247%
介護予防居宅療養管理指導	504	366	638	471	471	586	107%	78%	109%
介護予防通所リハビリテーション	19,773	23,622	21,222	14,755	15,433	16,777	134%	153%	126%
介護予防短期入所生活介護	184	359	2,165	1,752	2,497	2,497	11%	14%	87%
介護予防短期入所療養介護	-	43	0	0	0	347	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	6,675	7,383	11,863	6,373	7,119	7,983	105%	104%	149%
特定介護予防福祉用具購入	717	435	0	535	535	535	134%	81%	0%
介護予防住宅改修	2,401	3,205	680	3,164	4,210	4,210	76%	76%	16%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,076	0	0	1,185	1,185	1,185	91%	0%	0%
(2) 地域密着型介護予防サービス	2,709	4,737	7,435	2,221	3,234	5,258	122%	146%	141%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,709	4,737	7,435	2,221	3,234	5,258	122%	146%	141%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
(3) 介護予防支援	8,490	9,643	10,711	11,012	11,402	11,953	77%	85%	90%
合計	51,202	61,768	68,081	49,448	55,051	60,296	104%	112%	113%

図表 介護サービス（介護給付）給付費の推移と第7期計画の比較

単位：千円

	第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1) 居宅サービス	921,375	1,012,843	1,098,930	941,624	1,020,159	1,109,151	98%	99%	99%
訪問介護	170,166	191,591	213,618	167,845	178,321	189,351	101%	107%	113%
訪問入浴介護	29,106	32,810	48,209	28,569	29,716	31,518	102%	110%	153%
訪問看護	89,471	105,124	128,675	106,757	120,193	135,935	84%	87%	95%
訪問リハビリテーション	15,897	18,026	20,024	15,256	17,067	19,262	104%	106%	104%
居宅療養管理指導	9,783	13,602	13,319	10,350	13,405	16,957	95%	101%	79%
通所介護	272,208	303,822	296,126	255,915	268,877	283,210	106%	113%	105%
通所リハビリテーション	116,183	111,464	81,371	124,464	138,440	152,178	93%	81%	53%
短期入所生活介護	87,071	99,383	120,723	99,703	104,588	111,739	87%	95%	108%
短期入所療養介護	14,902	13,452	8,271	13,455	13,461	14,237	111%	100%	58%
福祉用具貸与	97,580	105,207	151,539	90,704	100,049	109,324	108%	105%	139%
特定福祉用具購入	3,078	1,855	2,388	3,128	3,128	3,455	98%	59%	69%
住宅改修	7,392	5,135	3,990	8,231	9,376	9,376	90%	55%	43%
特定施設入居者生活介護	8,539	11,371	10,677	17,247	23,538	32,609	50%	48%	33%
(2) 地域密着型サービス	752,219	809,349	881,255	768,001	872,859	928,649	98%	93%	95%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,807	5,200	4,254	2,240	3,081	3,081	125%	169%	138%
夜間対応型訪問介護	1,485	2,348	2,637	3,017	4,527	6,036	49%	52%	44%
認知症対応型通所介護	96,360	104,799	104,618	112,348	121,745	121,944	86%	86%	86%
小規模多機能型居宅介護	116,995	141,168	179,034	141,637	213,430	242,599	83%	66%	74%
認知症対応型共同生活介護	132,656	139,028	144,258	137,360	152,173	170,005	97%	91%	85%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	251,258	260,379	270,551	232,137	232,241	232,241	108%	112%	116%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	-	-	-
地域密着型通所介護	150,658	156,426	175,903	139,262	145,662	152,743	108%	107%	115%
(3) 施設サービス	901,244	915,527	926,029	805,051	805,388	805,388	112%	114%	115%
介護老人福祉施設	412,059	425,608	426,221	418,166	418,354	418,354	99%	102%	102%
介護老人保健施設	314,408	320,917	329,974	271,349	271,470	271,470	116%	118%	122%
介護医療院	0	5,292	13,488	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	174,778	169,002	169,833	115,536	115,564	115,564	151%	146%	147%
(4) 居宅介護支援	149,303	162,599	170,231	152,505	162,457	173,254	98%	100%	98%
合計	2,724,141	2,905,609	3,089,933	2,667,181	2,860,863	3,016,442	102%	102%	102%

図表 総給付費の推移と第7期計画の比較

単位：千円

	第7期実績			第7期計画			対計画値の比率		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総給付費	921,375	1,012,843	1,098,930	941,624	1,020,159	1,109,151	98%	99%	99%

5. 地域支援事業の状況

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【事業内容】

平成29年(2017年)4月より要支援1・2の人に対し介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)を実施しています。

また、介護認定を受けていない人でも基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された人については随時総合事業のサービスを利用しています。

■総合事業のサービス

実施事業	事業内容
訪問型サービス(従前相当)	今までの介護予防訪問介護と内容・料金ともに同じ。
訪問型サービス(A型)	人員等緩和した基準による訪問型サービス。生活援助に限る。
短期集中型訪問サービス	短期間で実施する栄養士や保健師による居宅での訪問指導。
通所型サービス(従前相当)	今までの介護予防通所介護と内容・料金ともに同じ。
通所型サービス(A型)	人員等緩和した基準による通所型サービス。入浴介助はない。
短期集中型通所サービス	3か月間集中的に専門職による運動器の機能向上を目的とした教室。

(2) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

【事業内容】

平成29年度(2017年度)から総合事業対象者に対して日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにし、目標を設定し、必要に応じて介護予防ケアプランの作成、モニタリングの実施、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行っています。

【現状と課題】

- ・総合事業対象者については原則地域包括支援センター職員が担当し、ケアマネジメントAの様式にて自立支援に向けてマネジメントを実施しています。要支援認定者の総合事業利用については、担当ケアマネジャーへの助言指導を行っています。
- ・窓口での相談については、介護認定が必要なサービスを希望される場合が多く、総合事業対象者の基本チェックリスト実施について、対象者数が伸びていないのが現状です。一方で、センター職員はケアマネジメントについては兼任であり、対象者が増加するとタイムリーに対応ができないくなる可能性があります。

<介護予防ケアプラン作成事業の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
二次予防事業参加者に対するケアプラン作成	26 人	41 人	26 人	14 人	12 人	「喜楽らくらく塾」参加者に対しケアプランを作成します。

<介護予防給付ケアプラン作成事業の実施状況：延べ件数>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
介護予防 給付プラン作成事 業	委託分	2,235 件	2,452 件	2,186 件	1,819 件	2,241 件
	直営分	51 件	18 件	12 件	12 件	12 件
	自己作成	12 件	12 件	14 件	12 件	14 件

2) 総合相談支援業務

【事業内容】

地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげます。

【現状と課題】

- ・ 庁舎内連携および他機関連携を展開しつつ、65 歳以上の高齢者の相談窓口として、あらゆる相談を受け適切なサービスおよび支援につながるよう支援を行っています。
- ・ 住民生活相談室と連携をし、65 歳以上の方の漏らさない相談窓口としての機能を発揮できるように他機関連携および庁舎内連携をさらに構築する必要があります。

<地域包括支援センター（平成 29 年度以前は高齢者支援センター）の総合相談の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
相談実件数	1,683 件	1,456 件	1,415 件	2,657 件	2,167 件	上記現状のとおり
相談実延数	4,094 件	2,382 件	2,177 件	4,144 件	3,692 件	

3) 権利擁護業務

【事業内容】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供しています。特に、①成年後見制度の活用促進、②虐待事例等における老人福祉施設等への措置、③高齢者虐待への対応、④困難事例への対応、⑤消費者被害の防止に努めます。

【現状と課題】

- ・湖南市社会福祉協議会や成年後見センターぱんじーと連携し、地域福祉権利擁護事業および成年後見制度の利用を進めています。また、他機関連携および適切な支援とつながるよう支援をしています。虐待対応に関しては本人支援と養護者の支援に努め、措置対応も含めさらなる権利擁護の促進につながるよう取り組んでいます。

<権利擁護事業の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
権利擁護に関する相談	延べ 110 件	延べ 109 件	延べ 47 件	延べ 78 件	延べ 55 件	
成年後見制度相談事業	延べ 66 件	延べ 70 件	延べ 43 件	延べ 44 件	延べ 54 件	成年後見制度の利用に関する相談を行っています。
地域福祉権利擁護事業 (利用に結びついた件数)	4 件	1 件	3 件	5 件	3 件	社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行うとともに高齢者の生活支援、金銭管理等を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業内容】

包括的・継続的ケアマネジメントを目指し、①ケアマネジャーと関係機関の連携の支援および地域の連携・協力体制の整備、②ケアマネジャーのネットワークの構築と活用、③ケアマネジャーへの個別指導・相談および事例検討会や研修会等の実施、④困難事例への指導・助言を行います。

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターを南・北の2チームに分け、ケアマネジャーからの相談を担当地域の職員が受けることで、地域の特性等も踏まえた助言ができるようにしています。また、個別地域ケア会議を適宜開催し、支援者間での意見交換・役割分担・情報共有をすることで、支援困難事例の問題を解決できるよう努力しています。
- ・現状では地域ケア会議は個別ケア会議の実施のみとなっており、個別会議で抽出された課題を解決するための会議を開催していく必要があります。
- ・さらなる高齢化社会に向けて地域包括支援センターの職員体制等の充実が必要です。

<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
ケアマネジャー研修会・介護予防プラン作成研修	10 回	12 回	10 回	16 回	21 回	ケアマネジャーに対して情報の提供や研修会を開催します。
地域ケア会議の開催	4 回	※57 回	※44 回	※40 回	※41 回	

※平成 28 年度（2016 年度）から開始した例外利用検討会議を含む

（3）任意事業

1) 介護給付等適正化事業

【事業内容】

不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行います。

主要な適正化事業の内容は①認定調査状況チェック②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知の送付です。

【現状と課題】

- ①認定調査員の資質向上のため定期的に学習会を実施するほか、認定調査員による調査票をケアマネジャー資格を持つ職員がチェックを行っています。
- ②ケアプランの点検については、現在新規申請のプランのみ提出を求め点検をしています。令和元年度（2019 年度）は新規申請件数 424 件のうち、294 件の提出がありました。提出されたものについては全件プラン内容を確認し、明らかに問題があるケースについてはケアマネジャーにプランの返却を行っています。今後は提出を求めるプランの抽出方法の検討が必要です。また、ケアマネジャー等の有資格職員が点検を行っていますが点検件数が多く丁寧な点検やケアマネジャーへのフィードバックは十分とは言えません。抽出するテーマを絞る等より効率的な点検方法について検討が必要です。
- ③住宅改修については、工事内容や金額の妥当性を判断するために、必要があれば担当者が出向いて確認しています。平成 26 年度（2014 年度）からは理学療法士が同行しています。
- ④国民健康保険・後期高齢者保険加入者については、突合・縦覧点検について国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。（認定者の 9 割が国民健康保険・後期高齢者保険加入者です。）
- ⑤介護サービス利用状況確認のため利用者に 2 か月に 1 度、介護給付費通知を送付しています。給付費通知送付後には「何の通知か」「支払いが必要なのか」といった問い合わせが 1、2 件あります。介護給付費について啓発の機会にはなっていますが、適正化につながっているか費用対効果はみえにくい事業となっています。通知の方法、発送頻度等の検討が必要です。

2) 家族介護支援事業

【事業内容】

介護方法の指導や、要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、①介護教室の開催、②認知症高齢者見守り事業、③家族介護継続支援事業等、必要な事業を実施します。

【現状と課題】

- ①家族介護教室は、介護知識・技術の習得や参加者同士の交流の場となっています。また、介護者の負担軽減を図るような企画を開催します。
- ②地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用（おかえりネットワーク・徘徊高齢者家族支援サービス事業）を確立できましたが、ボランティア等による見守り訪問活動等が今後必要です。また、湖南省徘徊高齢者家族支援サービス事業として、みまもりタグおよび感知器の貸与、GPSを活用した機器の初期費用の助成を行っています。
- ③家族介護継続支援事業の一つとして、民生委員・児童委員を通じて介護激励金を支給するとともに、本人及び介護者の状況把握の機会としています。

<家族介護支援事業の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	内容
家族介護教室	延べ 46 人	延べ 50 人	延べ 53 人	延べ 6 人	延べ 13 人	介護者の集いを開催し、介護者の負担軽減を図ります。
認知症介護教室	延べ 177 人	延べ 49 人	－	－	－	認知症の理解を深める場や地域交流の場を設けています。
家族介護者交流事業 (元気回復事業)	22 人	23 人	53 人	6 人	13 人	介護者の交流できる場を提供し、介護に対するリフレッシュを図ります。
認知症サポーター養成事業	延べ 644 人	延べ 585 人	延べ 420 人	延べ 627 人	延べ 495 人	地域の依頼を受け、サポーター養成講座を行います。
認知症キャラバンメイト支援養成事業	年 6 回の連絡会と研修会・啓発活動	認知症キャラバンメイトの養成を継続的に行います。				
寝たきり老人等介護激励金	101 人	115 人	79 人	86 人	78 人	在宅で寝たきり、または認知症の高齢者を介護されている介護者に支給します。

3) その他の事業

【事業内容】

介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、①成年後見制度利用支援事業、②福祉用具、住宅改修支援事業、③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、④認知症サポーター養成事業、⑤地域自立生活支援事業（⑥高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、⑦介護サービスの質の向上に資する事業、⑧地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、⑨家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）を実施します。

【現状と課題】

- ①成年後見制度等利用支援事業（審判の請求、費用負担、報酬助成）を実施することにより、権利擁護の観点に立った支援調整や、疎遠になっていた家族支援等につながっています。法定後見制度は、親族調整をはじめ、事務の煩雑さや、後見（保佐、補助）人候補者の調整、専門職後見の報酬額等の課題が多いです。
- ③平成30年度（2018年度）より認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業の実施を始めました。対象者が非課税世帯の高齢者に限られているので利用者は少ない状況です。
- ⑤介護サービスの質の向上を図るために利用者と介護保険事業者のパイプ役として介護相談員を設置し各事業所を訪問していますが、感染症等拡大によって訪問する機会が減少しています。

<その他の事業の実施状況>

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	内容
成年後見制度等利用支援事業	1人	3人	3人	6人	6人	親族等がいなかったり経済的な理由のため成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の請求やその費用負担、また報酬の助成の支援を行います。
住宅改修支援事業（理由書作成）	18人	15人	13人	13人	22人	適正な住宅改修のための理由書作成の支援を行います。
介護相談員設置事業（派遣回数）	延べ 312回	延べ 330回	延べ 304回	延べ 317回	延べ 291回	利用者と介護保険事業者のパイプ役として、介護相談員を養成し、相談機能の充実を図ります。

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 年度	内容
ひとり暮らし高齢者ふれあい給食事業補助	延べ 1,406 食	延べ 1,514 食	延べ 1,033 食	延べ 1,061 食	延べ 1,031 食	ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者に対し友愛訪問・安否確認を兼ねて給食を届けます。訪問回数は毎年 23 回です。
高齢者 24 時間対応型安心システム事業	79 件	77 件	65 件	63 件	61 件	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人に、事故等による通報に随時対応するための体制整備（電話を受付、適正なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行います。
外出支援サービス事業	2 人	2 人	4 人	4 人	4 人	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人で公共交通機関を利用できない人に通院等の送迎を行います。登録後、転出や施設入所により利用者が減少したが平成 28 年度・29 年度に新たに登録された人がいます。
生活管理指導短期宿泊事業	2 人	2 人	0 人	1 人	0 人	体調が不良な状態に陥った場合等に老人ホーム等に一時的に宿泊していただき、生活の管理指導を行います。
福祉工房事業	20 回	22 回	21 回	20 回	22 回	福祉工房「あぼし」を拠点に、自助具・福祉用具等の相談・啓発・作成等を行います。
認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業	－	－	－	1 人	9 人	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所し補助対象基準に合致する高齢者に対し家賃の補助を行います。

第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策

1. 基本理念

本市の高齢化率は、21.5%（平成27年（2015年）10月1日現在）となっており、県下の他市と比較して低い水準にありますが、高齢化率は増加傾向にあり、令和7年（2025年）には26.6%、令和22年（2040年）には32.3%に達する見通しです。高齢期は心身の機能が低下し、日常生活において家族や身近な人から支援を受けたり、介護サービスを利用したりする場面が次第に増えています。本市では、介護が必要となっても、また高齢者ののみの世帯やひとり暮らしであっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、第6期計画以降、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。地域包括ケアシステムは住み慣れた地域の中で医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援を包括的に提供する仕組みであり、地域包括支援センターを拠点として保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職員が、互いに連携をとりながら地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組んでいます。

また、平均余命の延伸により高齢期が長くなっていますが、高齢者が健康寿命を延ばし、いつまでも元気に地域社会に参画し、高齢者自身も地域の活動や生活支援等の担い手となることが期待されています。このように、誰もが持てる力を発揮して地域社会に参画し世代や分野を超えてつながることで地域をともにつくっていく社会を地域共生社会といいます。地域共生社会の実現は、「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されるのではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含むあらゆる市民が役割を持ち、一人ひとりの多様性を尊重し自分らしく活躍できる地域のつながりを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助けあい支えあいながら暮らし社会の実現を目指すものです。

本市における高齢社会の到来に備えるとともに、地域包括ケアシステムを支える地域共生社会の実現に向けて誰もが心身の健康を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進するため、本計画の基本理念を「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南市」と定めます。高齢者が住み慣れた地域で心豊かに健やかに暮らし続けられるよう、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと自立支援・介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、多様な担い手による生活支援サービスの構築、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実等に積極的に取り組みます。

高齢者がいきいきと自分らしく、

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

湖南市

2. 基本目標と基本施策

基本目標Ⅰ いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

高齢期の生活を充実したものにすることは、生活の質（QOL：Quality Of Life）を高め、ひいては健康寿命の延伸につながります。高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動等の社会参加の場づくりや、仲間づくりのための機会創出に努めます。

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

高齢者の自己決定を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、本人主体の自立支援・重度化防止の推進に向けた取り組みを進めることが重要です。

要支援・要介護認定を受けずに、また、介護が必要となった場合でも重度化を防ぎ、高齢者がいきいきと自分らしく暮らし続けるためには、健康部局や生涯学習部局とも連携した体系的な健康づくりと介護予防、重度化防止の取り組みが必要です。また、高齢者が自ら主体的に取り組めるような健康づくりの一環として、幅広く高齢者全般を対象とした一般介護予防事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーションの理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

※高齢者リハビリテーションとは…生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すものである。

基本目標Ⅱ 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って生活支援サービスの必要性が高まっています。これらの高齢者が安心して暮らしていくためには、行政や事業者等との関わりだけでなく、地域や近隣住民との日常的な交流や支えあいも重要となります。

専門職によるサービスの提供に加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、住み慣れた地域で高齢者の自立支援・重度化防止を受けられる体制を築きます。また、市単位（第1層）、地域単位（第2層）の地域支えあい推進会議（協議体）を設置し、地域包括支援センターと地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）が一体となって地域の特徴に応じて外出支援や家事援助、配食等生活支援サービスの充実・強化を図ります。

基本施策4. 緊急時・災害時等に係る体制整備

ひとり暮らしまたは高齢者だけの世帯や、緊急時・災害時に介助や見守り等特別な支援を必要とする高齢者等が安心して地域で暮らせるよう支援体制の強化を図ります。また、近年の災害発生状況を踏まえ、市は各介護事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行います。福祉避難所においては、要配慮者の数に対して適切な設置数を確保し、防災部局と福祉部局が連携して適切な運営を図ります。さらに、避難所での高齢者の状態悪化に備え、平時からの介護予防活動の啓発・指導に加え、介護予防・フレイル予防に配慮した避難所環境の整備について検討します。

新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、介護事業所等が感染症発生時においても利用者が継続したサービスを受けられるよう滋賀県が実施する介護関連施設・事業所間の応援事業に協力するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務にあたることができるよう、感染症に対する情報共有や啓発の充実に取り組みます。

基本施策5. 総合的な認知症ケアの体制づくり

国の「認知症施策大綱」に掲げる、5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）を踏まえ、「予防※」と「共生」の観点に基づき認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の理解を深めるための普及・啓発や地域での見守り体制整備を進めます。また、できるだけ認知症にならないための予防の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チームやサポート医等との連携、認知症ケアパスの普及・啓発等認知症の状態に応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、若年性認知症への支援、介護者への支援を図ります。

※予防とは、「認知症にならないこと」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味します。

基本施策 6. 権利擁護の推進

認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者等困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう支援を行う必要があります。そのため、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」等関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携しながら、成年後見制度の啓発や利用の促進、高齢者の権利擁護・虐待防止のため、虐待支援ネットの充実や虐待防止等連携協議会の設置・運営等、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

基本施策 7. 医療と介護の連携

自宅等の住み慣れた地域での高齢者の在宅療養を支えるためには、生活の場である日常生活圏単位において日常の療養や生活の支援を受けられる体制を築くことが大切です。そのためには、退院支援、在宅療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で、在宅医療および在宅介護の一体的な提供に必要な在宅医療・介護連携を一層推進していく必要があります。

このため、在宅医療・介護連携支援センターをはじめとする医療と介護の連携拠点の充実、在宅医療を取り巻く環境整備、こなん在宅医療安心ネットワーク等による情報の共有支援等在宅医療・介護連携の推進により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に取り組みます。

また、滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。

基本施策 8. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、体制充実を図ります。市全体における地域ケア会議に加えて、日常生活圏ごとの地域ケア会議を開催し、重層的に各圏域の課題を把握することによって、地域のニーズにきめ細かく対応した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。市民にとって身近な相談支援やニーズの把握を踏まえながら、医療・介護・福祉の専門職の参画と連携により適切なケアマネジメントを推進するための包括的・継続的支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの体制づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策 9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備

介護が必要な高齢者が自分に合った介護サービスを適切に受けられるためには、多様なニーズに対応した介護サービスの充実と質の向上および、介護人材の安定的な確保と定着が必要となります。

在宅での生活の継続を希望する高齢者が多いこと、認知症高齢者の増加が予測されること等を踏まえ、引き続き地域密着型サービス等、ニーズに応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、在宅での介護が継続できるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、相談支援の充実強化に取り組みながら、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。また、増大する福祉・介護ニーズに対応できる介護人材の確保および資質の向上を図ります。

平成29年度（2017年度）より始まった「共生型サービス」については、現在介護保険や障がい福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図る等、国での議論も踏まえながら、介護保険および障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

さらに、介護等を担っている家族の介護離職ゼロへの対応からも、介護サービスの充実に努めます。

また、高齢者の住まいに係る施策との連携を図るとともに、高齢者等の移動支援やユニバーサルデザインのまちづくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

基本施策 10. 介護保険事業等の円滑な運営

引き続き第8期計画においても、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修および福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等、介護給付の適正化に努め、介護保険事業の円滑化と進捗管理を推進します。また、サービスの質の向上を目的とした、ケアマネジャーや事業者の資質向上へ向けた支援、苦情への適切な対応、利用者への情報提供の充実に努めます。

3. 施策体系

**高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
湖南市**

基本目標	基本施策	事業
I. いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進 2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進	①生きがいサービスと居場所づくりの推進 ②社会活動への参加促進 ①健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進 ②自立支援の推進
II. 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	3. 支えあいの地域づくり 4. 緊急時・災害時等に係る体制整備 5. 総合的な認知症ケアの体制づくり 6. 権利擁護の推進	①多様な主体による生活支援サービスの創出 ②生活支援サービスの充実 ①緊急時・災害時の支援対策の強化 ②災害時や感染症に対する体制整備の推進 ①予防と早期対応の仕組みづくり ②若年性認知症への支援体制づくり ③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進 ①権利擁護、虐待予防のための啓発 ②迅速で適切な虐待対応 ③権利擁護のための関係機関との連携強化
	7. 医療と介護の連携 8. 地域包括支援センターの機能強化	①在宅医療を支える環境整備 ②連携の課題抽出と対応の協議 ③医療と介護の連携拠点の充実 ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑤多職種連携のための研修 ⑥二次医療圏内における連携の推進 ⑦在宅看取りに向けた啓発 ①地域包括支援センターの体制整備 ②地域包括支援センター業務の着実な執行 ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検
III. 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備 10. 介護保険事業の円滑な運営	①在宅生活を支えるための介護サービスの整備 ②介護保険施設サービス利用の適正化 ③サービスの質の向上 ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援 ⑤多様な住まいや交通環境の確保 ①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③給付の適正化の推進 ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営 ⑤受給者の理解の促進 ⑥適正な財政運営の推進 ⑦計画の進捗管理と評価

4. 日常生活圏域の設定

これまで湖南市では、地域の主な特性を考慮して日常生活圏域を中学校区の4圏域と定め、地域包括支援センターを中心に圏域内のさまざまな社会資源の連携体制の強化を進めてきました。

第8期計画においても日常生活圏域を中学校区の4圏域（甲西中学校圏域、石部中学校圏域、甲西北中学校圏域、日枝中学校圏域）とします。

なお、日常生活圏域は、概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲を想定しています。

第4章 令和7年度（2025年度）の推計

1. 高齢者数と要介護認定者数の見込み

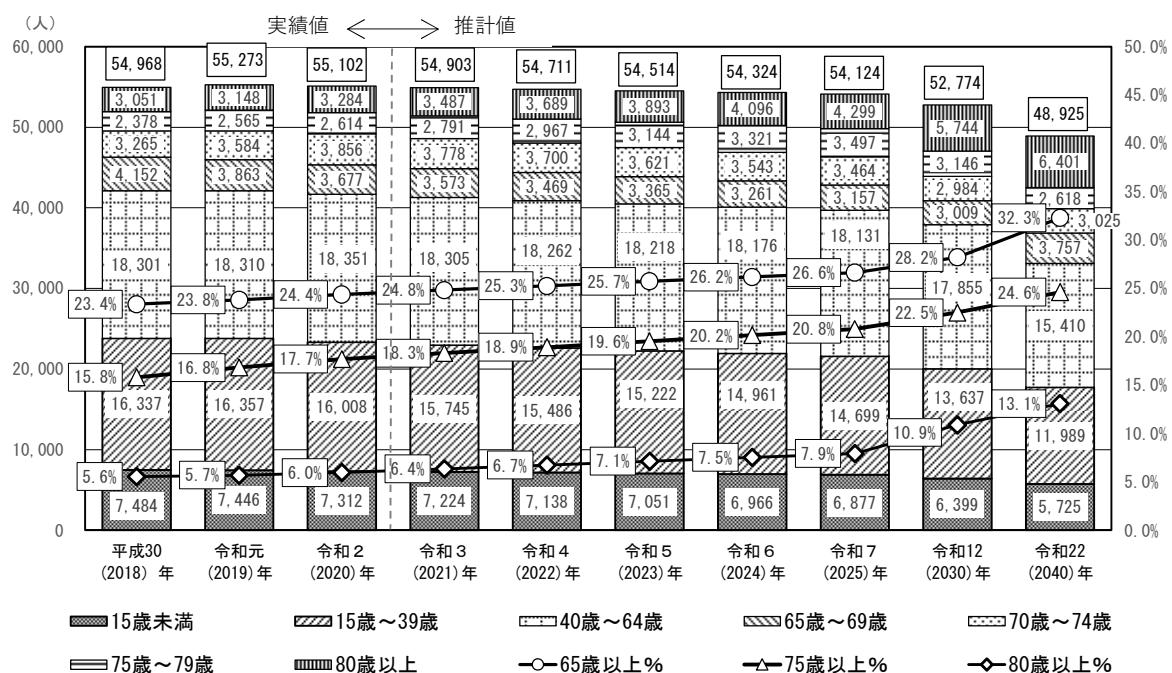
（1）高齢者数の見込み

本市の令和2年（2020年）10月1日現在の総人口は55,102人となっています。将来人口は減少傾向にあり、令和5年（2023年）には54,514人、令和7年（2025年）には54,124人となる見込みです。また、令和22年（2040年）には50,000人を下回り、48,925人となる見込みです。本市は、いわゆる「団塊の世代」を含む65～74歳人口が多く、比較的元気な高齢者の多いまちとなっていますが、新たに65歳に達する第1号被保険者数は減少傾向にあります。2040年には第二次ベビーブーム時の出生者が65歳に達するため、令和22年（2040年）の第1号被保険者数は増加が見込まれます。

高齢化率は、令和2年（2020年）の24.4%から令和22年（2040年）には32.3%（1.32倍）になると見込まれます。65歳以上人口の中でも、75歳以上人口がそれ以上の速さで増加し、その比率は令和2年（2020年）の17.7%から令和22年（2040年）には24.6%（1.72倍）、80歳以上人口の比率は、令和2年（2020年）の6.0%から令和22年（2040年）には13.1%（1.39倍）まで上昇すると見込まれます。

令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、さらなる社会参加の促進や介護予防の推進に努めることが求められています。

図表 将来人口の見込み



※平成30年（2018年）～令和2年（2020年）は住民基本台帳（各年10月1日現在）

※令和3年（2021年）以降の推計人口はコードホート要因法により5年ごとに推計しました（国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠）。さらに5年間の変化を平準化することにより1年ごとの推計値を算出しました。

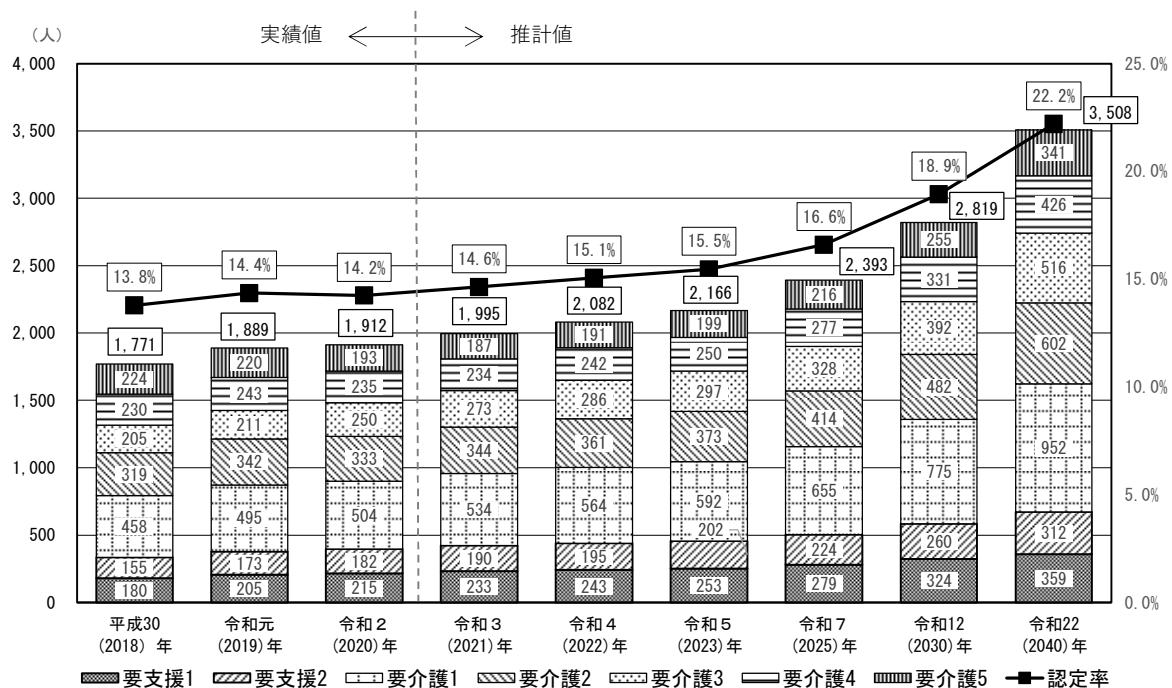
(2) 要介護等認定者数の見込み

今回の認定者数推計方法は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの伸び率に1/2の係数を乗じて算出するものとします（地域包括ケア「見える化システム」による算出）。

要介護等認定者数（第1号被保険者）は、令和元年（2019年）の1,889人から令和7年（2025年）には2,393人（1.27倍）に、令和22年（2040年）には3,508人（1.86倍）なると見込まれます。

65歳以上認定率（第1号認定者数÷65歳以上人口=65歳以上人口に占める第1号認定者の割合）は令和元年（2019年）の14.4%から令和7年（2025年）には16.6%（1.16倍）、令和22年（2040年）には22.2%（1.55倍）まで上昇すると見込まれます。

図表 要介護等認定者数、認定率の見込み



※各年 10月 1日時点

地域包括ケア「見える化システム」とは

- 都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。
- 本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。
 - ※ 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
 - ※ 同様の課題を抱える自治体の取り組み事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくなる
 - ※ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

2. 介護保険サービス基盤整備と給付の方針

(1) 居宅サービス

居宅サービスについては、認定者数や認知症者の増加に伴うニーズの増加に対応するため、事業所やケアマネジャーの確保により、サービス提供量の充実を図ります。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては各圏域での整備が進んできましたが、残された課題として、日枝中学校区を念頭にし、市内のいずれかで小規模多機能型居宅介護 1箇所の設置を見込みます。

また、認知症者の増加に伴い、認知症対応型共同生活介護（2ユニット）設置を見込みます。

(3) 施設サービス

第8期計画中において市内における整備と事業開始はしませんが、令和7年度（2025年度）に向けて待機者が著しい増加となる場合は、第9期計画時に向けた施設整備を検討します。

3. 令和22年度（2040年度）までの介護サービスの見込み

（1）介護サービスの見込み量

1) 介護予防

			第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数(回)	108	147	150	167	176	177	202	271
		人数(人)	22	30	26	28	29	29	33	44
	介護予防訪問リハビリ テーション	回数(回)	34	75	88	92	92	100	107	146
		人数(人)	4	8	11	12	12	13	14	19
	介護予防居宅療養管理 指導	人数(人)	6	5	7	8	8	8	8	11
	介護予防通所リハビリ テーション	人数(人)	53	61	59	64	68	71	77	105
	介護予防短期入所生活 介護	日数(日)	2	5	24	27	27	27	27	43
		人数(人)	-	1	4	5	5	5	5	8
	介護予防短期入所療養 介護（老健）	日数(日)	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養 介護（病院等）	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養 介護（介護医療院）	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着 型介護予 防サービ ス	介護予防福祉用具貸与	人数(人)	114	124	140	142	146	150	164	224
	特定介護予防福祉用具 購入費	人数(人)	3	2	1	3	3	3	2	2
	介護予防住宅改修	人数(人)	2	3	4	4	4	6	6	8
	介護予防特定施設入居 者生活介護	人数(人)	1	-	-	-	-	-	-	-
(3) 介護予防支援	介護予防認知症対応型 通所介護	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-
		人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	人数(人)	3	5	5	5	5	6	6	8
介護予防認知症対応型 共同生活介護	介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-
		人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月あたりの利用者数。

2) 介護

			第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	回数(回)	5,192	5,621	6,371	6,481	6,905	7,279	8,155	13,933
		人数(人)	253	279	303	317	332	348	386	629
	訪問入浴介護	回数(回)	199	228	216	211	222	238	276	502
		人数(人)	34	40	40	40	42	45	52	94
	訪問看護	回数(回)	1,089	1,375	1,857	2,085	2,241	2,391	2,707	4,608
		人数(人)	185	224	254	280	298	314	352	582
	訪問リハビリテーション	回数(回)	455	518	488	489	518	544	603	1,004
		人数(人)	43	54	54	59	62	65	72	119
	居宅療養管理指導	人数(人)	97	120	126	137	143	151	170	285
	通所介護	回数(回)	3,113	3,449	3,577	3,770	3,926	4,083	4,532	7,174
		人数(人)	317	360	371	400	417	434	482	766
	通所リハビリテーション	回数(回)	1,170	1,156	904	905	947	986	1,083	1,676
		人数(人)	164	171	148	155	164	171	188	291
	短期入所生活介護	日数(日)	866	979	1,027	1,076	1,110	1,153	1,294	2,113
		人数(人)	120	133	111	115	118	123	138	226
	短期入所療養介護(老健)	日数(日)	125	105	70	84	86	85	90	149
		人数(人)	18	14	8	9	9	9	10	17
	短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	人数(人)	554	607	642	679	707	745	830	1,357
	特定福祉用具購入費	人数(人)	11	7	8	10	10	10	11	17
	住宅改修費	人数(人)	7	5	6	6	6	6	6	11
	特定施設入居者生活介護	人数(人)	5	5	5	5	6	6	6	10
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	人数(人)	2	2	1	1	1	1	1	2
	夜間対応型訪問介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1	2	3
	地域密着型通所介護	回数(回)	1,551	1,613	1,755	1,889	1,997	2,128	2,337	3,691
		人数(人)	174	186	197	212	226	240	264	416
	認知症対応型通所介護	回数(回)	782	851	892	891	906	924	1,015	1,594
		人数(人)	72	79	84	87	91	95	104	163
	小規模多機能型居宅介護	人数(人)	48	59	67	70	78	86	102	134
	認知症対応型共同生活介護	人数(人)	41	44	45	56	61	64	62	85
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	77	77	77	77	77	77	77	135
	看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

			第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(3) 施設サー ビス	介護老人福祉施設	人数(人)	134	135	132	135	140	140	140	140
	介護老人保健施設	人数(人)	100	100	95	100	100	100	100	100
	介護医療院	人数(人)	0	1	3	3	3	3	50	76
	介護療養型医療施設	人数(人)	41	40	40	40	40	40	/	/
(4) 居宅介護支援	人数(人)	817	899	925	984	1,038	1,095	1,211	1,917	

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

(2) 介護保険給付費の見込み

- サービス見込み量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。
- 介護報酬改定(0.7%)の影響を見込んでいます。
- 地域区分として、第8期計画期間は引き続き7級地(※)となります。

※7級地(地域区分)：利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、地域間における人件費の差を勘案し、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するために設けられた区分です。平成27年度報酬改定以降「1級地・2級地・3級地・4級地・5級地・6級地・7級地・その他」の8区分が設けられ、区分に応じサービスごとに1単位の単価を設定されます。

1) 介護予防

単位：千円

			第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,463	9,405	9,417	10,547	11,159	11,245	12,803	17,134	
	介護予防訪問リハビリテーション	1,209	2,569	3,092	3,281	3,283	3,549	3,816	5,191	
	介護予防居宅療養管理指導	504	366	565	629	629	629	629	883	
	介護予防通所リハビリテーション	19,773	23,622	23,094	25,766	27,418	28,593	30,943	42,625	
	介護予防短期入所生活介護	184	359	1,998	2,261	2,262	2,262	2,262	3,620	
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	43	0	0	0	0	0	0	
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護予防福祉用具貸与	6,675	7,383	11,054	11,311	11,614	11,883	12,982	17,889	
(2) 地域密着 型介護予 防サービ ス	特定介護予防福祉用具購入費	717	435	271	740	740	740	506	506	
	介護予防住宅改修	2,401	3,205	4,475	4,475	4,475	6,712	6,712	8,950	
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,076	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 介護予防支援	8,490	9,643	10,859	11,439	11,614	12,015	13,102	17,844		
合計	51,202	61,768	69,444	75,097	77,845	83,287	89,414	121,925		

※給付費は年間累計の金額

2) 介護

単位：千円

		第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	170,166	191,591	223,259	227,495	242,392	255,667	286,239	488,274
	訪問入浴介護	29,106	32,810	31,543	30,929	32,503	34,959	40,450	73,685
	訪問看護	89,471	105,124	128,177	144,303	155,223	165,978	187,946	321,331
	訪問リハビリテーション	15,897	18,026	17,187	17,332	18,364	19,284	21,377	35,512
	居宅療養管理指導	9,783	13,602	13,271	14,347	14,958	15,788	17,754	29,556
	通所介護	272,208	303,822	321,405	338,650	354,437	369,982	412,294	663,078
	通所リハビリテーション	116,183	111,464	85,555	84,442	88,566	92,083	101,649	159,276
	短期入所生活介護	87,071	99,383	106,727	111,826	115,273	119,607	134,505	221,573
	短期入所療養介護（老健）	14,902	13,452	8,324	9,927	10,078	10,049	10,627	17,829
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	3,078	1,855	2,463	3,078	3,078	3,078	3,450	5,272
	特定福祉用具購入費	7,392	5,135	5,920	6,678	6,678	6,678	6,678	12,047
	住宅改修費	8,539	11,371	10,447	10,511	12,622	12,622	12,622	21,034
	特定施設入居者生活介護	170,166	191,591	223,259	227,495	242,392	255,667	286,239	488,274
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	2,807	5,200	3,705	3,728	3,730	3,730	3,730	7,460
	夜間対応型訪問介護	1,485	2,348	2,637	2,653	2,655	2,655	5,309	7,964
	地域密着型通所介護	150,658	156,426	174,228	190,430	202,135	214,813	236,620	377,332
	認知症対応型通所介護	96,360	104,799	111,168	111,940	113,673	116,076	127,581	202,250
	小規模多機能型居宅介護	116,995	141,168	168,565	175,965	196,547	220,577	265,872	350,353
	認知症対応型共同生活介護	132,656	139,028	148,720	187,302	203,523	213,736	206,074	283,848
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	251,258	260,379	265,922	268,382	268,530	268,530	268,530	470,753
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	412,059	425,608	422,189	435,241	451,364	451,364	451,364	451,364
	介護老人保健施設	314,408	320,917	321,594	340,885	341,074	341,074	341,074	341,074
	介護医療院	0	5,292	14,001	14,087	14,095	14,095	196,543	297,164
	介護療養型医療施設	174,778	169,002	169,509	170,550	170,645	170,645	/	/
(4) 居宅介護支援		149,303	162,599	169,618	181,625	191,894	202,455	224,347	358,684
合計		2,724,141	2,905,609	3,062,277	3,225,456	3,364,092	3,484,456	3,741,345	5,499,665

※給付費は年間累計の金額

第2部 各論

基本施策の取り組み

施策の体系

基本理念：高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南市

基本目標Ⅰ．いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

事業	重点	個別事業	頁
①生きがいサービスと居場所づくりの推進	◎	安心応援ハウス支援事業	43
		サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成	43
②社会活動への参加促進		生活支援サービスの担い手の養成	44
		学びの場づくり・活動支援	44
		老人クラブ活動の支援	44
		シルバー人材センターとの連携	44

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

事業	重点	個別事業	頁
①健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進	◎	健康相談事業	48
		健康教育	48
	◎	介護予防把握事業	48
		介護予防普及啓発事業「出前健康講座」	48
		地域介護予防活動支援事業	48
		一般介護予防事業評価事業	48
		元気高齢者地域参画事業	48
②自立支援の推進		地域リハビリテーション活動の支援	49
		自立支援型地域ケア会議の開催	49

基本目標Ⅱ．安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

事業	重点	個別事業	頁
①多様な主体による生活支援サービスの創出		地域支えあい推進員の設置	52
		地域支えあい推進会議の設置・運営	52
	◎	身近な地域での生活支援体制づくり（生活支援体制整備事業）	52
②生活支援サービスの充実		外出支援サービス事業	53
		「食」の自立支援事業（配食サービス）	53
		配食によるひとり暮らし高齢者見守り安心ネットワーク事業	53

基本施策4. 緊急時・災害時等に係る体制整備

事業	重点	個別事業	頁
①緊急時・災害時の支援対策の強化		24時間対応型安心システム事業	54
		重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成	54
		福祉避難所の利用調整	54
②災害時や感染症に対する体制整備の推進	◎	サービス提供者間の互助ネットワークの整備・充実	55
		新型コロナウィルス感染症発生時の介護関連施設・事業所等間の応援事業	55
		市民や事業者に対する啓発	55

基本施策5. 総合的な認知症ケアの体制づくり

事業	重点	個別事業	頁
①予防と早期対応の仕組みづくり		出前講座やシンポジウム等学びの場づくり	56
		認知症ケアパスの普及・啓発	57
		市民や企業等への研修・啓発	57
		本人ミーティングの実施による認知症の人が自らの言葉で語る機会の創出	57
		認知症地域支援推進事業認知症予防の啓発	57
	◎	認知症地域支援推進事業	57
		もの忘れ相談事業	57

事業	重点	個別事業	頁
①予防と早期対応の仕組みづくり		認知症初期集中支援チームの活動の推進	57
		専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携	57
②若年性認知症への支援体制づくり		関係機関との連携	58
		相談窓口の設置	58
③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進		認知症の理解の啓発(認知症サポーター養成)	59
		高齢者あんしん見守りネットワークの充実	59
		おかえりネットワークの充実	59

基本施策6. 権利擁護の推進

事業	重点	個別事業	頁
①権利擁護、虐待予防のための啓発		パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知	61
		区・自治会や企業等への出前健康講座等による啓発活動の推進	61
②迅速で適切な虐待対応	◎	ケアマネジャー等関係者への虐待対応の周知と研修会の実施	62
		虐待終結に向けた適切な対応	62
		適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減	62
③権利擁護のための関係機関との連携強化		施設虐待への対応	62
		虐待支援ネット等の活用および医療機関・警察等との関係づくり	63
		虐待防止等連携協議会の設置・運営	63
		成年後見センター等関係機関との連携	64
		成年後見制度の利用の促進	64

基本施策7. 医療と介護の連携

事業	重点	個別事業	頁
①在宅医療を支える環境整備		病院と在宅診療医の連携支援	65
		地域の医療・福祉資源の把握と活用	65
②連携の課題抽出と対応の協議	◎	各専門職種の会議による課題抽出と対策の検討	66
		医療計画との整合	66
③医療と介護の連携拠点の充実		在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる関係者への相談支援の充実	67
④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援		地域連携パス等の情報共有ツールの活用	67
⑤多職種連携のための研修		介護職種等を対象とした医療教育に関する研修の実施	68
		グループワーク等の多職種参加型研修の実施	68
⑥二次医療圏内における連携の推進		病院との入退院支援ルールの策定	68
⑦在宅看取りに向けた啓発		出前講座の実施	69
		啓発の実施	69

基本施策8. 地域包括支援センターの機能強化

事業	重点	個別事業	頁
①地域包括支援センターの体制整備	◎	地域包括支援センター運営のための専門職の計画的な確保	70
		専門職の研修会の積極的な受講	70
②地域包括支援センター業務の着実な執行		総合相談事業の充実	73
		介護予防ケアマネジメントの推進	73
		包括的・継続的マネジメント支援	73
		地域ケア会議の推進	73
		介護予防事業の推進	73
		生活支援サービスの体制整備	73
		認知症施策の推進	73
		権利擁護の推進	73
③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検		在宅医療・介護の連携の推進	73
		P D C A サイクルによる事業評価の実施	75
		運営協議会への報告と検証	75

基本目標Ⅲ. 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備

事業	重点	個別事業	頁
①在宅生活を支えるための介護サービスの整備 <介護予防・日常生活支援総合事業>		訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	76
		通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	76
		訪問型サービスB（住民主体による支援）	76
		通所型サービスB（住民主体による支援）	76
		訪問型サービスC（訪問型短期集中予防サービス事業）	76
		通所型サービスC（通所型短期集中予防サービス事業）	77
<介護保険サービス>	◎	地域密着型サービス等の整備・充実	77
		居宅サービスの充実	78
		介護離職ゼロへつなげる取り組みの推進	78
		介護職人材養成のための支援	78
		共生型サービスの提供	78
②介護保険施設サービス利用の適正化		特例入所の適切な入所判定	78
③サービスの質の向上		自己評価と第三者評価の推進	79
		介護相談員設置事業の継続	79
		介護保険事業者協議会による研修会の開催	80
④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援		家族介護者交流事業	80
		在宅寝たきり老人等介護激励金の支給	80
⑤多様な住まいや交通環境の確保		多様な住まい方を支える支援	81
		高齢者にやさしい交通環境の確保	81

基本施策10. 介護保険事業の円滑な運営

事業	重点	個別事業	頁
① 介護認定の適正化		専門職による認定調査内容の点検	82
		調査員研修会の実施	82
		合議体間の平準化	82
②ケアマネジメントの適正化	◎	ケアプランの点検	83
		地域ケア会議におけるケアマネジメント支援	83
		ケアマネ会議における事例検討や情報交換	83
③給付の適正化の推進		縦覧点検・医療情報の窓口	84
		国保連合会介護給付適正化システムの活用	84
		事業者実地調査の実施	84
		住宅改修・福祉用具の実地調査	85
		国保連合会の給付費通知の送付	85
④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営		チェックリストの活用推進	85
		総合事業の啓発と周知	85
⑤受給者の理解の促進		介護保険制度の正しい理解の推進	86
⑥適正な財政運営の推進		収入に応じたきめ細やかな負担額の設定	87
		適正な債権管理事務の執行	87
⑦計画の進捗管理と評価		目標・達成度の評価・点検	88
		介護保険運営協議会への報告と検証	88
		庁内連携の推進	88

第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

事業1-① 生きがいサービスと居場所づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 生きがいづくり支援と居場所づくりの一環として、安心応援ハウス事業や小地域福祉活動、あつたかほーむ事業、まちづくり協議会における地域福祉活動等、地域が主体的に取り組む地域福祉活動を支援しています。
- ◆ 「安心応援ハウス事業」によるサロン活動は令和2年（2020年）10月時点で26箇所の区・自治会等で実施されていますが、未だ実施されていない地域もあります。サロン活動の実施状況も地域差が大きい現状です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 安心応援ハウス事業は、その事業内容の実態について地域差が大きいため、補助金の支給要件の見直しを図るとともに、取り組み地域の拡充を図ります。また、事業に直接携わっているスタッフ同士の情報交換会の開催やサロンスタッフ養成研修会の実施等、サロン活動の内容の充実、推進を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
◎安心応援ハウス支援事業	地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防および生きがいや交流ができる場所を市内のすべての地域で設置・運営されるよう支援します。
サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成	他の高齢者サロンがどのような活動をしているか把握し合うことで、今後の活動がより活発かつ多様なものにつながることを目的に、各サロンの活動紹介・情報交換の場として交流会を設けます。また、新たなサロン運営の担い手となるボランティアを養成するための交流会等を開催します。また、地域支えあい推進員と連携を図りながら、地域で取り組まれている高齢者を対象とした通いの場の情報を集約し、通いの場の取り組み等の紹介を行います。

事業1-② 社会活動への参加促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 老人クラブ活動、まちづくり協議会活動、ボランティア活動等、多様な社会参加の機会の拡充に努めています。
- ◆ シルバー人材センターと連携し、働く意欲のある高齢者の就労支援に努めています。
- ◆ 生活支援サービスの多様な担い手として、区・自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、ボランティア等の活動への期待は、増しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 社会福祉協議会、区・自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、ボランティア、NPO等多様な団体・機関等の参画を得て、庁内にも横断的組織をつくり連携しながら、地域の支えあい体制づくりを進めます。
- ◇ 団塊の世代をはじめとする高齢者が持つ豊富な知識や技術、経験を次世代に引き継ぐための機会を積極的に創出し、高齢者の生きがいと役割づくりを進めます。
- ◇ 高齢者には、生活支援サービスの担い手や高齢者見守りネットワークの支える側の一員として地域に貢献いただけるような仕組みづくりに取り組みます。
- ◇ シルバー人材センターについて、多様な業務受注の拡大を支援する等、今後も高齢者の就労支援に努めます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
生活支援サービスの担い手の養成	NPOやボランティア、民間企業、協同組合、区・自治会、まちづくり協議会や自主活動グループ等が主体となったさまざまなサービスの提供や介護予防の場づくりが必要です。このため、社会福祉協議会やボランティアセンター等と連携して、地域単位で第2層の支えあい推進会議を設置し、地域支えあい推進員の育成を図りながら、元気高齢者等が新たな担い手として活躍し、社会参加・貢献できる仕組みを構築します。
学びの場づくり・活動支援	まちづくり協議会や老人クラブ・ボランティア団体等に地域の生活や福祉課題に関する学習テーマの提案や講師の派遣等、学びの場づくりの支援を行うことにより、地域課題に関心を寄せる市民の発掘や養成を図り、地域活動やボランティア活動への参加を促します。
老人クラブ活動の支援	会員の減少が続いていることから、新たに会員獲得のための支援を行い、老人クラブが行う社会奉仕活動や健康増進、生きがいを高める活動を支援します。
シルバー人材センターとの連携	高齢者が今まで培ってきた知識や技術を生かし、いつまでも元気に生きがいを持って働ける場づくりを進めるシルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援のために連携を図ります。

基本施策1の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
安心応援ハウス支援事業	地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防および生きがいや交流ができる場所を市内のすべての地域で設置・運営されるよう支援します。	開催箇所数、開催回数、参加者数、参加者アンケートを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が健康であると思う人の割合 ・集いの場が楽しく、また来たいと思う人の割合等

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

事業2-① 健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 令和2年度（2020年度）より、関連部局と連携しフレイル状態に至ることを未然に防ぐために、健康づくりと介護予防事業の一体的実施に取り組んでいます。令和2年度（2020年度）は、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）として、医療や健診を受けていない高齢者（75歳以上）を対象とした把握事業、重複服薬者への相談対応事業を実施しています。また、通いの場への積極的な取り組み（ポピュレーションアプローチ）として、いきいき百歳体操や出前健康講座参加者へのフレイル予防（健康教育）を実施しています。
- ◆ 市では、「健康こなん21計画【健康増進計画・食育推進計画】（第2次）」の趣旨に沿い、すべての市民が生涯にわたり健康を維持・増進し、豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や栄養・食生活等の各領域において市民の行動目標と市や関係機関の取り組みを定め、健康づくり事業や保健事業を推進しています。
- ◆ 65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者を中心としたアクティブシニア（元気高齢者）を対象に平成29年度（2017年度）より元気高齢者地域参画事業として、「こなんTHEボイスプロジェクト」を実施しています。令和元年度（2019年度）は、市内3箇所の会場で81人が参加しました。また、本事業参加者を対象に「うたや音楽」の魅力を地域に発信する役割として、市民音楽健康指導士を平成30年度（2018年度）より養成しています。市民音楽健康指導士が中心となり「ASoVo俱楽部」を立ち上げ、令和元年度（2019年度）より市内4箇所で活動しています。
- ◆ 平成22年度（2010年度）より地域で開催している自主活動グループ「いきいき百歳体操」は、令和2年度（2020年度）までに43行政区のうち35行政区、44会場で開催しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 「健康こなん21計画【健康増進計画・食育推進計画】（第2次）」で定めた各領域における目標の達成に向けて取り組みます。
- ◇ 「ライフステージに応じた体と心を癒す機会の充実」を基本方針の一つとして掲げる「スポーツ推進計画（第2期）」に基づき、楽しみながらの適度な運動の推進、健康づくりに欠かせない栄養面や生活習慣からのサポート、多種目を体験できる総合型地域スポーツクラブを活用したスポーツ活動や体力づくりを推進します。
- ◇ 健康寿命を延ばすために、健康づくりに主体的に参加・継続できる仕組みを、新しい総合事業の取り組みの中で検討します。
- ◇ 閉じこもりやうつ病等の問題を抱えた高齢者を早期に把握し、予防活動につなげフレイル※状態に至ることを未然に防ぐための取り組みを地域で推進します。
- ◇ 介護・医療・健診等関係する部局と連携体制を図り、健康づくりのためのリーダーの養成を行いスポーツや趣味活動を実践できる環境を整備します。
- ◇ 出前健康講座について市広報紙やホームページを積極的に活用して啓発に努めるとともに、身近な場所で開催し、フレイル※予防や健康寿命延伸への取り組み意欲を高めます。
- ◇ 地域支えあい推進員等と連携を図り「いきいき百歳体操」未実施地区での取り組みを進めるとともに、実施地区が活動を継続できるよう支援します。
- ◇ 予防事業で取り組む事業が適切かつ効果的に実施されるよう専門職の関与や他機関との連携を図るとともに、PDCAサイクルに沿った取り組みをさらに推進し、効率的で効果的な事業の実施を目指します。
- ◇ 交流の場として、「こなんTHEボイスプロジェクト」「いきいき百歳体操」「高齢者サロン等」の立ち上げ、健康づくりに向けた出前健康講座、レクリエーション本の提供等運営の支援を積極的に行います。また、そのスタッフの方々の交流会、研修会を実施します。
また、地域での新たな通いの場の創出や運営の継続について、地域支えあい推進員および地域支えあい推進会議等と連携を図ります。

※フレイル（虚弱）とは、厚生労働省は「加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障がい、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態」と定義している。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
健康相談事業	高齢者の集まりの場を利用して、保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士等の専門職が、血圧測定や健康に関する相談、指導助言を行います。
健康教育	高齢者サロンや安心応援ハウス等のグループや老人クラブ等の集まりにおいて、介護予防やロコモティブシンドローム※等についての健康教育を出前講座で行い、健康づくりの関心を高め主体的な取り組みを支援します。
◎介護予防把握事業	医療や健診を受けていない高齢者は、閉じこもりやうつ病等何らかの問題を抱えていると想定し、早期把握に努めます。フレイル予防の観点を踏まえ把握した高齢者に対し、健康づくりや介護予防事業につなげていきます。
介護予防普及啓発事業 「出前健康講座」	健康づくりや介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を目的とし、身近な通いの場（サロン、老人クラブ等）に専門職の派遣を行います。高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業と連携し高齢者のフレイル予防に向け栄養・口腔ケア・運動・認知症等の講座を行います。
地域介護予防活動支援事業	地域住民が主体となって取り組む「いきいき百歳体操」等の活動を支援します。また、サポーター養成講座を行い、地域での活動が継続できるよう支援します。
一般介護予防事業評価事業	健康づくりや介護予防を目的として実施する事業について、P D C Aサイクルに沿った推進に努め、事業成果の見える化に取り組みます。
元気高齢者地域参画事業	退職後の高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的とし、地域コミュニティの交流と活性化を図るために民間企業等と連携をはかりながら教室を実施します。

※ロコモティブシンドロームとは・・・運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態をいう。

事業2-② 自立支援の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市内に勤務するリハビリテーション専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）は、100人を超えています。近年、介護の現場に勤務するリハビリテーション専門職種も増えています。
- ◆ 自立支援型地域ケア会議においてリハビリテーション専門職種の参加を勧めており、自立支援に資する助言指導を得ています。
- ◆ 介護サービス利用者の自立支援・重症化防止等の観点で多職種の視点からケアプランについて助言を行う、自立支援型地域ケア会議を月1回開催しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ フレイル予防の観点からも虚弱者を早期に把握し、必要なサービスにつなげるため通いの場等への、リハビリテーション専門職種の関与を進めます。
- ◇ 通いの場や介護事業所等において、リハビリテーション専門職の関与が必要とされる場合、円滑に派遣できるよう関係団体等と連携していきます。また、生活の場面におけるリハビリテーションニーズに対し適切に助言指導が行えるようリハビリテーション専門職と情報共有を図ります。
- ◇ ケアマネジメント支援を通して、利用者の自立支援や重度化予防を目指します。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容
地域リハビリテーション活動の支援	高齢者とその家族が、住み慣れた所で、安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行なう活動が展開できるようリハビリテーション専門職等の関与を促進します。介護施設、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。
自立支援型地域ケア会議の開催	地域の専門職が助言者となる、自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に向けたケアマネジメントへの助言・支援を推進していきます。

基本施策2の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
介護予防把握事業	医療や健診を受けていない高齢者は、閉じこもりやうつ病等何らかの問題を抱えていると想定し、早期把握に努めます。フレイル予防の観点を踏まえ把握した高齢者に対し、健康づくりや介護予防事業につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳高齢者のうち、健康状態未把握者に対するアンケート調査の実施 ・訪問を実施した結果、サービスが必要と思われる人数 	健康状態未把握者の中より、「相談をしたい」と回答した高齢者に対し健康づくりや介護予防事業につながった割合

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

事業3-① 多様な主体による生活支援サービスの創出

【取り組みと現状分析】

- ◆ 「地域共生社会」の実現に向け「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創っていく取り組みを推進しています。
- ◆ NPOや企業が外出支援サービス、配食サービスや買い物サービス等を行っています。
- ◆ 市シルバー人材センターでは、知識や技術を生かして働くを通じて喜びや生きがいを感じる場や社会貢献の場づくりを進めています。
- ◆ 市ボランティアセンターには多くのボランティアサークルの登録があり、ボランティアコーディネーターのマッチングにより活発なボランティア活動を展開しています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援サポーターを養成し、ひとり暮らし高齢者を対象に見守り活動を実施しています。
- ◆ 区・自治会や有志による高齢者の居場所づくりとして、安心応援ハウス、いきいき百歳体操やサロン活動等が行われています。
- ◆ まちづくり協議会ごとに地域支えあい推進員を設置することができました。地域資源の掘り起こしを行っているところです。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市社会福祉協議会が育成した生活支援サポーターも既存のインフォーマルサービス等を周知し、有効活用できるように働きかけます。
- ◇ 生活支援サービスの担い手として活躍することで元気高齢者の生きがいづくりにつながるような活動を推奨するために、ボランティアポイント制度等について検討します。
- ◇ ボランティア等生活支援の担い手の発掘・養成や、地域資源の開発やネットワーク化を進める地域支えあい推進員の配置、さらに、多様なサービス提供主体が参画する地域支えあい推進会議を組織し、情報の共有や協働により本市の生活支援サービス提供体制の整備を図ります。
- ◇ 全世代を支えるアクティブシニアの活躍できる場の整備を図ります。
- ◇ 地域住民のニーズに合った地域にある資源の活用を進めます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
地域支えあい推進員の設置	地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えてお互いさま・支えあいの取り組みを地域に広く展開していくための地域支えあい推進員を配置します。推進員が中心となり、地域のニーズと資源の状況の見える化や問題提起、多様な主体への協力の働きかけ、関係者のネットワークが図れるよう支援を行います。
地域支えあい推進会議の設置・運営	生活支援体制整備事業および地域支えあい推進員活動より得られた地域の状況について、我が事として話しあえる場（第2層協議体）が各まちづくり協議会で設置できるよう支援を行います。また、多様な主体が、市内全域に共通する在宅高齢者等の生活上の課題や、課題に関連する各主体の活動・事業について、定期的に情報共有・意見交換を行う場（第1層協議体）を設置します。
◎ 身近な地域での生活支援体制づくり（生活支援体制整備事業）	生活支援体制整備事業では、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、地域支えあい推進員が中心となり、地域の支えあいを広め、住民主体の通いの場やサービスの創出を進めます。

事業3-② 生活支援サービスの充実

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による生活支援サービスが広がっています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援ソーターを養成し、地域の声かけ・見守り体制の構築に取り組んでいます。
- ◆ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、外出頻度が減っている人は年齢が上がるにつれて多くなり、80歳以上では約半数となっています。また、高齢者福祉施策に期待することとして、免許返納後の交通手段や、通院や買い物のための交通手段に対する要望が多くありました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 外出や食事等の多様な生活ニーズに対し、地域全体で応えていくため多様な担い手によるサービスが提供できるよう推進していきます。
- ◇ 配食、掃除・洗濯、草引き等の生活支援サービスをNPO、企業やボランティアで行う仕組みづくりを検討し構築していきます。特に、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側にもなることを意識した仕組みづくりに配慮します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
外出支援サービス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、一般的の交通機関を利用することが困難な人に対し、自宅と医療機関等との間の送迎を行います。
「食」の自立支援事業（配食サービス）	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、自ら調理をすることが困難な人に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行います。
配食によるひとり暮らし高齢者見守り安心ネットワーク事業	ひとり暮らしの高齢者に対して、ボランティア等の協力による給食の配達を行います。給食を配達することで、安否確認とともに高齢者の孤独感の解消や地域とのつながりの強化に努めます。

基本施策 3 の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
身近な地域での生活支援体制づくり（生活支援体制整備事業）	生活支援体制整備事業では、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、地域支えあい推進員が中心となり、地域の支えあいを広め、住民主体の通いの場やサービスの創出を進めます。	第2層の地域支えあい推進員が中心となり、地域での新たな通いの場や互助のサービスの創出（地域、箇所数）	各地域において通いの場等のサービス提供体制が整備された割合

基本施策4. 緊急時・災害時等に係る体制整備

事業4-① 緊急時・災害時の支援対策の強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ ひとり暮らしまだ高齢者のみ世帯の人の事故等の緊急時に対応する高齢者24時間対応型安心システムを導入しています。
- ◆ 災害時における避難行動要支援者の名簿作成を進めており、順次個別支援プランの作成を行っています。避難行動要支援者の範囲がかなり限定された人となっているため、要配慮者の安否確認や避難誘導の支援体制づくりが地域に求められており、区・自治会におけるその取り組みにはばらつきが見られます。
- ◆ 福祉避難所の指定については、令和元年度（2019年度）において19法人（44施設（うち高齢者関連施設28施設））と「災害時における福祉避難所の開設および運営に関する協定」を締結しました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 市ホームページをはじめ民生委員等を通じて高齢者24時間対応型安心システムの周知を図り、利用者の増加を図ります。
- ◇ 避難行動要支援者として登録された人については、随時、個別支援プランを作成していきます。また、区・自治会における災害時の避難支援体制づくりについては、市としてモデルを示す等により、すべての地域において取り組みが進むよう地域代表者会議や民生委員・児童委員協議会、ケアマネジャー等と連携しながら推進します。
- ◇ 福祉避難所については、いざというときに機能するよう、指定後においても継続的に事業者との協議を行い、また日ごろからの信頼関係の構築に努めます。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容
24時間対応型安心システム事業	ひとり暮らしまだ高齢者のみで暮らしている人の事故等による緊急事態に随時対処するとともに、高齢者の相談に応じる24時間体制（電話受付、適正なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターの配置）を整備することにより、日常生活の不安の解消と安全を確保します。
重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者の対象者の把握と名簿への登録を進め、区・自治会や民生委員の協力を得ながら個別支援プランの作成を進めます。作成した名簿やプランは支援者間で共有していきます。
福祉避難所の利用調整	災害時に介助や見守り等特別な支援を必要とする高齢者等が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の高齢者等施設を福祉避難所に指定し、平常時から災害に備えた関係の構築に努めます。

事業4-② 災害時や感染症に対する体制整備の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 近年、災害や、新型コロナウイルス感染症の流行によって必要な介護保険サービスや支援等の提供に支障をきたす事案が全国で生じています。日ごろから関係機関が連携し平時からの準備を行うことが重要です。
- ◆ 滋賀県において、介護連携施設において新型コロナウイルス感染症が発生し事業継続に大きな影響が生じた場合に介護連携施設間において職員の派遣の調整や代替サービスの利用に向けた情報提供や利用調整を行うためのコーディネート機能の整備が検討されています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅医療・介護連携推進事業において、かかりつけ医や訪問看護事業者等における互いの機能を補完しあえる互助ネットワークの取り組みを進めます。
- ◇ 湖南市介護保険事業者協議会（ほほえみネットこなん）の活動について市がオブザーバーとして関わり、連携を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
◎サービス提供者間の互助ネットワークの整備・充実	在宅医療・介護連携推進事業において、かかりつけ医や訪問看護事業者等における互いの機能を補完し合える（互助ネットワーク）の整備・充実を図ります。また、平時から連携が図れる場づくりを進めます。
新型コロナウイルス感染症発生時の介護連携施設・事業所等間の応援事業	県が推進する本事業を円滑に実施できるよう介護保険事業者協議会等と協力体制の強化を図ります。
市民や事業者に対する啓発	市ホームページや介護保険事業者協議会で啓発、研修を行い、正しい理解と対応について知識を共有します。

基本施策4の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
サービス提供者間の互助ネットワークの整備・充実	在宅医療・介護連携推進事業において、かかりつけ医や訪問看護事業者等における互いの機能を補完し合える（互助ネットワーク）の整備・充実を図ります。また、平時から連携が図れる場づくりを進めます。	協力事業所の数 各種会議開催回数 参加者人数	感染および災害時における訪問看護・訪問介護バックアップ体制

基本施策5. 総合的な認知症ケアの体制づくり

事業5-① 予防と早期対応の仕組みづくり

【取り組みと現状分析】

- ◆ 認知症の人や家族、地域住民の方へ認知症に対する正しい理解の啓発を目的とした啓発講座を開催していますが30歳代から50歳代の人への啓発が十分にできませんでした。
- ◆ 認知症の相談窓口の認知度は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において30.7%でした。
- ◆ 認知症の状態に応じて適切なサービス等が選択できるような認知症ケアパスを改定しました。
- ◆ 早期発見・早期対応を目的として、認知症疾患医療センターの医師と地域包括支援センター職員が同行して家庭訪問を行う「もの忘れ相談」を年6回実施し、専門医の受診・治療につながるきっかけとなっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 行動計画を作成し、認知症施策に係る個別的な行動計画を定め進捗管理を行います。
- ◇ 市民の誰もが参加できる講演会の実施と、区・自治会、学校、企業等30歳代から50歳代の人にも受け取れる場での開催も検討し、出前講座の形態による開催に努めます。
- ◇ 地域包括支援センター、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター等が認知症に関する相談窓口であることを周知するとともに、必要な支援を行える体制を強化します。
- ◇ 認知症ケアパス、リーフレットの配布やホームページでの啓発を行います。
- ◇ 認知症初期集中支援チームの訪問等による情報収集をもとに支援方法を検討し、初期に集中的な支援を行います。その際には、専門医療機関、サポート医、かかりつけ医と連携しながら、ケース対応を行っていきます。
- ◇ 市民に対し自分で確認できるセルフチェックシート等の啓発を行い、早期対応につなげます。
- ◇ 認知症地域支援推進員の養成支援をしていきます。
- ◇ 新型コロナウィルス感染症等の影響により対面で啓発ができない状況下においても、何らかの方法で取り組めるような方法を検討します。

【具体的事業】

1. 普及啓発・本人発信支援

個別事業	取り組みの内容
出前講座やシンポジウム等学びの場づくり	介護予防普及啓発事業や認知症地域支援推進員等の活動を通じて、認知症に対する偏見をなくし正しい理解が進む機会をつくりています。今後も、出前講座により認知症予防のための知識と生活習慣の啓発に努めます。

個別事業	取り組みの内容
認知症ケアパスの普及・啓発	認知症を発症した人やその家族が、どこに相談をすればよいか、医療や介護等の地域資源がどこに存在し、どのような支援を受けることができるのかを早めに理解できることを目的として作成した認知症ケアパスの冊子を広く活用いただくよう、市民や支援機関等に積極的に提供していきます。
市民や企業等への研修・啓発	市民や企業等に向けて、認知症についての理解の普及に努めます。
本人ミーティングの実施による認知症の人が自らの言葉で語る機会の創出	認知症の人やその家族の人たちが集まって語り合う「本人ミーティング」を開催します。本人の意見を聴き、当事者目線での対策を打つことで、地域で支える仕組みづくりに生かしていきます。

2. 予防

個別事業	取り組みの内容
認知症地域支援推進事業 認知症予防の啓発	認知症予防について健康相談等の取り組みを通じ、正しい知識をもつ市民を増やすとともに、いきいき百歳体操等の通いの場づくりや認知症カフェ等を継続し、誰もが利用できる場づくりを行い、認知機能低下の予防を図ります。

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

個別事業	取り組みの内容
◎認知症地域支援推進事業	行動計画を作成し、認知症の人や介護者への支援として、介護負担の軽減や相談窓口の周知・啓発を目的とした、認知症ケアパスの更新を行います。また、認知症カフェや相談会等本人や介護者が集まる居場所の支援を行います。
もの忘れ相談事業	認知症の早期発見、治療・ケアにつなげるため、もの忘れや認知症についての不安がある人やその家族を対象に、専門医による相談を行います。
認知症初期集中支援チームの活動の推進	チーム員が、認知症が疑われる人等と家族を訪問してアセスメントを実施し、認知症専門医、サポート医等複数の専門職で家族支援等の初期の支援方法を考え、チーム員を中心に包括的・集中的に自立生活のサポートを行います。
専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携	地域での認知症診断・治療・ケアが効果的に行われるよう、かかりつけ医と認知症専門医、サポート医との連携を図ります。より早い段階から適切な医療と介護サービスが提供できる体制を整備し、地域における認知症の早期発見・早期対応を促進します。

事業 5 -② 若年性認知症への支援体制づくり

(認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加推進)

【取り組みと現状分析】

- ◆ 認知症地域支援推進事業の中で、受託法人のうち1法人が若年性認知症の理解を深めるための支援者の交流会を定期的に開催し、資質の向上を図っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 本人の社会参加・社会貢献活動の取り組みに対する支援を推進します。
- ◇ 本人の居場所づくりや相談体制を構築します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
関係機関との連携	若年性認知症では、働き盛りに仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担となります。認知症地域支援推進員が中心となり、医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら、一人ひとりの状態に応じた生活支援につなげていきます。また本人の社会参加・社会貢献活動の取り組みに対する支援を推進します。
相談窓口の設置	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、本人や家族からの相談に対応します。また、専門機関（医療機関等の支援機関）からの相談については、相互に連携し、必要な助言を行います。

※若年性認知症とは…18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー型、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型認知症等）を総称して言います。日本全体では約4万人といわれています。社会的役割が大きい世代であり、経済的問題が大きくなります。また、家庭内の多くの役割と介護を家族が負うため、老年期認知症と比較すると介護負担が大きいといわれています。

事業5-③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域で身近に集える場所や相談できる場所として、認知症対応型通所介護事業所（認知症デイサービスセンター）のうち2箇所で認知症カフェ等を運営し、相談を実施しています。
- ◆ 地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動により徘徊高齢者を早期発見できる仕組みを運用しています。
- ◆ 区・自治会や各種団体から要請を受けてキャラバンメイトを派遣し、認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症キャラバンメイトの連絡会・研修会は継続実施しています。新たなメイトの養成が今後の課題です。

【課題と今後の方針】

- ◇ キャラバンメイトの活動を支援するとともに、認知症地域支援推進員との連携を図ります。
- ◇ 誰もが正しく認知症を理解してもらう啓発活動を推進し、徘徊高齢者の早期発見の仕組みを活用し、認知症高齢者の見守り訪問体制の充実を図ります。
- ◇ 医療受診時・入退院時の支援を包括的に行うために、認知症初期集中支援チームの関わりや、在宅医療・介護連携コーディネーターおよび医療機関等と連携し、支援体制づくりに努めます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
認知症の理解の啓発（認知症サポーター養成）	認知症についての正しい理解を深め、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうために、認知症サポーター養成講座を実施します。また、認知症サポーター養成講座の開催に関わっていただくキャラバンメイトの活動を支援します。
高齢者あんしん見守りネットワークの充実	地域住民、地域のさまざまな団体や商店、電気・ガス・宅配事業者等の多くの協力者や機関により、多様な目で高齢者を見守り支えていく「高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実を図ります。
おかえりネットワークの充実	市介護保険事業者協議会、地域住民（民生委員等）、警察や企業（商店等）との連携を図り、徘徊者を早期発見できるネットワークの充実を図ります。

基本施策5の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
認知症地域支援推進事業	<p>アクションプランを作成し、認知症の人や介護者への支援として、介護負担や相談窓口の周知・啓発を目的とした、認知症ケアパスの作成を行います。また、認知症カフェや安心応援ハウス、相談会等の本人や介護者が集まる居場所にかかりつけ医や保健師等の専門職による健康相談会等を開催します。</p>	<p>実施個所数 参加人数 アンケート</p>	<p>アンケートによる満足度の割合 安心応援ハウス等が専門職による健康相談会を開催した割合</p>

基本施策 6. 権利擁護の推進

事業 6-① 権利擁護、虐待予防のための啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 虐待予防について、広報やリーフレットの配布、また民生委員や介護者を対象とした研修会を開催し啓発を行いました。虐待だけをテーマにした研修会として市民を集めるのは困難であり、市民が集まる機会を捉える等、啓発の方法に工夫が必要です。
- ◆ 介護者が家族の介護を抱え込まないように、介護保険制度の利用を促すための制度の周知は大切です。周知を図るため窓口での相談時にパンフレットを配布しています。
- ◆ ケアマネジャーに対しては月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、スキルアップを図り、ニーズに適したサービスの提供をすることで虐待予防につなげています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 区・自治会や企業、各種団体等に対し、出前講座等さまざまな機会と手法により、相談窓口の周知や虐待防止のための啓発に取り組みます。
- ◇ 高齢者虐待防止施策の協議や推進を図るためにネットワーク組織を通じて関係者や市民の意識啓発を図ります。また、地域における高齢者の見守りネットワークを通じて、市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◇ 介護保険制度について、市広報紙や多様な機会を活用してパンフレットの配布による周知、また、地域包括支援センター等の相談窓口で周知を図ります。
- ◇ ケアマネジャー研修の実施により資質を高め、サービスの適正な利用を推進し、「行き詰まらない介護」につなげていきます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知	区配布を利用した便りや、窓口用・訪問時用のチラシ、ホームページ等を利用した虐待予防の啓発を地域に向けて進めていくとともに、相談窓口を記載したチラシ等の郵送物への同封、街頭啓発や事業実施時に配布する等、さまざまな機会を活用して相談窓口の周知を図ります。
区・自治会や企業等への出前健康講座等による啓発活動の推進	権利擁護や虐待予防をテーマとした出前健康講座や広く市民向けの講演会の開催、また、地域サロンに出向いて虐待予防の啓発を推進します。また、区・自治会や企業等との交流や関係の構築を図ります。

事業 6 -② 迅速で適切な虐待対応

【取り組みと現状分析】

- ◆ 関係機関等による「湖南市高齢者虐待防止対策推進協議会」を設置しました。市内では地域で高齢者を見守る体制の整備が少しずつ進んできています。
- ◆ 高齢者虐待の事案における対応や支援のあり方について、関係機関から地域包括支援センターに対し対応マニュアルの提示が求められており、関係者への共有を行い、円滑な対応ができるよう努めました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 高齢者虐待防止施策の協議等のための組織や、地域における高齢者の見守りネットワーク体制をつくり、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◇ 虐待対応マニュアルについて、サービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象に研修の機会を設けて関係者間で共有の上、役割に応じた対応に努めます。
- ◇ 地域包括支援センター職員の資質の向上を図るために、研修会に積極的に参加し、虐待に係る相談支援の強化を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
◎ケアマネジャー等関係者への虐待対応の周知と研修会の実施	虐待対応について、ケアマネジャーや関係機関を対象に共有する機会を設けて周知を図ります。また、研修会を実施し、適切な虐待対応につなげていきます。
虐待終結に向けた適切な対応	虐待対応マニュアルに沿った適正な対応を行います。また、日ごろの事例において、滋賀県高齢者障がい者虐待対応支援ネットと緊密な連携を行うとともに、実際の対応の流れや作成した帳票の確認等を評価するための会議を実施し、適正な対応を図っていきます。
適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減	日ごろの相談支援の各事例において、虐待予防の観点を重視し、早期の養護者支援に取り組み、多職種と連携しながら適正なサービス利用を促進することにより、介護者の負担軽減を図ります。
施設虐待への対応	外部から把握しにくい特徴があることを認識し、関係機関との連携を強化しながら、早期発見および法的根拠に基づいた迅速かつ適切な対応に努めます。

事業 6 -③ 権利擁護のための関係機関との連携強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 滋賀県高齢者障がい者虐待対応支援ネットと委託契約を結び虐待の困難事例における指導助言等を受け連携し対応しました。
- ◆ 虐待対応について、甲賀・湖南成年後見センターぱんじーと連携し取り組んでいます。
- ◆ 高齢者の権利擁護について、地域福祉権利擁護事業を実施している社会福祉協議会等と連携し取り組んでいます。
- ◆ 成年後見制度等利用支援事業（審判の請求、費用負担、報酬助成）の実績は第7期計画策定期の過去5年間で3件でしたが、第7期計画中に12件と増えてきました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 虐待の困難事例の対応やサービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象とする研修等において、滋賀県高齢者障がい者虐待対応支援ネットや甲賀・湖南成年後見センターぱんじーを活用し、弁護士や社会福祉士の専門的な知識や経験を積極的に利用していきます。また、医療機関、警察等とも日ごろからの関係を築き支援体制づくりに努めます。
- ◇ 高齢者の権利擁護については、市社会福祉協議会等のさまざまな関係機関とネットワークを結びながら、高齢者の権利擁護を進めます。
- ◇ 成年後見制度の利用が適当と思われる対象者を把握し、制度の利用につなげていきます。また、後見人の選任後の支援に係るフォローも甲賀・湖南成年後見センターぱんじー等と連携して進めています。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
虐待支援ネット等の活用および医療機関・警察等との関係づくり	滋賀県高齢者障がい者虐待対応支援ネットや甲賀・湖南成年後見センターぱんじーの専門性の積極的な活用を図ります。また、虐待事例における各関係機関との日ごろの関わりや虐待防止等連携協議会を通して、法律関係者、警察、医療機関や介護保険サービス事業者との関係づくりを深めます。
湖南市高齢者虐待防止対策推進協議会の設置・運営	地域における虐待の予防や高齢者支援に携わる関係機関の連携強化等を目的として、虐待防止に係る協議会を設置・運営し、虐待防止対策事業の計画的・体系的な実施を図ります。

個別事業	取り組みの内容
成年後見センター等関係機関との連携	成年後見制度の利用促進、虐待予防や消費者被害の防止等、高齢者の権利擁護を図るには、甲賀・湖南成年後見センターぱんじーや社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の多くの関係機関との連携・協力が必要です。高齢者・障がい者なんでも相談会等の相談事業や研修会への参加、また湖南省高齢者虐待防止対策推進協議会の運営等を通してネットワークを構築していきます。
成年後見制度の利用の促進	身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見の市長申立を行い、資力のない高齢者については後見制度利用支援事業の利用につなげます。また、社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携・協力して対象者の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。

基本施策6の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
ケアマネジャー等関係者への虐待対応の周知と研修会の実施	虐待対応について、ケアマネジャーや関係機関を対象に共有する機会を設けて周知を図り、また研修会を実施し、適切な虐待対応につなげていきます。	研修後アンケート 虐待事例分析内容 関係機関への研修実施回数	参加者の理解度・満足度 虐待通報者の割合（関係機関からの通告の増加）

基本施策7. 医療と介護の連携

事業7-① 在宅医療を支える環境整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市内診療所より在宅診療を受ける患者数は、平成30年度（2018年度）末時点で1,597人であり、平成27年度（2015年度）と比べ2倍に増加しています。（市内診療所（精神科を除く）在宅患者訪問診療料 算定患者数より）
- ◆ 市内の在宅診療実施診療所は、12箇所、24時間連絡体制をとっている訪問看護事業所は8箇所あり県内他市に比べサービス基盤は強い状況ですが、在宅医療・看取りを実施する上で在宅診療医や訪問看護事業所の負担が大きくなっています。
- ◆ 本市では、在宅診療医が不在の際にあらかじめ必要な情報を登録し代わりに訪問する医師を決めておく在宅診療医のネットワーク「こなん在宅医療安心ネットワーク」を運営しています。
- ◆ 在宅診療医のネットワークや在宅医療や介護がスムーズにできるよう訪問看護、薬剤師等の情報交換会を実施しています。
- ◆ 長期に及ぶ在宅療養を支えるためには急性増悪時等における病院のバックアップ体制が必要です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅看取りに対する在宅診療医、訪問看護ステーション等の負担を軽減することができるよう「こなん在宅医療安心ネットワーク」の理解を広げ登録システムの利用を進めます。
- ◇ 病院と診療所および診療所間の連携を図りながら在宅医療へのスムーズな移行や在宅療養中の安心な在宅医療が提供できるよう病院や診療所間のバックアップ体制を整備します。
- ◇ 在宅医療を支える訪問看護が24時間対応や重症者、看取りへの対応を実施するための運営支援を図ります。
- ◇ 災害や感染症拡大等の不測の事態に陥った際に在宅において医療や介護のサービスが継続して提供できる体制について関係機関と連携し取り組んでいきます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
病院と在宅診療医の連携支援	病院と診療所との双方連携が円滑に実施できるよう関係機関に働きかけます。また、認知症の早期発見や介護予防について、病院や診療所医師へ理解を深める取り組みを行います。
地域の医療・福祉資源の把握と活用	地域の医療介護資源の実情把握を行い現状の可視化を行います。また、医療や介護の双方向性のある情報のやり取りがしやすい環境を整えます。

事業 7 -② 連携の課題抽出と対応の協議

【取り組みと現状分析】

- ◆ 訪問診療を実施している医師や看護師、薬剤師の定期的な情報交換会を概ね 2~3か月に 1 回開催し、現状や課題の共有を図っています。これまでの取り組み、現状を踏まえた課題の抽出と共有を図る場として、在宅医療介護連携推進協議会を設置しました。
- ◆ 令和 7 年（2025 年）に向けた訪問診療の需要推計（県）において、本市の令和 7 年（2025 年）訪問診療需要は、2,330 人/年必要とされており、平成 30 年（2018 年）度実績比で 1.46 倍となりました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅医療・介護連携の推進のため、各専門職種による会議を組織し、地域における現状と課題を抽出し、方向性を確認・共有し地域のあるべき姿を検討します。
- ◇ 介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療および介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。介護の場面においても、医療的ケアが必要とされる要介護者に対して受け入れが円滑にできるよう医療と介護の連携を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
◎各専門職種の会議による課題抽出と対策の検討	地域の実情に応じた目指すべき姿を設定し、必要となる取り組みを企画・立案し実行します。また、実施状況について検証し取り組みの改善を図ります。
医療計画との整合	滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。

事業 7-③ 医療と介護の連携拠点の充実

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センター内に連携拠点として相談窓口を設置しコーディネーターを中心に病院での医療から在宅療養への円滑な移行や安心した在宅療養生活継続のため、相談支援を行う窓口を設置しています。窓口では、在宅医療・介護を支える多職種が連携するためのコーディネート機能を備え、市民の方々が退院して在宅療養を開始、継続するにあたっての相談対応等の機能を担っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 相談窓口を設置し病院から在宅への移行、在宅療養を継続するうえでの相談対応を行います。
- ◇ コーディネーターを核とした、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、ケアマネジャー、地区担当保健師等と病院によるチームケアを推進します。
- ◇ 病院の地域連携室・継続看護室との連携が必要となってくるため、関係づくりの強化を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる関係者への相談支援の充実	在宅医療と介護連携の拠点として、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを活用し、医療や介護等の多職種のコーディネートや、ケアマネジャー等からの相談、また、在宅医療・介護の普及啓発等に取り組みます。

事業 7-④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 訪問診療を実施している医師を中心に県医師会が勧めるICT「びわ湖あさがおネット」について、市内医療・介護関係者を対象に登録に向けた研修会を実施しました。

【課題と今後の方針】

- ◇ 多職種が連携して医療・介護サービスを提供するために、迅速かつ効率的に情報を共有することが大切です。ICT「びわ湖あさがおネット」を活用した情報共有を進めます。
- ◇ 在宅医療連携を行うにあたっての有用な項目を把握し、関係者で共有するとともに、市民に情報提供をします。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
地域連携パス等の情報共有ツールの活用	県医師会が勧めるICT「びわ湖あさがおネット」の活用に向け、関係機関並びに専門職種への啓発を進めます。

事業7-⑤ 多職種連携のための研修

【取り組みと現状分析】

- ◆ 医科歯科連携の研修や、訪問看護と訪問介護との連携づくりとして従事者研修を開催しました。また、多職種参加型の研修会では、新たに参加する方が少なかったことや、テーマに偏りがあったこともあり、開催頻度が少なくなりました。地域の実情に沿った日常生活圏域単位で特に介護職の参加が得られるような方法等工夫が必要です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 在宅医療・介護連携支援コーディネーターが中心となって、医療と介護の多職種がグループワーク等を通じて連携の実際を学んだり、知識の習得を図ったりするための研修を企画し、顔の見える関係づくりを継続的に実施していきます。
- ◇ 在宅看取りや認知症や精神疾患有する高齢者のケア等について、支援者が安心して対応できるよう従事者に向けた研修の機会を確保します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
介護職種等を対象とした医療教育に関する研修の実施	医療や福祉・介護の従事者が在宅医療・介護連携の必要性を理解し積極的に取り組んで行けるよう医療と介護の知識を習得するための研修等を行います。
グループワーク等の多職種参加型研修の実施	多職種が一同に会し、事例検討やグループディスカッション等を通じて、顔の見える関係づくりを推進し、連携体制を構築することにより、効果的な医療・介護サービスの提供を目指します。

事業7-⑥ 二次医療圏内における連携の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 甲賀圏域地域連携検討会に事務局として参画し、医療と介護の従事者相互の資質向上とネットワーク構築に努めています。
- ◆ 緊急搬送先の医療機関の状況では、約4割が隣接する他の医療圏域であったため、他圏域との連携体制が必要です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の関係者が集まる会議において、円滑な退院に資する情報共有のための様式・方法の統一等のルールを検討します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
病院との入退院支援ルールの策定	入院から在宅への円滑な移行を促進するため、病院の医師とケアマネジャー等在宅医療を支える多職種との連携のあり方を検討し、二次医療圏域での入退院支援ルール等の策定と周知に取り組みます。

事業 7-⑦ 在宅看取りに向けた啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 平成 30 年度（2018 年度）末時点で、年間死亡数 414 人に対し自宅での死亡数は、60 人でした。この数値は、平成 27 年度（2015 年度）と比べ 1.4 倍に増加し滋賀県平均 14.0% を上回り 14.4% となっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 身近なかかりつけ医（在宅診療医）を持つことの必要性について市民への啓発が必要です。
- ◇ 市民に対し、在宅看取り等在宅医療・介護連携に関して、シンポジウムの開催や、出前講座によるほか、広報やパンフレット等さまざまな手段により啓発を行います。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
出前講座の実施	市民に向けた啓発の場として、地域の集会所等での集いの場に講師を派遣し、在宅看取り等について関心と理解を深めます。
啓発の実施	パンフレット、チラシ、ホームページ等を活用した啓発を行います。

基本施策 7 の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
各専門職種の会議による課題抽出と対策の検討	地域の実情に応じた目指すべき姿を設定し、必要となる取り組みを企画・立案し実行する。また、実施状況について検証し取り組みの改善を図る。	在宅患者訪問診療料算定 患者数および実施医師数 訪問看護ターミナルケア 加算算定数 場所別死亡数（自宅） 小規模多機能事業所での看取り実施数	従事者の看取りに関する安心、満足度 看取り希望者数

基本施策8. 地域包括支援センターの機能強化

事業8-① 地域包括支援センターの体制整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」によると、地域包括支援センターの設置については、「日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の担当圏域を設定する」とあります。また、職員の員数について、同通知では「第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき人数は、保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員それぞれ各1人とされている」とあります。
- ◆ 湖南市における地域包括支援センターの体制整備については、市内の法人からの出向職員を迎え、直営1箇所2チームで運営してきました。
しかし、湖南市の日常生活圏域は4圏域あり、また令和2年（2020年）4月1日現在の第1号被保険者数は13,299人に対して、現在配置の職員数では人員が不足している現状があります。地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保や専門職の固定化が進まず十分にその機能を果たせていない状況です。

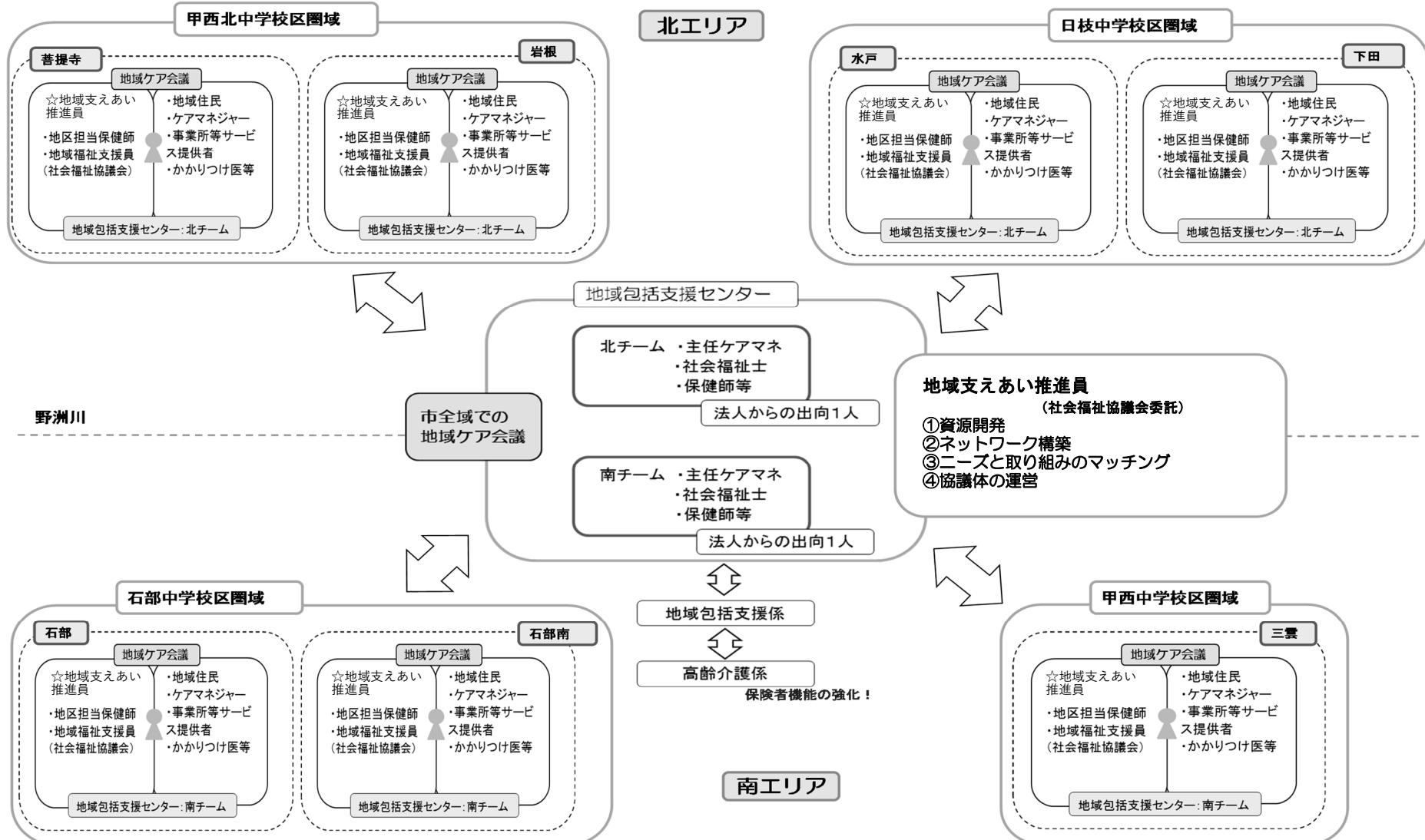
【課題と今後の方針】

- ◇ 地域包括ケアシステムの構築を進める核となる地域包括支援センターの体制強化は最重要課題の一つです。
- ◇ 高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応、さらに「在宅医療と介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業も包括的支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターに求められる役割は増大しており、体制強化が求められています。
- ◇ 地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じ、人員の確保や専門職の固定化が図れるよう検討します。
- ◇ 今後の法改正を含め国の動向を鑑みながら、市民に求められる地域包括ケアの構築に努めます。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容
◎地域包括支援センター運営のための専門職の計画的な確保	第8期計画では体制強化のため、地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保の方策を検討します。
専門職の研修会の積極的な受講	地域包括支援センターの職員が、センター職員初級・中級研修、ケアマネジャー研修、権利擁護・虐待予防等の研修に積極的に参加し、知識やスキルの向上を図ります。また実務を通じて多職種チームでの支援方策の検討や専門職間での人材育成を継続実施し、実践力の向上を図ります。

令和2年度（2020年度）の湖南市における地域包括ケアシステムの現状



「いきいきと自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

事業 8 -② 地域包括支援センター業務の着実な執行

【取り組みと現状分析】

<総合相談事業>

- ◆ 地域包括支援センターが65歳以上の人の総合相談窓口として、相談対応を行っています。

<介護予防マネジメント>

- ◆ 要支援と認定された人に対する介護予防給付ケアプランの99%以上を居宅介護支援事業所に委託しています。年々利用者が増加しており、委託件数も増えています。

<包括的・継続的マネジメント>

- ◆ 月1回居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施し、ケアマネジャーのスキルアップや情報提供、事業所を越えたケアマネジャー同士の連携を図っています。また、月1回有志の市内の主任ケアマネジャーが集まり、勉強会を実施しています。
- ◆ ケアマネジャーが支援困難と感じるケースには、その都度地域包括支援センター職員が助言指導を行い課題解決を目指しています。

<地域ケア会議>

- ◆ 地域ケア会議においては、個別地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議に加え、生活圏域型地域ケア会議を実施しました。今後は、生活圏域地域ケア会議の定期開催に加え、市全体を対象とした地域ケア推進会議へ広げる必要があります。（P74の図参照）

【課題と今後の方針】

<総合相談事業>

- ◇ 総合相談窓口として一人ひとりのニーズに合った相談支援に取り組みます。その際には、介護保険サービスでの支援だけでなく、さまざまな支援が行えるよう、関係者とのネットワークによる素早い状況把握やその後の適切な相談支援に努めます。
- ◇ 地域包括支援センターが相談窓口であることについて周知・啓発を図ります。

<介護予防ケアマネジメント>

- ◇ 予防給付の地域支援事業への移行に伴い、地域支えあい推進員の設置と合わせて介護予防事業や予防給付の利用が円滑に進み、効果的なサービス利用となるようケアマネジメントに努めます。

<包括的・継続的マネジメント>

- ◇ ケアマネジャーの実務経験に差があり、一律の研修・会議では対応しきれないことが課題です。定期的な居宅介護支援事業者連絡調整会議の開催や、包括職員も主任ケアマネジャーの1人として勉強会に参加することで、情報交換や資質の向上、事業所間の連携強化を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。支援困難ケースについては、担当職員が助言・指導を行い問題解決を目指します。

<地域ケア会議>

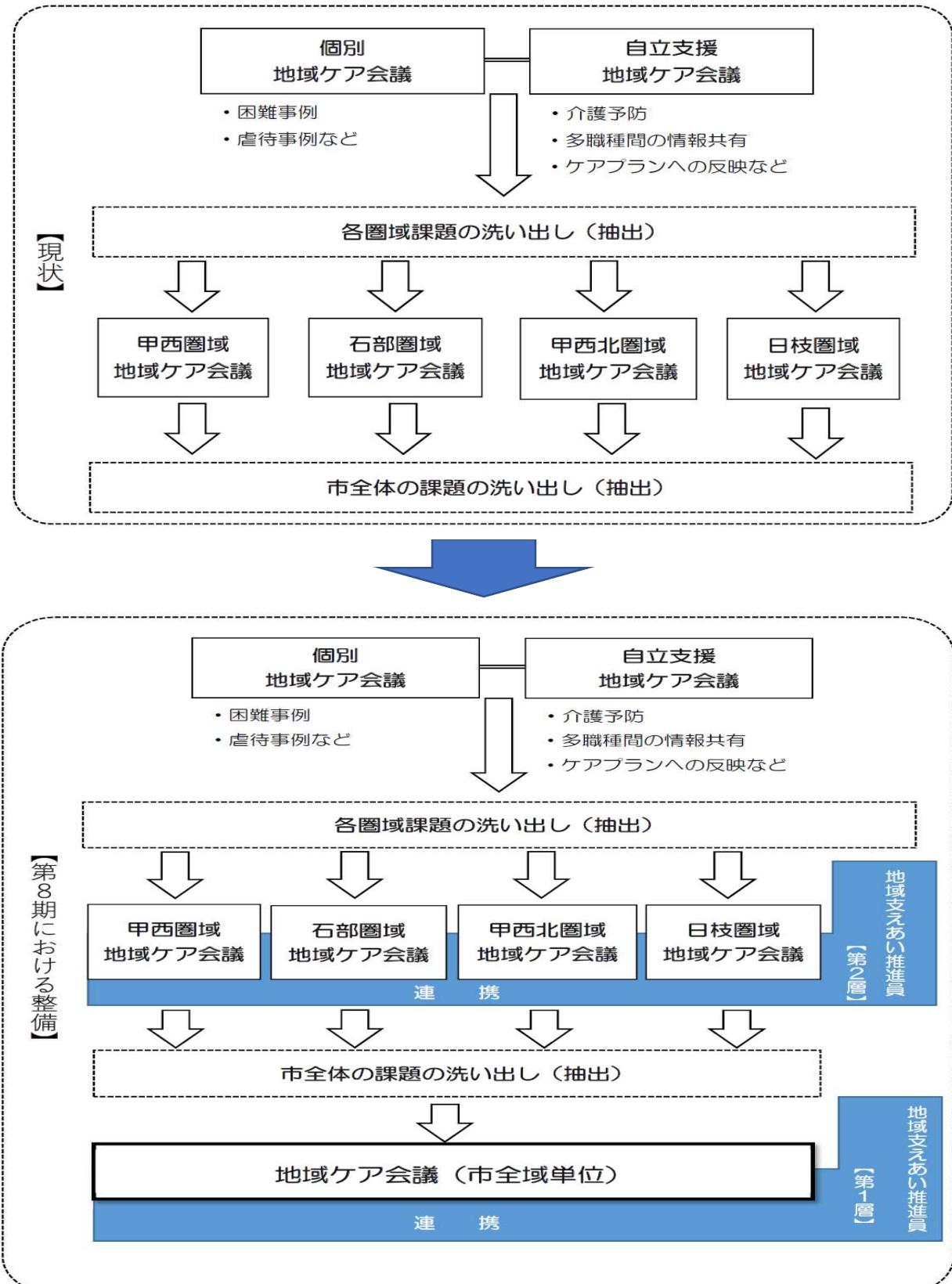
- ◇ 多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築し、地域課題の解決に結びつけていくため、地域ケア会議の役割や組織を明確にして運営していきます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
総合相談事業の充実	あらゆる機会をとらえ、また多様な手段により相談窓口の周知に努めます。関係機関と連携を深め、市民の幅広い生活相談の対応に努めます。
介護予防ケアマネジメントの推進	平成29年度（2017年度）から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の内容を踏まえながら、介護予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。
包括的・継続的マネジメント支援	個別地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。
地域ケア会議の推進	支援困難事例や改善可能な軽度者について、多職種協働により課題解決・ネットワーク構築を目的として個別ケア会議を開催します。また、その中で抽出された課題を日常生活圏域単位での地域ケア会議や各部会で協議し、市全域の地域ケア推進会議に政策提言として提案していきます。
介護予防事業の推進	2部>第1章>基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進>事業②-1 健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進（P46～P48参照）
生活支援サービスの体制整備	第2部>第2章>基本施策3. 支えあいの地域づくり>事業③-1 多様な主体による生活支援サービスの創出（P51～P52参照）
認知症施策の推進	第2部>第2章>基本施策5. 総合的な認知症ケアの体制づくり（P56～P60参照）
権利擁護の推進	第2部>第2章>基本施策6. 権利擁護の推進（P61～P64参照）
在宅医療・介護の連携の推進	第2部>第2章>基本施策7. 医療と介護の連携（P65～P69参照）

※現状の地域ケア会議については、困難事例・虐待事例等の個別地域ケア会議を隨時開催し、介護予防や多職種間の情報共有の場である自立支援地域ケア会議を月1回開催しています。

第8期計画では、このような地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催し、各圏域における課題を抽出した上で、市全域単位での地域ケア会議を開催する体制整備を図ります。



事業 8-③ 地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センター運営協議会は年1～2回開催、事業実績および計画の報告・質疑応答および助言にて、事業の評価・検証を実施し、次年度地域包括支援センターの運営に反映させています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 地域包括ケアシステム構築の取り組みについて、継続的な評価・点検を行うとともに、地域包括支援センターの取り組みに関する情報の公表を行います。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容
P D C A サイクルによる事業評価の実施	それぞれの事業について実績を踏まえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行っていきます。
運営協議会への報告と検証	地域包括支援センターの目標・達成度の評価・点検による検証結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、P D C A サイクルによる事業の進捗管理と見直し等を行います。

基本施策 8 の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標	アウトカム指標
◎地域包括支援センター運営のための専門職の計画的な確保	第8期計画では体制強化のため、地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保に取り組みます。	圏域ごとの包括支援センター設置数 配置職員の職種および人数	

第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備

事業9-① 在宅生活を支えるための介護サービスの整備

<介護予防・日常生活支援総合事業>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 要介護認定を受けた人や基本チェックリストで該当とされた人を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供しています。
- ◆ サービス事業者による総合事業のサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）は実施できていますが、住民主体のサービス（訪問型サービスBや通所型サービスB）が未実施です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 現在はサービス事業所による事業の提供となっていますが、地域の実情や必要性に応じて住民主体のサービスの取り組みについて検討します。

【具体的な事業】

個別事業名	取り組みの内容
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	利用者自身の持つ能力を最大限に生かしながら、人員等を緩和した基準で指定した事業所による生活援助を行い、利用者が自立した生活を送れるように支援を行います。
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	人員等を緩和した基準で指定した事業所による通所介護を実施し、外出の機会や他者との交流の機会を持つことで、閉じこもりを予防し、日常生活への意欲を引き出し、自立した生活が送れるように支援を行います。
訪問型サービスB（住民主体による支援）	地域の実情や必要性に応じて有償・無償のボランティアによる住民主体の生活支援の検討を行います。
通所型サービスB（住民主体による支援）	地域の実情や必要性に応じて閉じこもりを予防し、地域の人とのつながりを持ち、日常生活への意欲を引き出し、自立した生活が送れるため、有償・無償のボランティア（住民主体）による身近な地域で行われる体操・運動等の自主的な通いの場を通所型サービスBとして運営していくための検討を行います。
訪問型サービスC (訪問型短期集中予防サービス事業)	運動・栄養・口腔機能等の観点から、専門職が電話相談または直接自宅を訪問し、生活特性に応じた支援を行い、生活機能の向上につなげます。

個別事業名	取り組みの内容
通所型サービスC (通所型短期集中予防サービス事業)	リハビリ専門職が関わることで安心して参加できる運動機能向上のための教室を開催します。運動を通して参加者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、教室終了後も安全かつ主体的な生活が営めるよう日常生活における行為について助言や指導を行います。

<介護保険サービス>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 第6期計画より各日常生活圏域に1箇所の小規模多機能型居宅介護の整備を試みてきました。
第7期計画期間中においては、石部中学校区域において新たに1箇所の事業所が整備されたものの、日枝中学区域においては未だ整備に至っていません。
- ◆ 認知症対応型通所介護は甲西・石部・甲西北・日枝中学校区に各1箇所の計4箇所開設しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 小規模多機能型居宅介護については、未整備の日枝中学校区を念頭にし、市内のいすれかでの早期の開設に努めます。
- ◇ 認知症の高齢者が増える中で、地域での生活を支えるために認知症対応型共同生活介護の利用ニーズは多くなることが予想されます。今後、日常生活圏域ごとのニーズ量を的確に把握し、定員数の少ない圏域での新たな事業所開設を図ります。
- ◇ ケアマネジャーアンケートにおいて、今後ヘルパー不足による訪問介護のサービス提供不足を懸念されている状況に加えて、介護サービスを利用するにあたって居宅サービス計画書を作成するケアマネジャーが担当する介護認定者は法で定められた上限に近い状況で、今後益々増加すると想定する介護認定者に対応することが困難となることが予想されます。適正にサービスが受けられるためにも人材確保の対策として、新たに介護職を目指す人に対し支援を行います。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
◎地域密着型サービス等の整備・充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の創設について、地域のニーズを洗い出し、必要に応じて事業者の参入を働きかけます。 小規模多機能型居宅介護事業所1箇所について、日枝中学校区を念頭にし、市内のいすれかに開設できるよう、引き続き呼びかけに努めます。 また、認知症ケアの充実を図るため、認知症対応型共同生活介護の事業所開設を図ります。

個別事業	取り組みの内容
居宅サービスの充実	在宅生活を支える居宅サービスについては、利用者数の推移を注視しながら、必要に応じ新たな事業者の参入を働きかけます。 ※個々のサービスごとの給付の見込みや今後の方向性は、「第3部 第1章 介護保険事業量 1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」（P90～P125 参照）」に記載。
介護離職ゼロへつなげる取り組みの推進	介護離職ゼロにつながる介護サービスの充実を図るために、地域密着型サービス等の充実を図ります。 また、介護休暇や介護と仕事の両立に関する情報や制度について、国や県と連携し、パンフレット等の窓口配布や事業所への配布に取り組みます。
介護職人材養成のための支援	今後サービスの不足が予想される訪問介護事業、居宅介護支援事業において、サービスを安定的に提供するための方策として、新たに資格を取得し市内で勤務を希望されるヘルパーと介護支援専門員に対し研修を受講する際の経済的支援を行います。
共生型サービスの提供	障がい福祉および介護保険担当課が連携し、障がい児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス事業所」の設置に向けて、事業者等に制度の周知を図ります。

事業9 -② 介護保険施設サービス利用の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護老人福祉施設の入所の判断は、施設ごとの入所検討委員会で行われています。
- ◆ 平成27年度（2015年度）から介護老人福祉施設の入所は要介護3以上に限定され、要介護1または2の人がやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみ入所（特例入所）が認められています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 特例入所の判断は各施設が行いますが、入所判定の公正性を確保するとともに、地域における在宅サービス等の提供体制の状況等を踏まえる必要があることから、市が判定手続きに適切に関与していきます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
特例入所の適切な入所判定	特例入所の判断基準や市の関与の手法等入所判定手続きについて定めた国の指針に基づく市の「優先入所指針」により、入所判定に関する意見書を提出し、公正な入所判定の促進を図ります。

事業9-③ サービスの質の向上

【取り組みと現状分析】

- ◆ 県が推進する「健康福祉サービス評価」による自己評価を行い、その結果を公表する事業所は増えつつあります。第三者評価は、事業所の自己負担が必要なこともあります。
- ◆ 施設利用者の事業所に対する不平・不満や意見等を聴取し事業者や行政に伝達する橋渡し役として、介護相談員を市内の事業所に定期的に派遣しています。
- ◆ スキルアップや情報収集の場として、月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。ケアマネジャーの実務経験に差があり、一律の研修では対応しきれない側面もあります。
- ◆ 市内の60事業所で湖南市介護保険事業者協議会が組織され、職員の資質向上のための研修会が開催されており、情報提供や助言等必要な支援を行っています（令和2年（2020年）4月1日現在）。

【課題と今後の方針】

- ◇ 積極的に自らのサービス内容を見直し、外部の意見を取り入れ改善していく事業所が増えるよう、自己評価の実施はもとより、第三者評価についても積極的に取り入れ、より質の高いサービスを提供するよう指導していきます。
- ◇ 介護相談員は、利用者と介護事業者の橋渡し役として重要な役割を果たしています。活動が継続されるよう、介護相談員のスキルアップや新たな介護相談員の育成に取り組みます。
- ◇ 定期的に居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報交換や資質の向上を図ります。研修に際しては、ケアマネジャーの経験値に合った内容で実施します。
- ◇ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。
- ◇ 湖南市介護保険事業者協議会の研修会において、ケア技術や医療連携、介護保険と障がい福祉の連携や、災害や感染症対策等幅広いテーマで、かつ実のある学びの場となるよう指導・助言に努めます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
自己評価と第三者評価の推進	事業者自らの評価・改善の取り組みによるサービスの質の向上と、自分に最も適したサービスの選択による利用者の満足度の向上のため、自己評価と第三者評価を推進していきます。
介護相談員設置事業の継続	定期的にサービス提供の現場を訪れ、利用者や家族の声を聞き、本人への助言や事業者にサービスの質の改善につながる提案をする、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役として介護相談員を引き続き設置します。

個別事業	取り組みの内容
介護保険事業者協議会による研修会の開催	介護保険事業者協議会の研修の場が、現場職員の学びのニーズや地域課題にマッチしたテーマで実施され、職員のスキルアップや横の連携につながるよう支援します。

事業9-④ 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 家族介護者交流事業は、介護者相互の交流や介護者のリフレッシュに一定の成果があるため、今後の開催については、周知の方法や開催日時等も検討し、より多くの人が参加しやすいような見直しが必要です。
- ◆ 寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族に、在宅寝たきり老人等介護激励金を支給しています。激励金の受け渡しは、民生委員・児童委員の協力のもと直接介護者に渡し、介護の状況等をうかがう機会を作っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 家族介護者交流事業等において参加者の固定化を招かないよう、介護者や支援者のネットワークづくりにつながるようなしきけづくりや、参加したことがない人への周知や啓発方法を検討します。
- ◇ 介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的としたヘルスチェックや健康相談を実施し、疾病予防や病気の早期発見につなげます。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に開放し、レクリエーションとピアサポート※を目的としたミーティング等を実施する交流会を開催し、心身のリフレッシュを図ります。
在宅寝たきり老人等介護激励金の支給	寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族の労をねぎらうため激励金を支給し、介護者の実態等の状況を確認します。

※ピアサポート：同じような立場の人による支援

事業 9 -⑤ 多様な住まいや交通環境の確保

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括ケアシステムにおけるサービスの柱の一つである「住まい」について、今後、サービス付き高齢者向け住宅の建設が進むことが予想されます。
- ◆ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では回答者の9割が自身の持ち家で生活をされています。
- ◆ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「高齢者福祉施策に期待することや意見等」では寄せられた意見の約29%が移動手段に関するものでした。高齢化が進行するなか、買い物、通院等のための移動手段の確保に対するニーズが高まっています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 高齢者福祉担当部局と住宅政策担当部局が必要に応じ常に情報交換をしながら、高齢者に安心な住まいを提供できるよう連携に努めます。
- ◇ 「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」の高齢者等の住まいのニーズに応えるため、多様な住まいの提供のあり方について検討します。
- ◇ 高齢者の移動手段の確保として、生活支援による支えあいのほか、高齢者が利用しやすい多様な地域交通の導入や交通環境の整備に向けて関係機関と検討します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
多様な住まい方を支える支援	ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の現状を踏まえ、多様な世帯に対応した住まい方を支えるための個別支援を継続します。
高齢者にやさしい交通環境の確保	高齢者が利用しやすい交通環境の整備に向けて関係機関と検討します。

基本施策 9 の重点項目

個別事業	取り組みの内容	プロセス指標	アウトカム指標
地域密着型サービス等の整備・充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の創設について、地域のニーズを洗い出し、必要に応じて事業者の参入を働きかけます。 日枝中学校区を念頭におき市内で小規模多機能型居宅介護事業所1箇所を引き続き当該地域での開設のため呼びかけに努めます。	小規模多機能型居宅介護事業の整備および開設	令和5年（2023年）の小規模多機能型居宅介護事業の受給率

基本施策 10. 介護保険事業の円滑な運営

(事業 10-①～③については、介護給付適正化計画を兼ねているため、年次目標の標記があります)

事業 10-① 要介護認定の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ ケアマネジャー資格を持つ職員が、調査内容の整合性について訪問調査員が作成した調査票を点検しています。
- ◆ 要介護認定申請者の増加により、訪問調査員による認定調査から認定審査会による審査・判定までに相当の時間を要し、要介護者のサービス利用に支障をきたす事案が生じています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 公平公正な要介護認定の確保のため、要介護認定に関わる訪問調査員、介護認定審査会委員および主治医に対して、県が実施する研修等への参加を促します。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容	令和3年	令和4年	令和5年
専門職による認定調査内容の点検	専門資格を持つ職員および調査員が調査員の作成した認定調査票の内容を点検し、相互に確認することで判断基準の平準化、公平公正な要介護認定の確保を図ります。	新規申請全件	新規申請全件	新規申請全件
調査員研修会の実施	訪問調査員による調査の偏りが生じないよう、調査員研修会や課内においても定期的に意見交換や質問の機会を設け、訪問調査員のスキルアップに努めます。	年2回	年2回	年2回
合議体間の平準化	どの合議体においても公平公正な要介護認定の審査・判定が行われるよう、新任委員には研修受講を義務づけるとともに、現任委員には年1回、可能な範囲で合議体の委員の入れ替えを行い認定結果の平準化を図ります。さらに認定調査関連情報の提供を行い、質の向上を図ります。	年1回	年1回	年1回

事業 10-② ケアマネジメントの適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏りが見られ、利用者本位のケアプランの作成等、公正中立なケアマネジメントの実施が求められています。
- ◆ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検に取り組んでいます。
- ◆ 定期的に開催している居宅介護支援事業者連絡調整会議において、事例検討の機会やスキルアップの情報提供等を通してケアマネジャーの資質向上の支援を行っています。
- ◆ 自立支援型地域ケア会議にて、専門職からの助言を受け、自立支援型ケアマネジメントへの支援を行っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検を定期的に行い、介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏り等をチェックし、公平中立なプランの作成を促します。
- ◇ 居宅介護支援事業者連絡調整会議における研修について、個々のレベルに合った講習会の開催やケアプランの点検の機会を設ける等、高齢者が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメント力を養うための支援を行います。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容	令和3年	令和4年	令和5年
◎ケアプランの点検	定期的にケアプランの点検を行い、事業者にフィードバックできるよう取り組みます。また、点検に携わる職員の研修会参加による資質向上を図り、点検方法の工夫により実効性を確保していきます。	年 200 件	年 200 件	年 200 件
地域ケア会議におけるケアマネジメント支援	ケアマネジャーが抱える支援困難なケースや、改善可能な軽度者について、医療・介護の多職種が協働してケアマネジメントをする個別地域ケア会議を積極的に開催し、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。	月 2 回	月 2 回	月 2 回
居宅介護支援事業者連絡調整会議における事例検討や情報交換	居宅介護支援事業者連絡調整会議において、事例検討や情報交換の機会を設け、ケアプラン作成における「気づき」を促し、自立支援に資する適正なケアマネジメントの実践を目指します。	年 11 回	年 11 回	年 11 回

事業 10-③ 納付の適正化の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 保険給付の適正化を図るため、住宅改修や福祉用具の購入の場合に、必要に応じ申請者の居宅を訪問のうえ、その必要性や内容を確認しています。
- ◆ 介護サービスの利用状況を確認し、介護保険サービスの適正な利用を促すため、サービス受給者に対し2か月に1度、介護給付費通知を送付しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 住宅改修や福祉用具の購入の場合は、今後も必要に応じ申請者の居宅に理学療法士の資格を持つ職員も加わって訪問し、サービスの必要性や内容を十分確認します。
- ◇ サービス受給者に対して給付状況等を通知することにより適切なサービスの利用と提供について普及啓発します。
- ◇ 受給者が過剰なサービスの利用や不適切なサービス利用にならないように、適正化事業の取り組みについての周知を図ります。

【具体的な事業】

個別事業	取り組みの内容	令和3年	令和4年	令和5年
総覧点検・医療情報の突合	国保連合会※から送信されてくるデータを基に、医療と介護の重複請求の防止の処理を国保連と連携して行います。	年1回	年1回	年1回
国保連合会介護給付適正化システムの活用	国保連合会システムの活用方法を習得し、活用しやすい帳票から順次活用して定期的な確認・点検を行い、不適切な点があれば事業所に聞き取りを行います。	年1回	年1回	年1回
事業者実地調査の実施	国保連合会から送られるケアプラン分析データを参考に居宅介護支援事業所を訪問し、サービスの偏りや同一事業所のサービスに集中しているか等を聞き取り、適切なケアプランの作成を促します。	年1回	年1回	年1回

個別事業	取り組みの内容	令和3年	令和4年	令和5年
住宅改修・福祉用具の実地調査	福祉用具の利用や住宅改修を行おうとする申請者宅を訪問し、必要性や施行状況の点検を行い、申請者の状態にそぐわない福祉用具の利用や住宅改修を排除し、適切な利用を促進します。	年5回	年5回	年5回
国保連合会※の給付費通知の送付	受給者（家族）に対し、介護報酬の請求および費用の給付状況について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発とともに、自ら受けているサービスを確認していただけるよう、今後も送付を継続していきます。	年3回	年3回	年3回

※国保連合会：国民健康保険団体連合会

事業 10-④ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営

【取り組みと現状分析】

- ◆ 総合事業対象者は、地域包括支援センター職員が直営で予防ケアマネジメントを担当しています。総合事業の対象サービスのみを利用している要支援認定者については、ほぼ全件居宅介護支援事業者へ委託しており、ほとんどの場合チェックリストの活用ができます、認定の更新を行っています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 総合事業の啓発・周知を行い、総合事業の対象者についてはチェックリストの活用を促します。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
チェックリストの活用推進	窓口での相談時や更新申請時に、本人の状態の聞き取りを行う中で、総合事業の対象者と思われる人について、総合事業の説明を行い、チェックリストの活用を促します。
総合事業の啓発と周知	パンフレット等を活用し、窓口での相談時や申請時に説明を行い、総合事業について周知を図ります。また出前講座等で総合事業についての内容を取り入れることで啓発を行います。

事業 10-⑤ 受給者の理解の促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 受給者の理解を促進するため、介護保険制度の紹介の小冊子、高齢者サロンの案内や高齢者向けの暮らしの便利帳、サービス事業者情報をまとめたチラシ等を発行し、窓口での相談者に配布しています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 分かりやすい小冊子の発行に努めるとともに、市民や高齢者福祉に携わる関係者への有効な配布と説明を行っていきます。
- ◇ 65歳到達時および転入時の介護保険被保険者証送付時に、介護保険制度の理解や適正化事業の目的等の周知を図るチラシを同封し、介護保険制度の正しい理解の促進を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
介護保険制度の正しい理解の推進	分かりやすい介護保険制度のパンフレット等を作成し、窓口での相談時や新規申請時にこれらを用いて説明を行い、介護保険制度を正しく理解していただき、適切なサービス利用を促します。

事業 10-⑥ 適正な財政運営の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続いています。第7期計画の介護保険料の設定にあたっては、介護保険準備基金の取り崩しにより保険料の上昇抑制を図りました。
- ◆ 本市の介護保険料は、低所得者に配慮した多段階制を取り入れ、第7期計画においては12段階制とし、収入に応じたきめ細やかな保険料を設定しました。
- ◆ 第1号被保険者の保険料の負担割合は、高齢化の進行を反映して第1期計画の17%から第8期計画では23%に上昇しており、第1号保険料は介護保険財源の大きなウェイトを占めています。令和元年度（2019年度）における本市の第1号保険料の徴収率は99.13%と県内平均を若干下回っており、滞納者に対する納付交渉の取り組みが不十分な状況です。

【課題と今後の方針】

- ◇ 住民税非課税世帯のうち一定の要件を満たす人については、引き続き利用者負担の軽減や保険料の軽減措置を行います。
- ◇ 第7期計画期間の介護保険料の設定は、介護保険準備基金の残高に応じ、将来を見込んだ適切な取り崩しにより保険料の上昇抑制を図ってきましたが、介護保険準備基金の残高が減少したことで介護保険事業の運営を安定的にするための介護保険料の設定を行わなければなりません。
- ◇ 負担の公平性を図るため、滞納者に対する納付交渉等の債権管理事務を推進・強化し、徴収率の向上を図ります。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
収入に応じたきめ細やかな負担額の設定	保険料の設定は国が設定する9段階より多い12段階とし、収入に応じたきめ細やかな保険料を設定し、低所得者の負担軽減を図ります。
適正な債権管理事務の執行	負担の公平性を図るため、滞納者に対しきめ細やかな納付交渉を進め、分納誓約を結ぶ件数の増加を図り、徴収率の向上に努めます。また、滞納者のサービス利用にあたっては、償還払いやサービスの給付制限を適切に執行していきます。

事業 10-⑦ 計画の進捗管理と評価

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護保険事業計画の評価については、年2回の介護保険運営協議会において、計画に基づく各介護保険事業をP D C Aサイクルの中で進捗管理、評価を行い、報告をしています。

【課題と今後の方針】

- ◇ 本計画の策定後は、定期的に実施状況の進行管理を行い、必要があれば修正を加え、次期の計画策定に生かします。その具体的な方策として、引き続き介護保険運営協議会を計画実施のための進行管理を行う機関として位置づけます。
- ◇ 評価に当たっては、これまでの実績をもとに課題解決に向けた評価指標および評価項目の設定に努め、事業等の改善を図りながら事業計画を推進します。
- ◇ 次年度の事業運営に反映できるよう、評価の実施時期を見直します。
- ◇ 介護離職ゼロ、地域共生社会の実現等地域包括ケアシステムの深化・推進へ向けた課題の領域が広範囲となっており、関係部署・関係機関との連携が一層必要となっています。本計画において関連する施策との連携を図るため、必要に応じて府内関係課と調整を行います。

【具体的事業】

個別事業	取り組みの内容
目標・達成度の評価・点検	個別の事業について、実績を踏まえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行います。
介護保険運営協議会への報告と検証	介護保険事業の目標・達成度の評価・点検による検証結果を介護保険運営協議会に報告し、P D C Aサイクルによる事業の進捗管理と改善を行います。
府内連携の推進	本計画において関連する施策との連携を図るため、必要に応じて府内関係課と調整を行います。

基本施策 10 の重点項目

個別事業	取り組みの内容	アウトプット指標		
		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
ケアプランの点検	定期的にケアプランの点検を行い、事業者にフィードバックできるよう取り組みます。また、点検に携わる職員の研修会参加による資質向上を図り、点検方法の工夫により実効性を確保していきます。	年 200 件	年 200 件	年 200 件

第3部

介護保険事業量と保険料の設定

第1章 介護保険事業量

1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

1-1. 居宅サービスの給付見込み

(1) 訪問介護

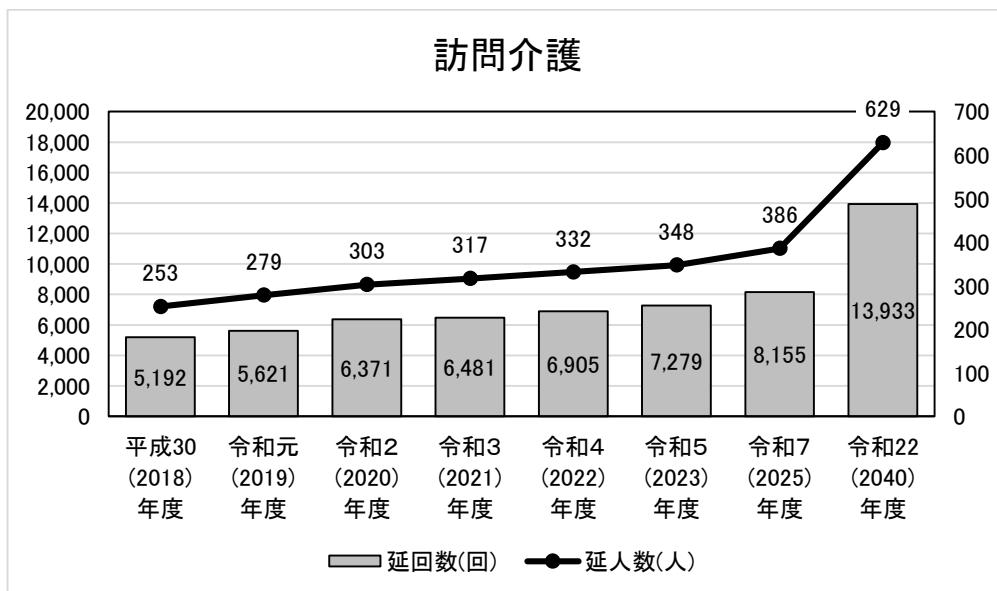
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護・要支援者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活をするまでの援助を行い、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

【現状と課題】

◆ 年々ニーズが高まり利用者数、利用回数が増加している中、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士の不足が問題となっています。ケアマネジャーアンケートにおいても今後不足を懸念される声が多くありました。

単位：回・人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
訪問介護	延回数	5,192	5,621	6,371	6,481	6,905	7,279	8,155
	延人数	253	279	303	317	332	348	386
								629



【給付見込み】

○ 今後も独居高齢者や高齢者世帯が増加することが予想され、訪問介護は在宅での生活を支える上で重要なサービスであることから、認定者数の増加に伴う利用者増を見込みます。

【今後の方向性】

◇ ケアマネジャーアンケートでも今後の不足を懸念する意見も多く、今後の認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(2) 訪問入浴介護

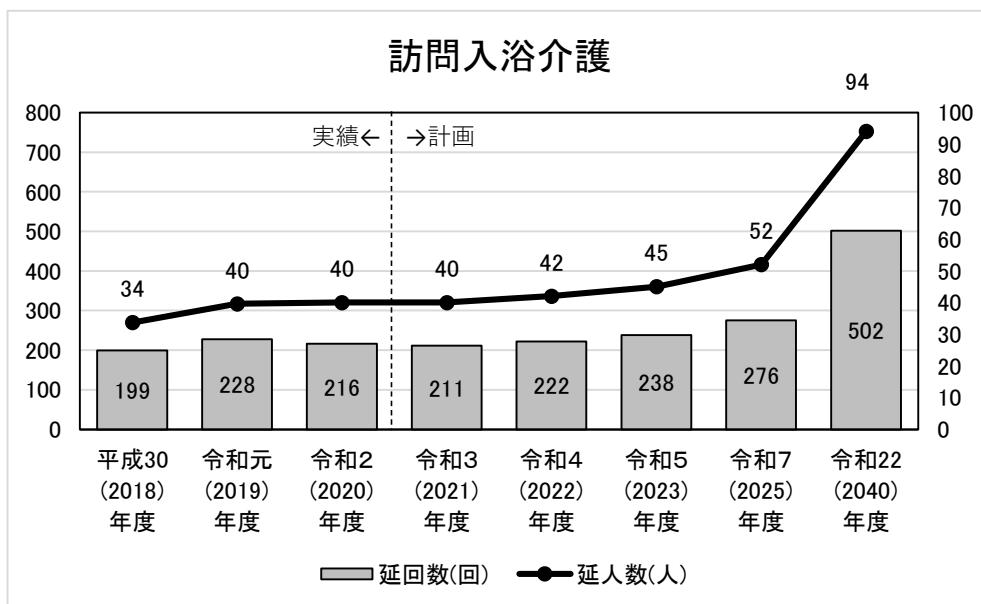
自宅に簡易浴槽を持ち込んで看護職員や介護職員が入浴の介助を行い、可能な限り居宅において自立した日常生活を送ることができるためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 通所困難となった重度要介護者への介護やターミナルケアには必要なサービスですが、特定福祉用具購入や住宅改修等により自宅浴室を利用した入浴を望む傾向にあり、利用人数は急激な増加ではなく認定者の増加に伴い少しづつ増加していく傾向にあります。

単位：回・人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
訪問入浴介護	延回数	199	228	216	211	222	238	276
	延人数	34	40	40	40	42	45	52
介護予防訪問 入浴介護	延回数	-	-	-	-	-	-	-
	延人数	-	-	-	-	-	-	-



【給付見込み】

- 医療依存度の高い人の在宅での生活を維持するために必要なサービスであることから、要介護認定者の増加に伴うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 要介護認定者の増加に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(3) 訪問看護

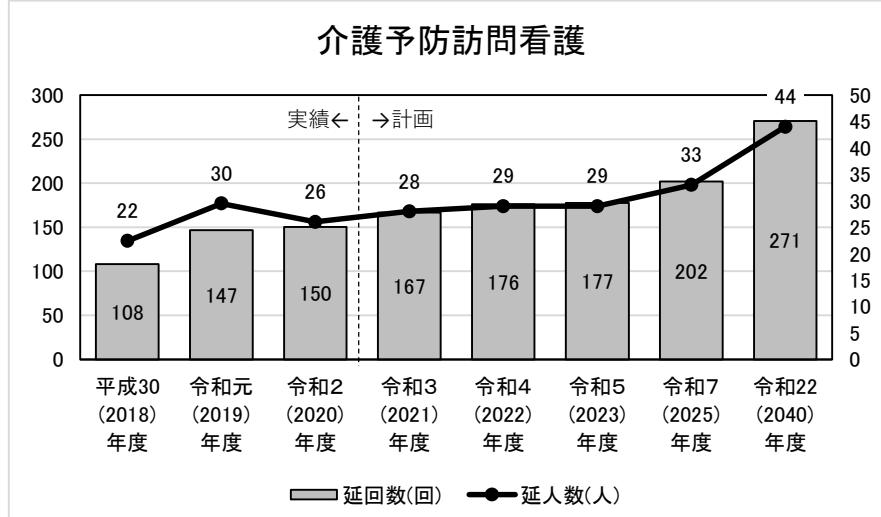
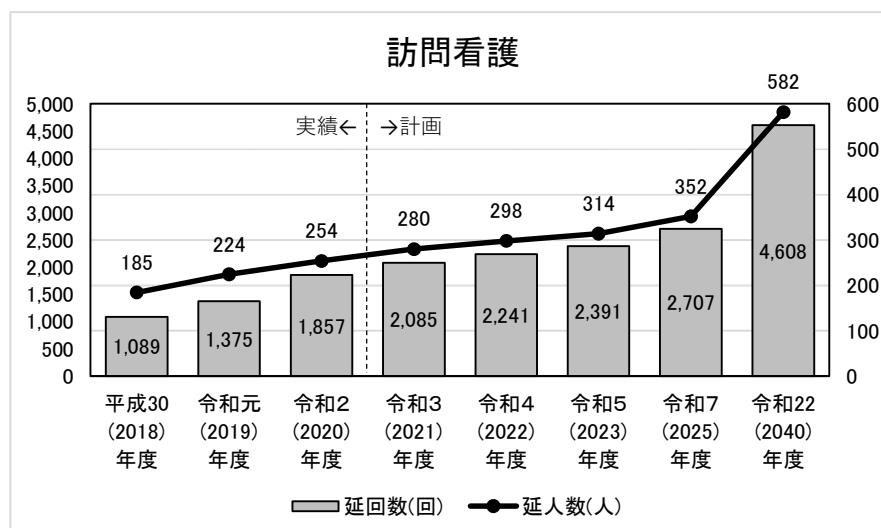
主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院の看護師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活を過ごせるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内の訪問看護事業所は8箇所あり、県内他市に比べサービス基盤は強い状況です。今後の在宅限界点を上げるために、緊急時の対応等24時間体制は必要不可欠なサービスであることから、定期巡回・随时対応型訪問介護看護の整備に向けた検討が必要です。

単位：回・人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		計画			計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
訪問看護	延回数	1,089	1,375	1,857	2,085	2,241	2,391	2,707
	延人数	185	224	254	280	298	314	352
介護予防訪問 看護	延回数	108	147	150	167	176	177	202
	延人数	22	30	26	28	29	29	44



【給付見込み】

- 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

【今後の方向性】

- ◇ 終末期における在宅での看取りを希望する人や家族の思いに応えるため、かかりつけ医（在宅診療医）との連携により看取りが実現するよう、訪問看護サービスの提供量の確保と質の向上を図ります。

(4) 訪問リハビリテーション

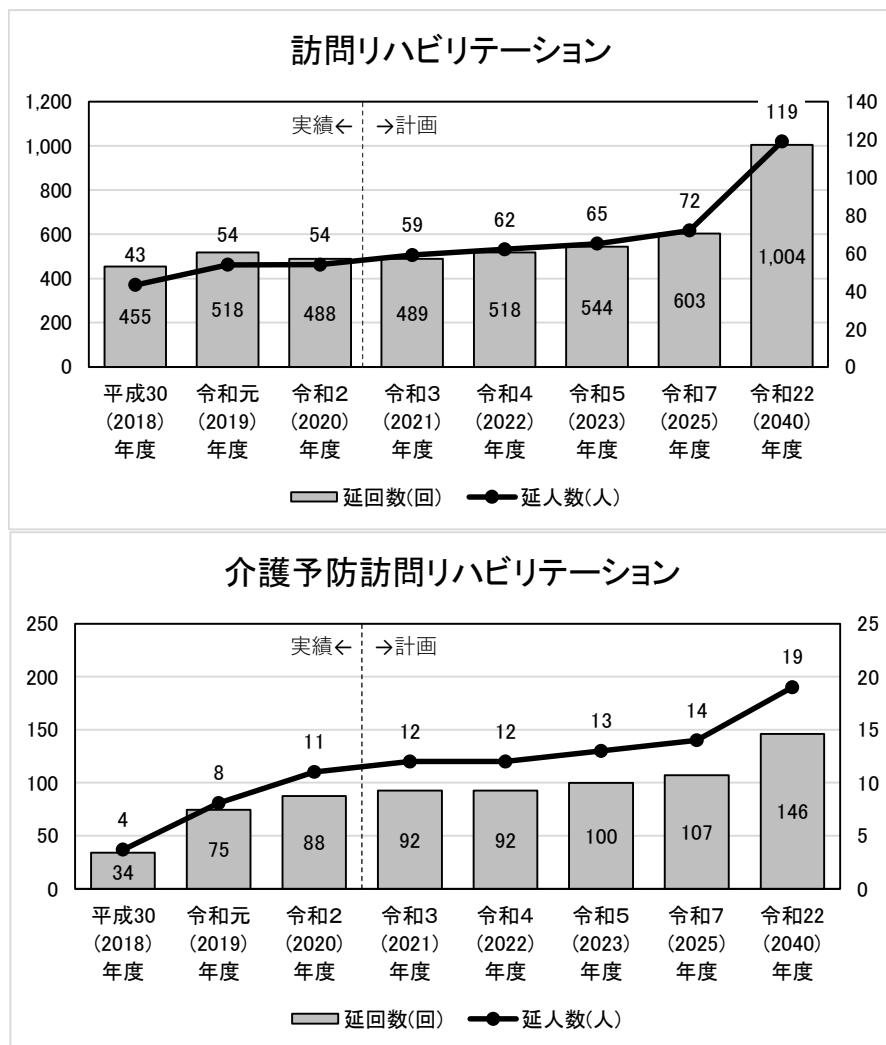
主治医の指示に基づき、病院等の理学療法士や作業療法士等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、できるだけ自立した日常生活を過ごせるように機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ わずかながら利用は増えてきています。

単位：回・人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	延回数	455	518	488	489	518	544	603	1,004
	延人数	43	54	54	59	62	65	72	119
介護予防訪問リハビリテーション	延回数	34	75	88	92	92	100	107	146
	延人数	4	8	11	12	12	13	14	19



【給付見込み】

- 通所では把握できない利用者の居宅での生活に即したリハビリテーションの提供は、利用者本人の自立した生活に直結するため、要介護認定者の増加に応じた伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 福祉用具の利用や住宅改修等在宅生活を支えるためのサービスとの連携を図り、高齢者の状況に応じた質の高いリハビリテーションの包括的な提供に努めます。

(5) 居宅療養管理指導

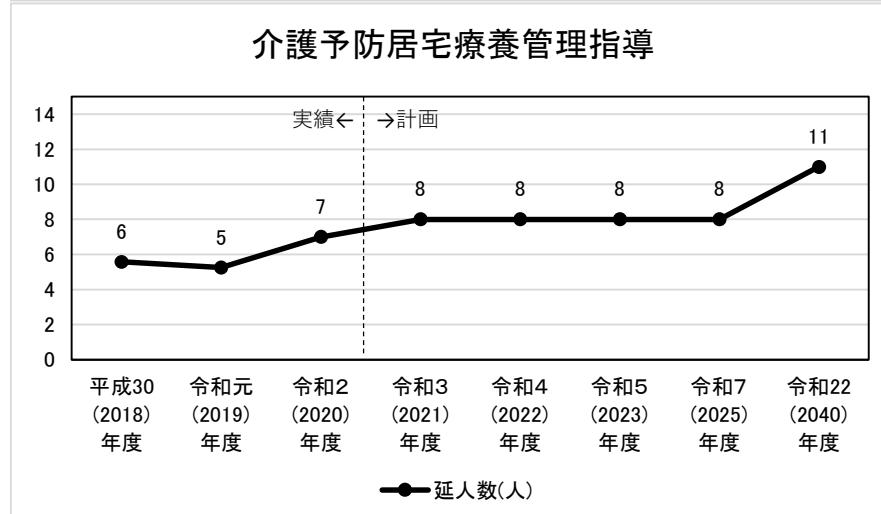
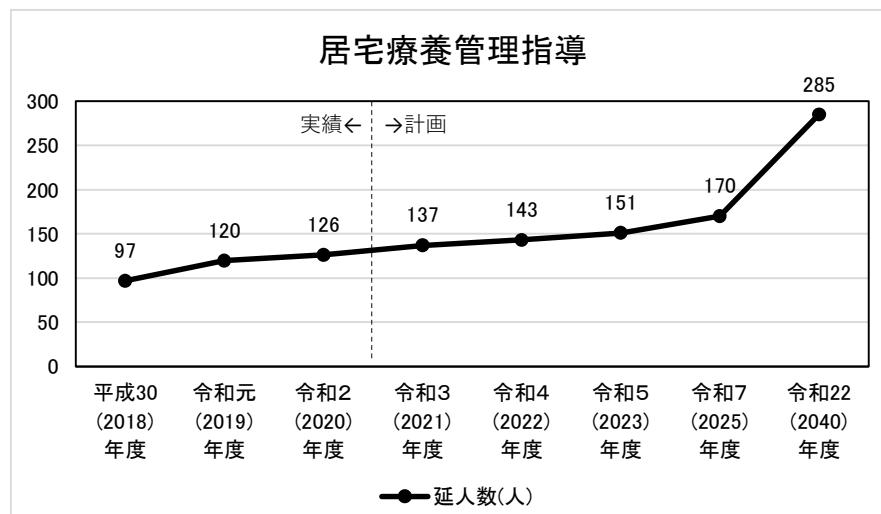
通院困難な利用者に対して医師、歯科医師、薬剤師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理指導を行い、療養生活の向上を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者の健康状態や服薬状況等を把握することができるため、ひとり暮らし高齢者の健康管理や在宅介護をしている家族にとっても介護の仕方の指導を受けることもできるので、とても役に立つサービスです。居宅療養管理指導の利用者は、増加傾向にあります。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
居宅療養管 理指導	延人数	97	120	126	137	143	151	170
介護予防居 宅療養管理 指導	延人数	6	5	7	8	8	8	11



【給付見込み】

- 医療的な管理指導が必要な在宅の要介護認定者の増加とともに、利用の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

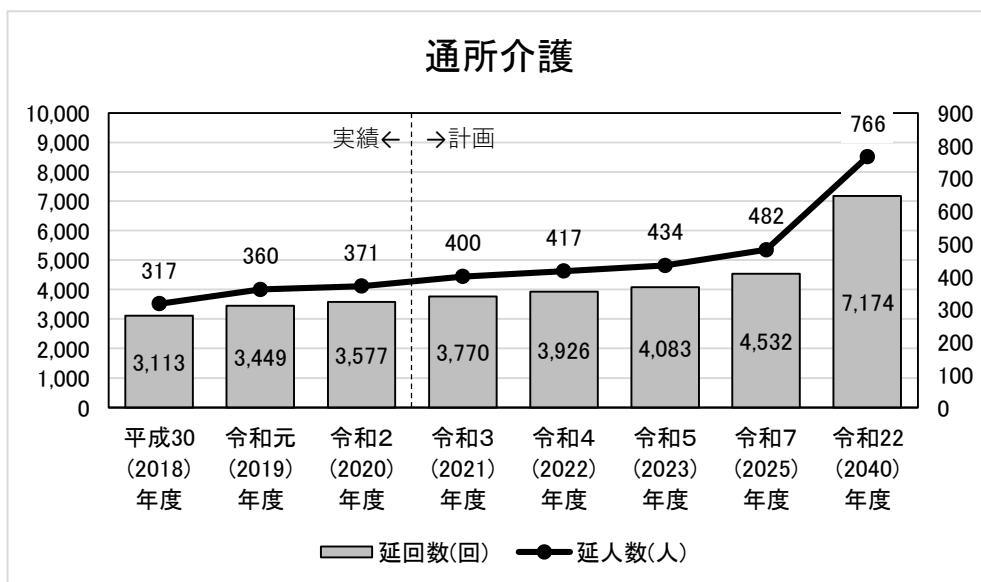
介護予防通所介護については平成29年度（2017年度）より介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

【現状と課題】

- ◆ 在宅サービスの利用の中で通所介護は、福祉用具の貸与に次いで多く利用されているサービスです。

単位：回・人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
通所介護	延回数	3,113	3,449	3,577	3,770	3,926	4,083	4,532	7,174
	延人数	317	360	371	400	417	434	482	766



【給付見込み】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者が減少したものの、今後回復し増加していくものと考えます。

【今後の方向性】

- ◇ 要介護認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(7) 通所リハビリテーション

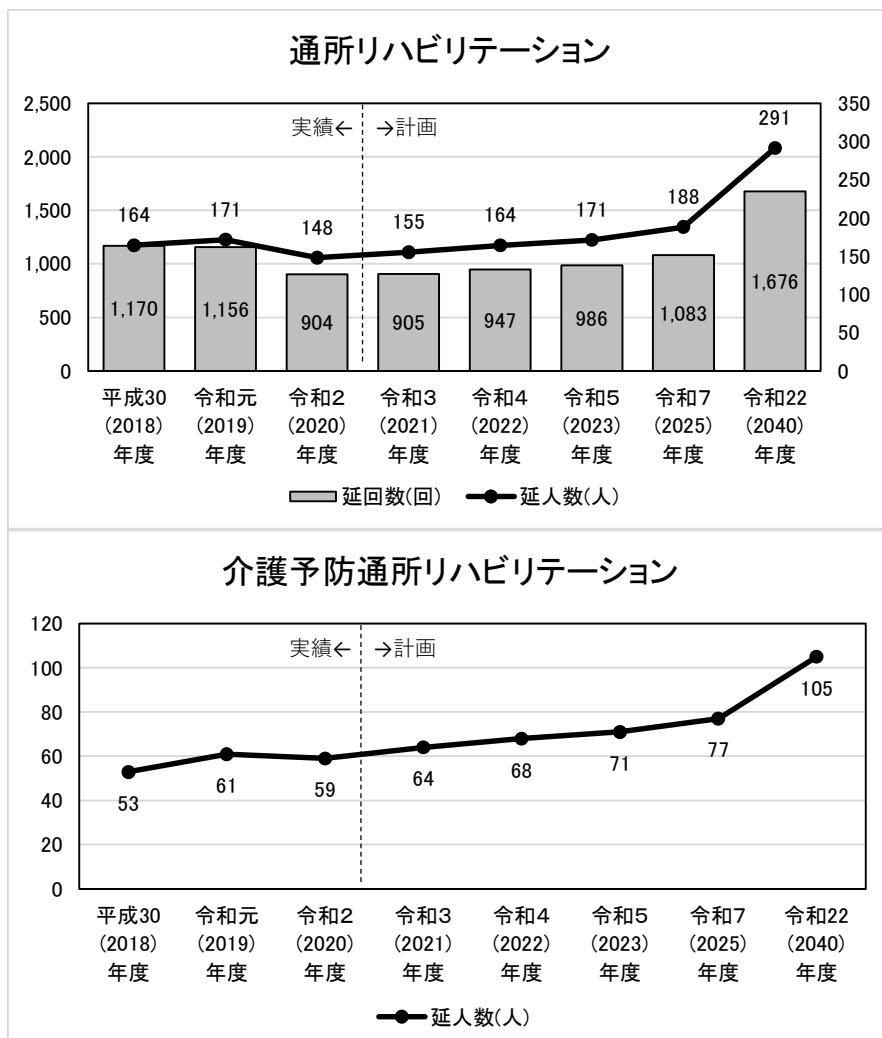
自立した日常生活を送れるよう介護老人保健施設等で機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 通所リハビリテーションのサービス利用人数は、計画値を上回っています。
- ◆ 通所介護の中でも、リハビリテーションに特化した内容で提供する事業所もあり、本人のニーズに合わせたサービスの提供の見極めが必要です。

単位：回・人/月

	延回数	第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
通所リハビリテーション	1,170	1,156	904	905	947	986	1,083	1,676
	164	171	148	155	164	171	188	291
介護予防通所リハビリテーション	53	61	59	64	68	71	77	105



【給付見込み】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者も、要介護認定者の増加に伴い、利用者の微増を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 病院退院者等、急性期から維持期に移行した高齢者のリハビリテーション支援のため、引き続きサービス供給体制の確保に努めます。

(8) 短期入所生活介護

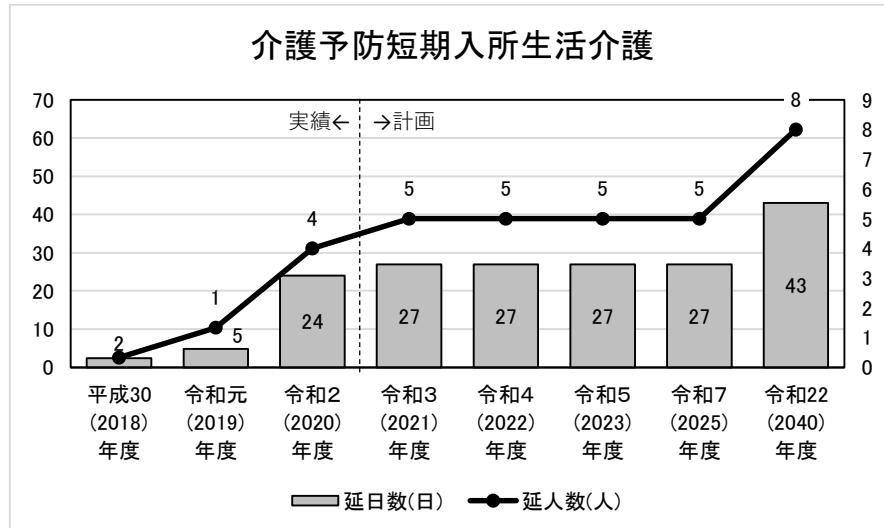
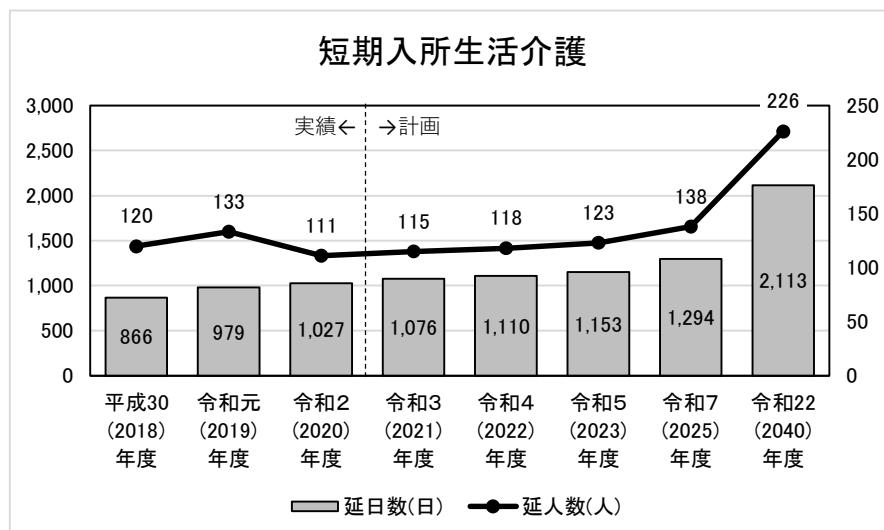
要介護・要支援者の居宅生活を維持するため、介護老人福祉施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 重度の要介護認定者や医療依存度の高い人が利用しにくい状況があります。

単位：日・人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活 介護	延日数	866	979	1,027	1,076	1,110	1,153	1,294	2,113
	延人数	120	133	111	115	118	123	138	226
介護予防短期 入所生活介護	延日数	2	5	24	27	27	27	27	43
	延人数	-	1	4	5	5	5	5	8



【給付見込み】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少していますが、高齢者世帯の増加に伴い、サービスの利用ニーズは少しずつ増加していくと予測されます。ただし、ニーズを満たすだけの新たなサービス基盤の整備は困難なため、見込み量は要介護認定者の増加に応じた伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅介護の限界点を高めるには、介護者の緊急時の対応やレスパイトは必要不可欠であり、サービス提供体制の充実に努めます。
- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(9) 短期入所療養介護

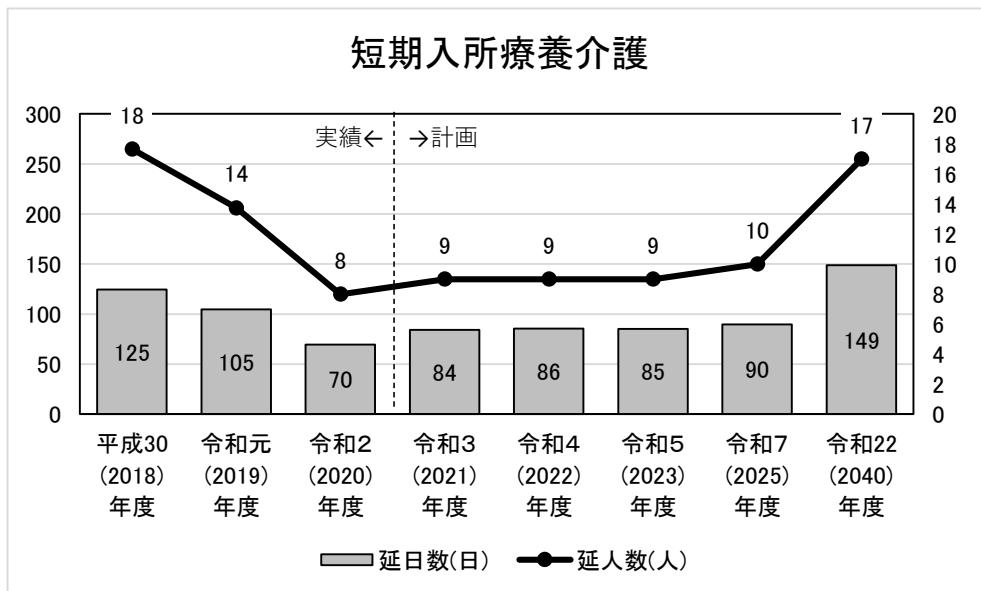
介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しています。
- ◆ 市内の介護老人保健施設は、定員数に対して入所者がそのほとんどを占めているため短期入所者の利用枠が少ない状況です。

単位：日・人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養 介護	延日数	125	105	70	84	86	85	90	149
	延人数	18	14	8	9	9	9	10	17
介護予防短期 入所療養介護	延日数	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	延人数	0	0	0	0	0	0	0	0



【給付見込み】

- 利用者は減少しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の落ち込み分は徐々に回復し要介護認定者の増加に伴い、利用者の微増を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 認定者数の増加等に伴うニーズの増加と医療ケアに対するニーズの増加に対応するため、サービス提供量の充実を図ります。

(10) 特定施設入居者生活介護

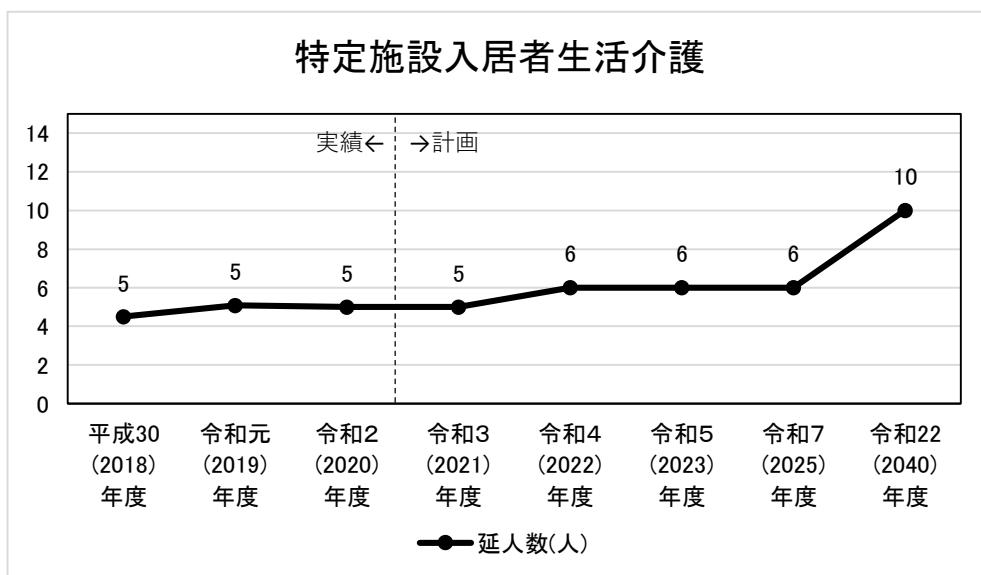
有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の利用人数に大きな変化はなく、該当施設が市内にないため、利用は市外の施設利用となっています。

単位：人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	延人数	5	5	5	5	6	6	6	10
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	1	-	-	-	-	-	-	-



【給付見込み】

- これまでの利用実績の推移が続くものとして見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 特定施設は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴う高齢者の居住環境の変化に対応した多様な住まいの一形態であることから、今後も利用ニーズの動向を注視します。

(11) 福祉用具貸与

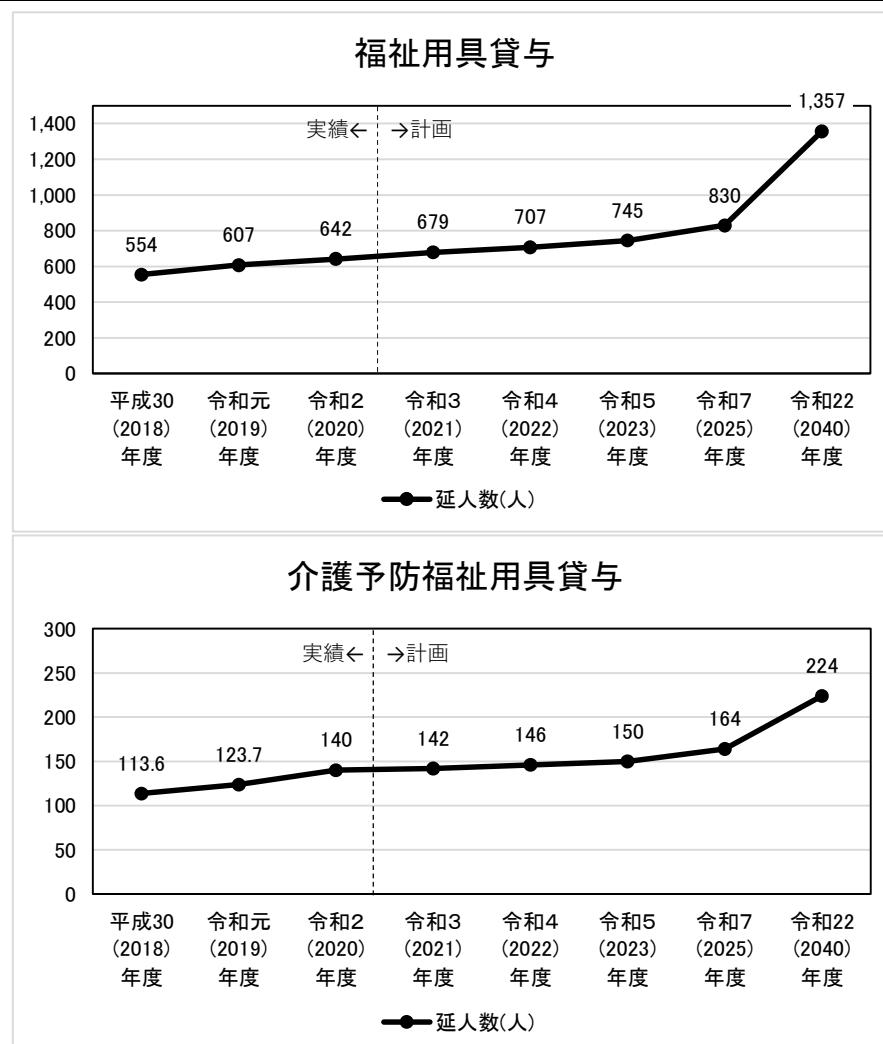
要介護・要支援になってもできるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を過ごせるように、心身の状況や希望、環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定援助等を行い貸与することで、日常生活上の機能訓練をするとともに、介護者の負担軽減をするサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・特殊寝台・床ずれ予防用具・歩行器・つえ・スロープ等があります。

【現状と課題】

- ◆ 対象となる用具は全13種類ありますが、要支援から要介護1までの人人が貸与を受けられる物は4種類に限られていることから、要介護2以上の人の利用が多くを占めています。
- ◆ 要支援から要介護1までの人人が、4種類以外の物の貸与のニーズがある場合は、例外利用検討会議により検討し貸与の決定をしています。

単位：人/月

	延人数	第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
福祉用具貸与	延人数	554	607	642	679	707	745	830
介護予防福祉用具貸与	延人数	114	124	140	142	146	150	164
								1,357
								224



【給付見込み】

- 福祉用具を貸与することで、住み慣れた自宅等での生活を継続可能にすることが多いため、今後も認定率の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 要介護認定者の心身の状況、環境や希望を踏まえ、医師・作業療法士・理学療法士等と連携して、効果や必要性等について十分に検討した上で給付決定する必要があります。また、一旦貸与した用具が適切に使用されているか、変化する要介護認定者の心身の状況にあってはいるかのモニタリングやアセスメントを行い、適切な給付を行う必要があります。

(12) 特定福祉用具購入

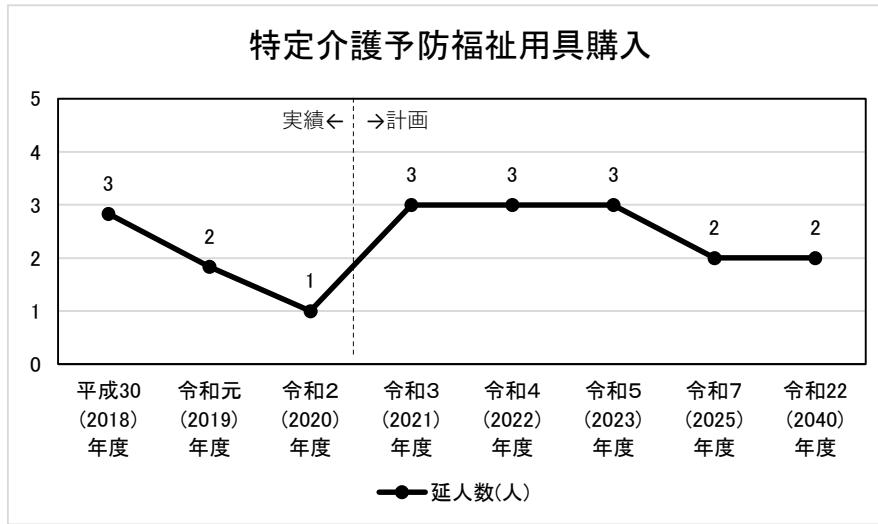
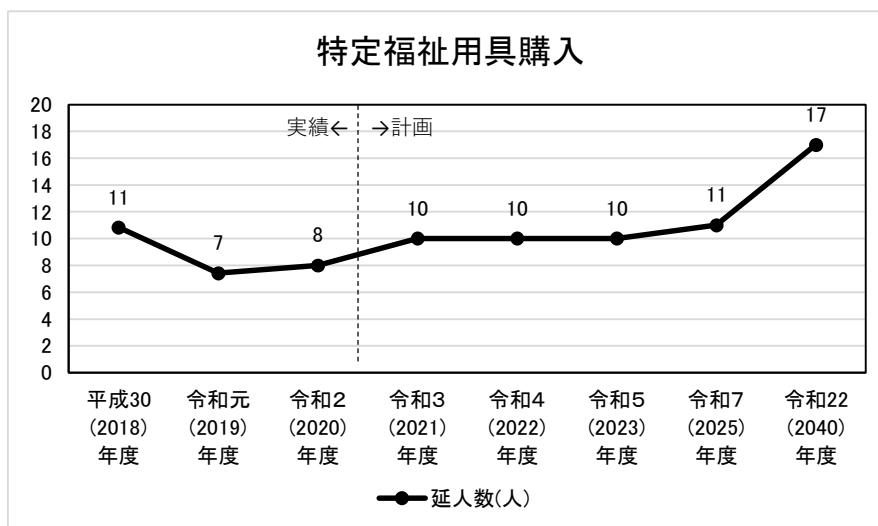
腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護・要支援者に、年間10万円の利用額を限度とし、費用の7～9割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 対象となる用具は5種類で、在宅で生活している人が対象であることより、入浴補助用具と腰掛け便座の2種類の利用が大半を占めています。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
特定福祉用具 購入	延人数	11	7	8	10	10	10	11
特定介護予防 福祉用具購入	延人数	3	2	1	3	3	3	2



【給付見込み】

- 要介護認定者の増加に見合うサービス利用者数を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行い、利用者の個別性に即した生活環境の整備として適切なかを確認できるよう、担当者の専門的な知識の習得を図る等、適正給付に務めます。

(13) 住宅改修

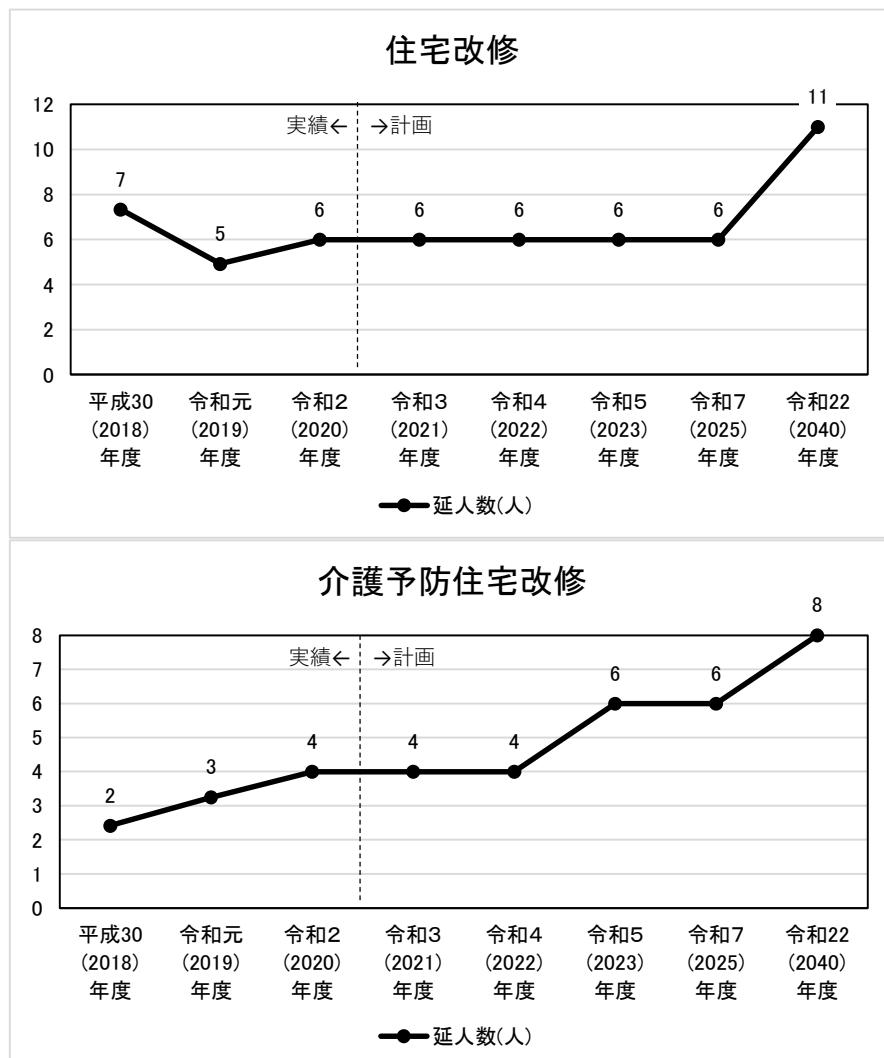
手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替え等小規模な住宅改修を行った場合に、20万円の利用額を限度とし、費用の7～9割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 改修工事の種類別では、手すりの取り付けが最も多く、次いで段差解消のための改修となります。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
住宅改修	延人数	7	5	6	6	6	6	6
介護予防住宅 改修	延人数	2	3	4	4	4	6	6
								8



【給付見込み】

- 居宅サービス対象者の増加に応じて伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行い、利用者の個別性に即した生活環境の整備として適切なかを確認できるよう、担当者の専門的な知識の習得を図る等、適正給付に務めます。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

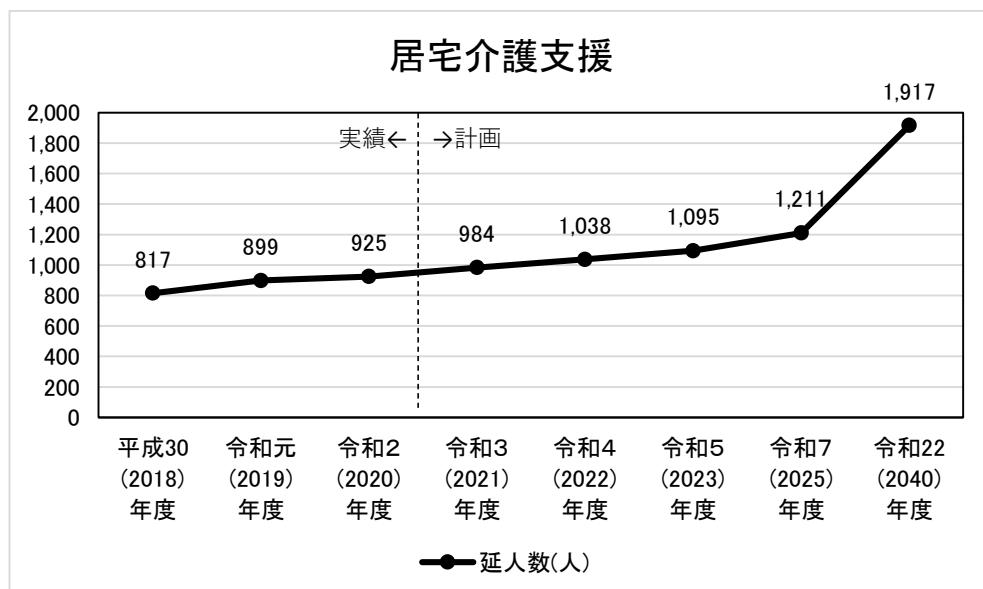
居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。

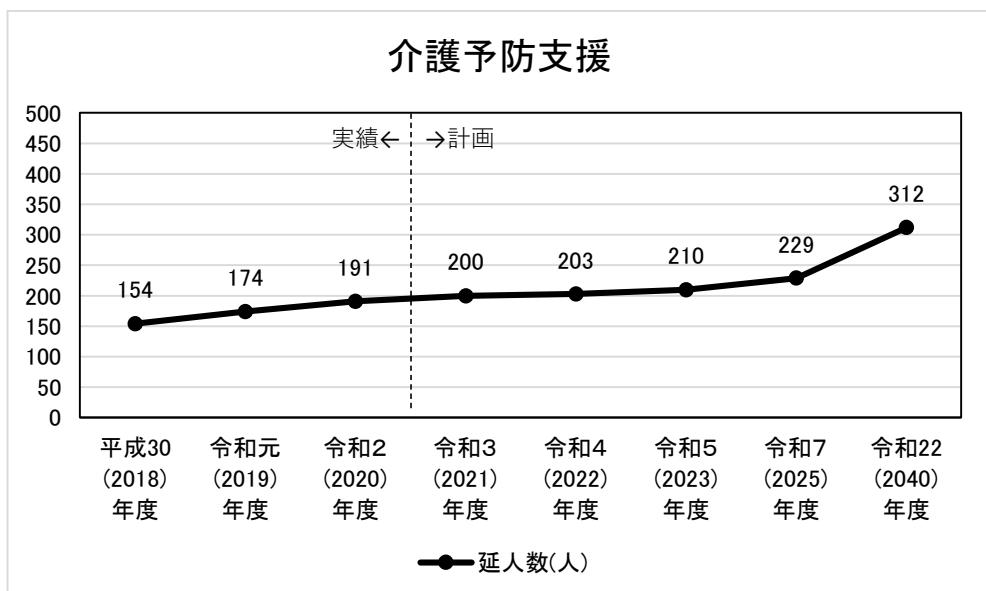
【現状と課題】

- ◆ 市内には令和2年（2020年）10月現在10事業所があります。
- ◆ 要介護認定者数に対して、市内事業所における介護支援専門員数の割合は、県下でも少なく、市外の事業所所属の介護支援専門員を紹介している状況です。
- ◆ ケアマネジャーアンケートでは、今後さらなる高齢化社会を迎えるにあたり、ケアマネジャーの不足を懸念される声が多くありました。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
居宅介護支援	延人数	817	899	925	984	1,038	1,095	1,211
介護予防支援	延人数	154	174	191	200	203	210	229
								312





【給付見込み】

- 認定者数や居宅サービス利用者の増加に応じて伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 居宅介護支援・介護予防支援については、「自立支援」を重視した適切なケアプラン・予防プランが作成されることが重要です。サービスの平準化や公平性を確保するため、月1回居宅介護支援事業者連絡調整会議において資質向上の支援とともに、介護給付適正化事業として、ケアプランチェックを行い適切なケアプラン作成を支援します。

1 - 2. 地域密着型サービスの給付見込み

(1) 認知症対応型通所介護

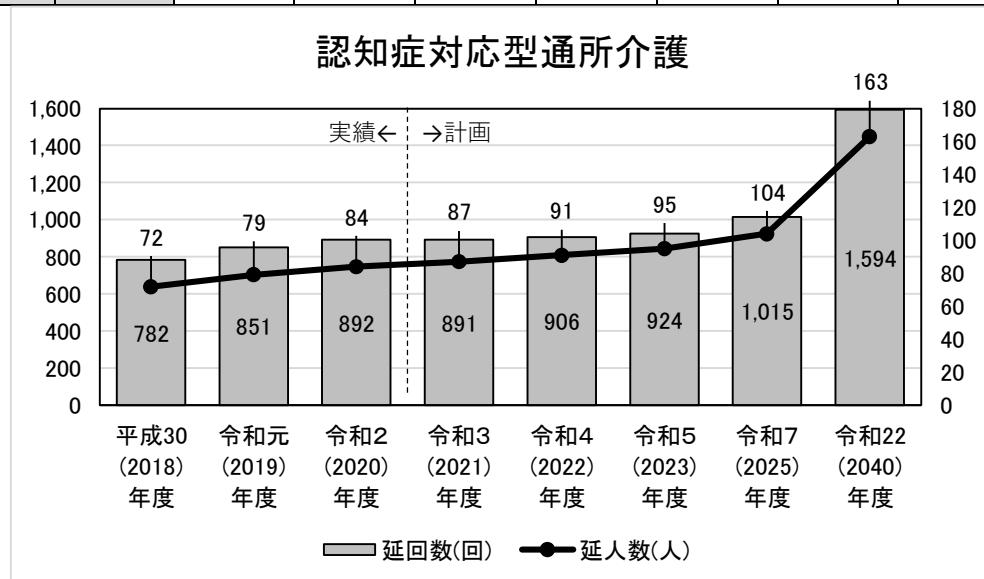
デイサービスセンター等において認知症高齢者を対象として、認知症症状の進行緩和を目標とした計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 「認知症」という言葉への本人家族の抵抗感と費用面で、一般の通所介護を利用している人が多く、認知症対応型通所介護の利用者は横ばいとなっています。

単位：回・人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型通所介護	延回数	782	851	892	891	906	924	1,015
認知症対応型通所介護	延人数	72	79	84	87	91	95	104
介護予防認知症対応型通所介護	延回数	-	-	-	-	-	-	-
介護予防認知症対応型通所介護	延人数	-	-	-	-	-	-	-



【給付見込み】

- 現状の推移を勘案して、認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ デイサービス事業所等と地域住民の交流を支援し、地域住民の認知症に対する理解の推進に努めます。
- ◇ 認知症地域支援推進事業の実施により、各事業所等も地域に身近な相談窓口の一つとなるよう努めます。

(2) 小規模多機能型居宅介護

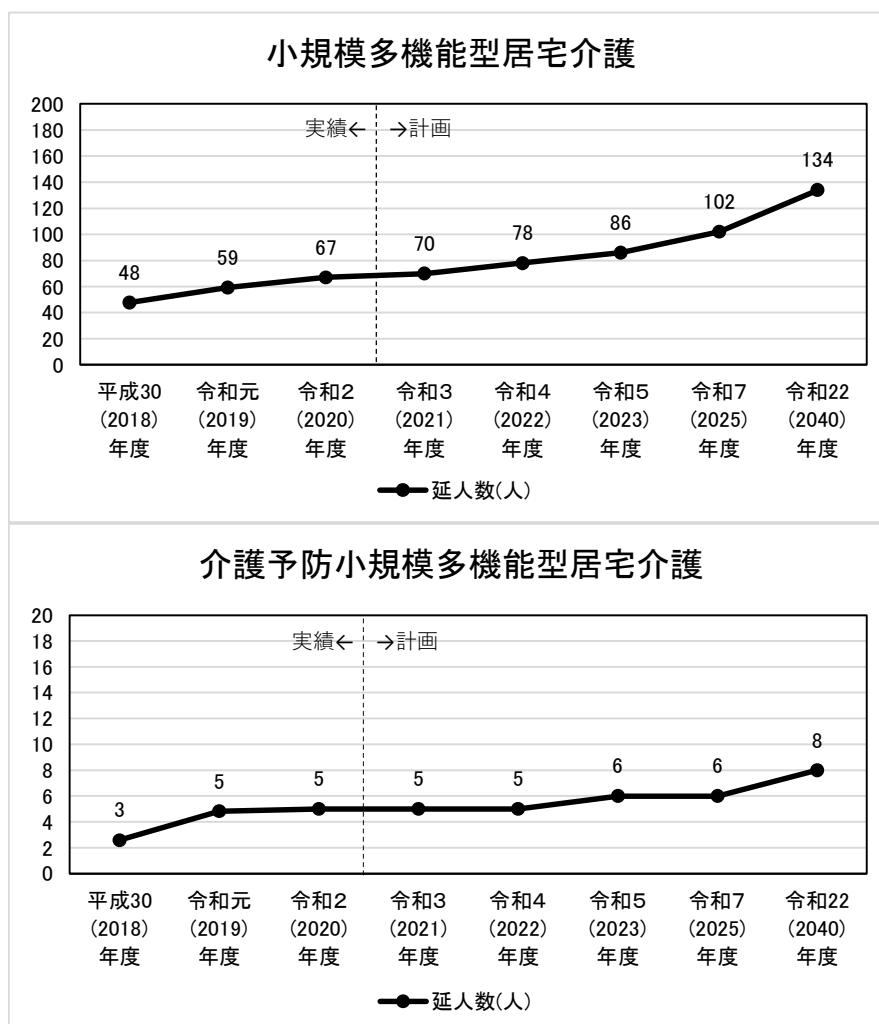
利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 第5期計画から整備することにしていた日枝中学校区については、未だ実現していません。そのため、この学区については、3事業所がフォローしていますが、日常生活圏域から外れていることもあって、本来のサービス提供に支障をきたしている状況です。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	48	59	67	70	78	86	102
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	3	5	5	5	5	6	6
								8



【給付見込み】

- 在宅での生活を希望する人の家族の介護離職ゼロを目指すためにも、必要なサービスであることから、第8期計画期間中では、未整備の日枝中学校区を念頭にし、市内のいずれかで小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指すこととし、それによる利用者の增加分と、今後の独居高齢者や認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。また、在宅介護支援するために当事業のニーズが高まることも予想されます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅生活の限界点を高める上で有効なサービスとして、サービス提供量の充実を図ります。また、当事業のニーズの高まった場合は、既存の小規模多機能型居宅介護事業所等がサテライト型指定小規模多機能型介護事業所の整備を整備することでニーズに対応することも検討します。

(3) 認知症対応型共同生活介護

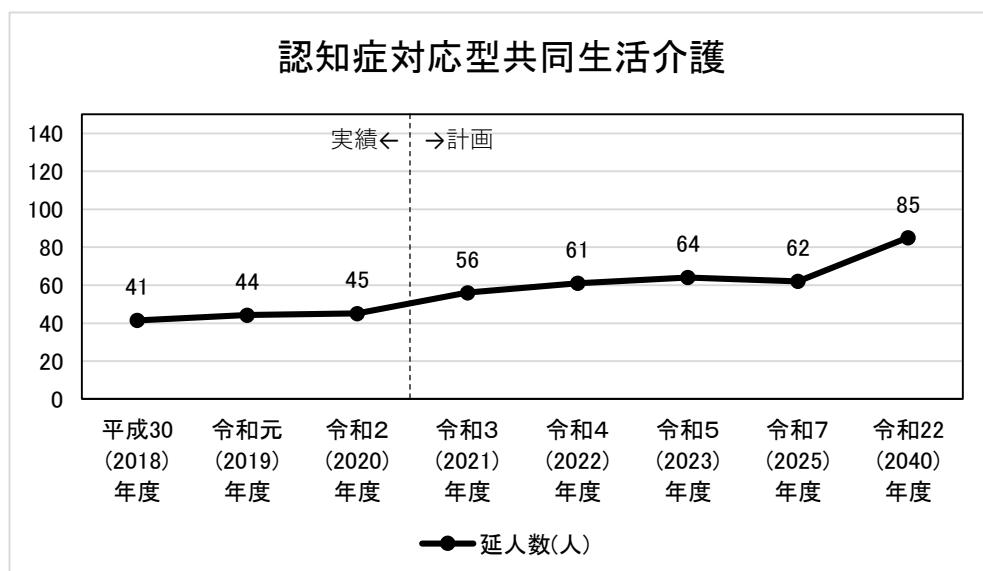
認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内には4施設（定員総数42人）あり、ほぼ満室状態で入居待機者がある状況です。第7期計画期間中においての整備を試みましたが、第7期計画期間中の整備ができませんでした。医療的なケアや看取りについては、訪問看護師やかかりつけ医（在宅診療医）の協力を得ながら対応しています。

単位：人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	延人数	41	44	45	56	61	64	62	85
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数	-	-	-	-	-	-	-	-



【給付見込み】

- 新たな認知症対応型共同生活介護事業所が開設された後に利用者が増加するため、認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ デイサービス事業所等と地域住民の交流を支援し、地域住民の認知症に対する理解の推進に努めます。
- ◇ 認知症地域支援推進事業の実施により、各事業所等も地域に身近な相談窓口の一つとなるよう努めます。

(4) 地域密着型通所介護

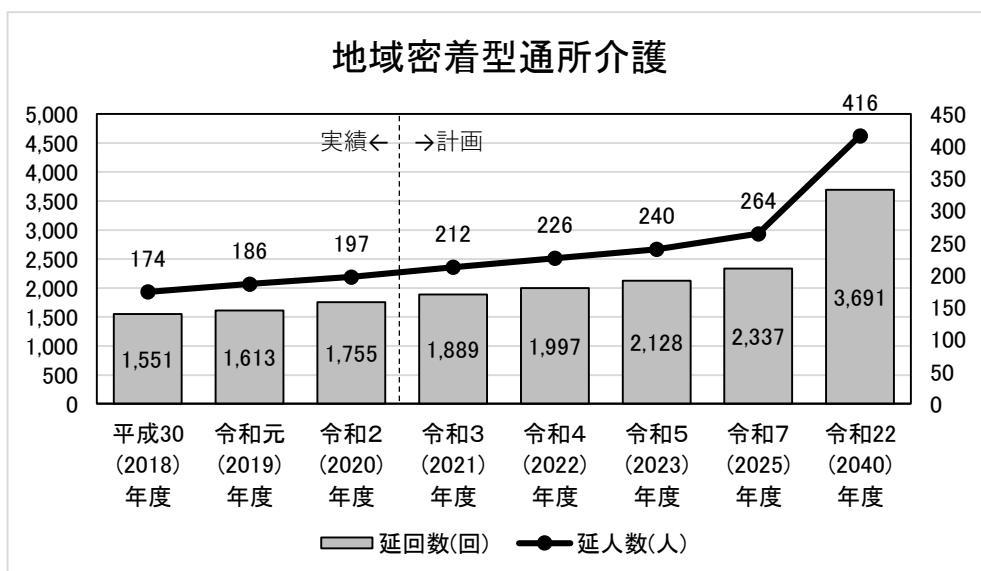
法改正に伴い平成28年（2016年）4月1日から、通所介護の提供を受けることができる利用者の数が18人以下の場合は、市が指定する地域密着型通所介護へ移行しました。

【現状と課題】

- ◆ 現在、地域密着型通所介護は、7事業所あります。年々利用者は増加しており、計画値を上回っています。

単位：回・人/月

		第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型通所介護	延回数	1,551	1,613	1,755	1,889	1,997	2,128	2,337
	延人数	174	186	197	212	226	240	416



【給付見込み】

- 要介護認定者の増加に伴うサービス提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 地域密着型サービスに位置づけられる通所介護であるため、市の地域密着型サービスの基本指針でもある「地域との連携」や「市行政への協力・連携」について事業所に対し積極的に取り組みを促すためにも、実地指導等を通じて指導していきます。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

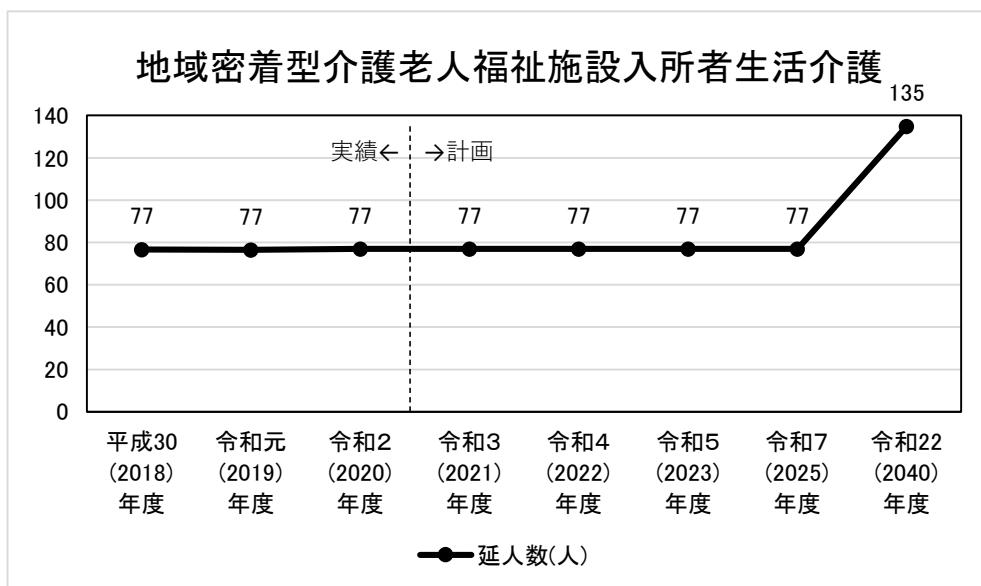
入居者定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、要介護者である入居者に能力に応じ自立した日常生活を過ごしていただくために、介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話等のサービスを提供します。

【現状と課題】

- ◆ 現在3施設（定員総数77人）で、常に満室状態にあり、入居待機者がある状況です。

単位：人/月

		第7期		第8期			第9期以降		
		実績		見込	計画			計画	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数	77	77	77	77	77	77	77	135



【給付見込み】

- 第8期計画期間では新たな整備を行わないため、現在の定員相当数と見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 地域密着型サービスとして、家庭的な雰囲気と地域との結びつきを重視した運営ができるよう支援していきます。

(6) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

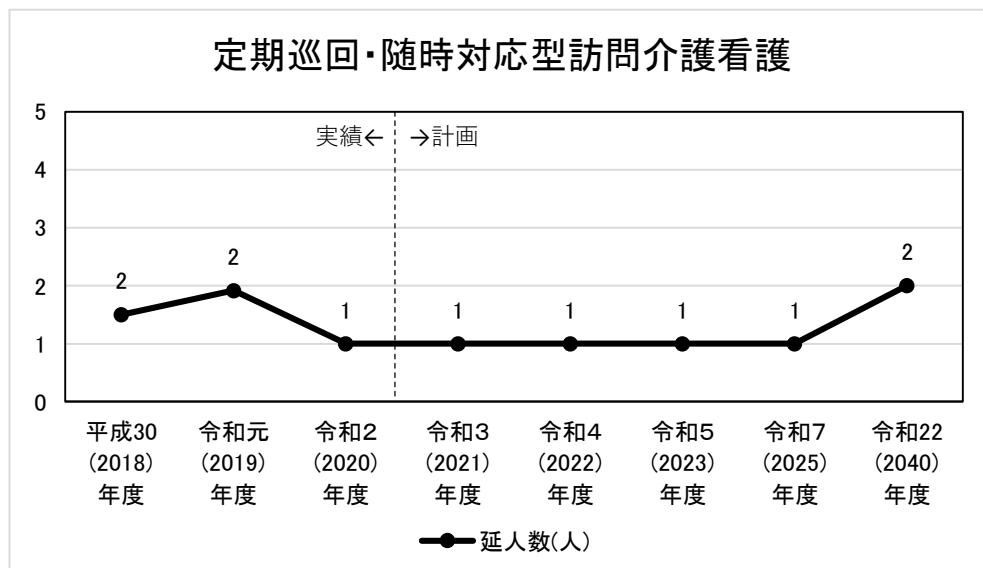
日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

【現状と課題】

- ◆ 市内にサービス提供事業が整えられてないこともあり、利用者が少ない状況です。

単位：人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	延人数	2	2	1	1	1	1	1	2



【給付見込み】

- 現在までの状況を踏まえ介護認定者の増加に伴い、提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅生活の限界点を高め、医療ケアにも対応する有効なサービスとして、サービス提供量の充実を図ります。

(7) 夜間対応型訪問介護

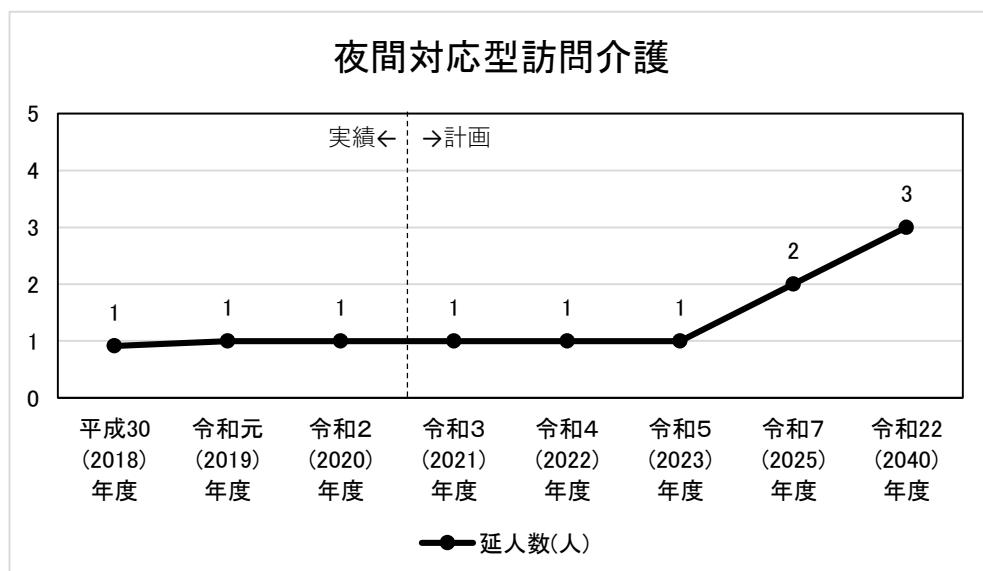
夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

【現状と課題】

- ◆ 市内にサービス提供事業が整えられてないこともあり、利用者が少ない状況です。

単位：人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
夜間対応型訪問介護	延人数	1	1	1	1	1	1	2	3



【給付見込み】

- 現在までの状況を踏まえ介護認定者の増加に伴い、提供量の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◇ 在宅生活の限界点を高める上で有効なサービスとして、サービス提供量の充実を図ります。

(8) その他の地域密着型サービス等

○ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、その入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち入居者定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

1 – 3. 施設サービスの給付見込み

(1) 介護老人福祉施設

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話をを行うことを目的とした施設です。

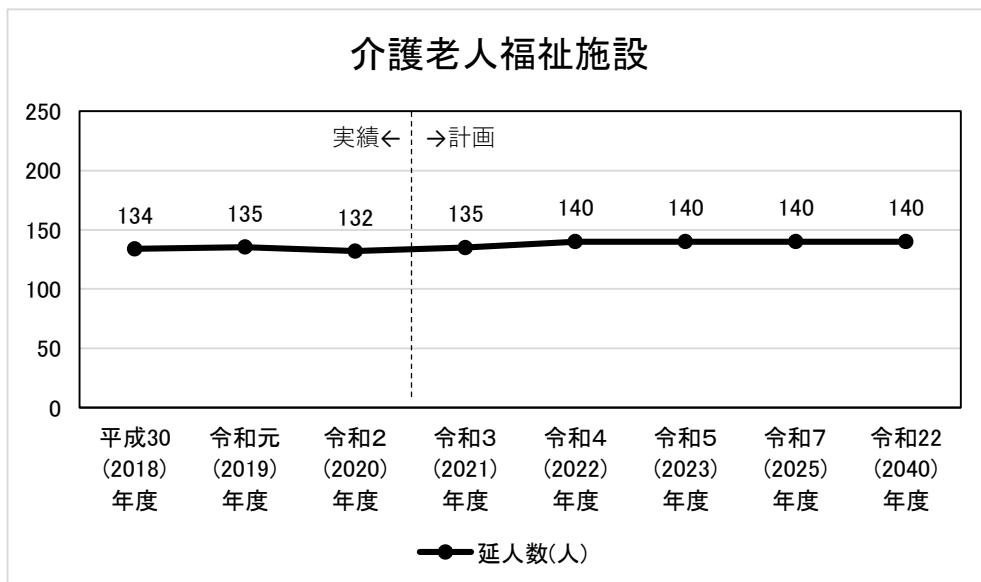
定員総数 173 床に対して令和元年度（2019 年度）の利用者 135 人は 78.0%に相当します。

【現状と課題】

◆ 入所対象者は原則要介護 3 以上となっています。介護老人保健施設や介護療養病床を利用しながら、入所を待っている人がいます。要介護 1・2 の認定者の入所判定に係る市の意見書作成時には、申請者と直接面談を行い、関係者からの聞き取りを実施する等入所判定の透明かつ公平な運用に努めました。

単位：人／月

		第 7 期		第 8 期			第 9 期以降	
		実績		見込	計画			計画
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人福祉 施設	延人数	134	135	132	135	140	140	140



【給付見込み】

○ 今期における新たな施設整備を見込まないため現在の利用状況で推移すると想定しますが、近隣市において第 8 期計画期間中に整備が予定されていることもあり、湖南市の施設に入所する市外に住民票を有する方の利用者が、新たに整備される近隣の施設に入居されることが考えられますので、若干の増加を見込みます。

【今後の方向性】

◇ 今期における新たな施設整備はありませんが、在宅介護の限界点を高める一方で、本サービスの申し込み待機者は多く、在宅生活が困難な重度者の受け入れも必要なため、整備計画については需要と供給のバランスを考慮しつつ慎重に検討していきます。

(2) 介護老人保健施設

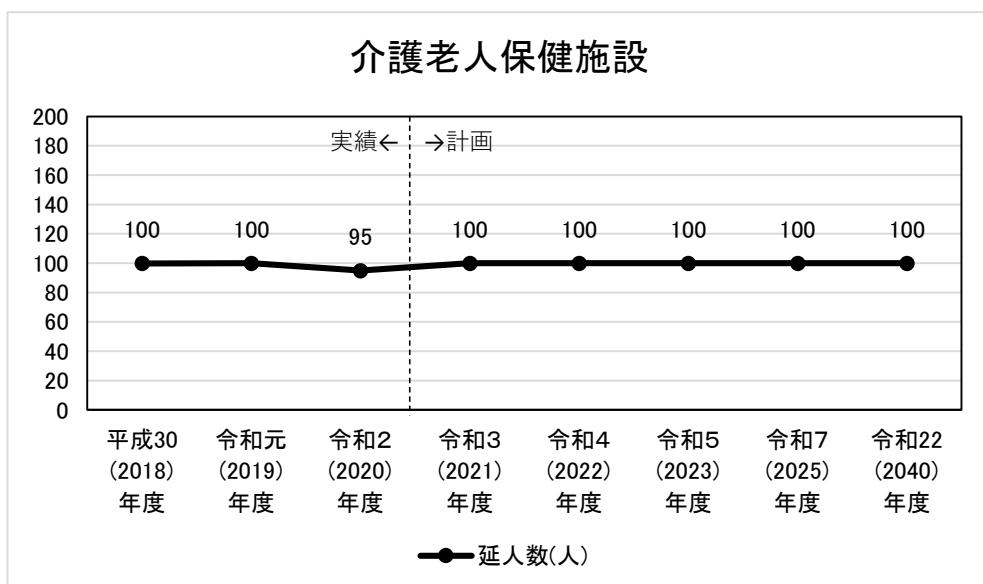
要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、居宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

【現状と課題】

- ◆ 介護老人保健施設はリハビリテーションをして自宅に戻るための施設ですが、在宅への復帰が難しい場合等入所期間が長期に亘ることもあります。また、介護老人福祉施設の待機場所となり、本来の在宅に向けたりハビリ施設としての機能を発揮できていない側面もあります。

単位：人/月

	延人数	第7期		第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画		計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度
介護老人保健 施設	延人数	100	100	95	100	100	100	100



【給付見込み】

- 甲賀保健福祉圏域（甲賀市・湖南市）において、定員枠の増加が認められないため、現状維持とします。

【今後の方向性】

- ◇ 第8期計画期間中には新たな整備は見込みません。

(3) 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設で、要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

この施設の廃止についての経過措置期間は、令和5年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換を推進することとされています。

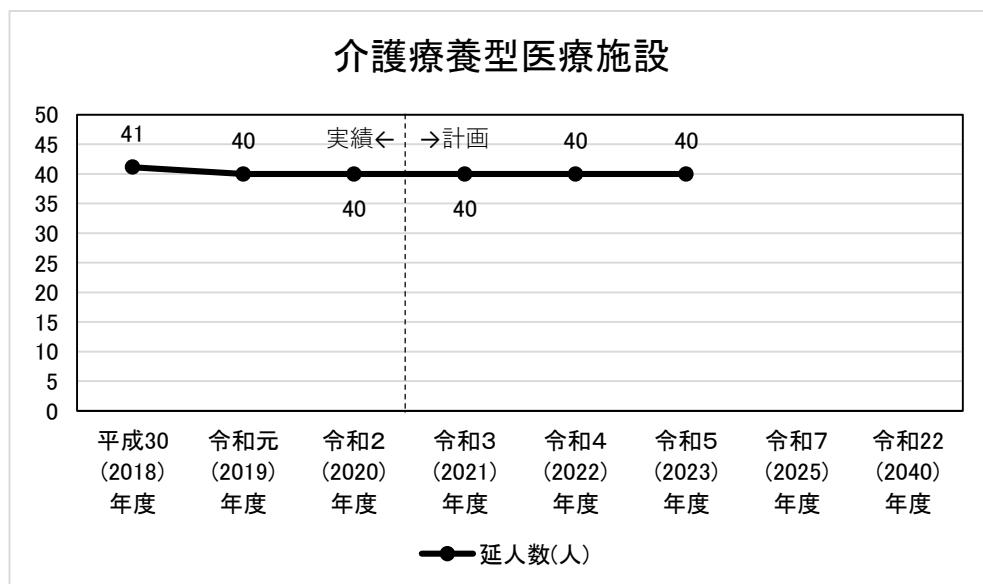
介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設されるものです。

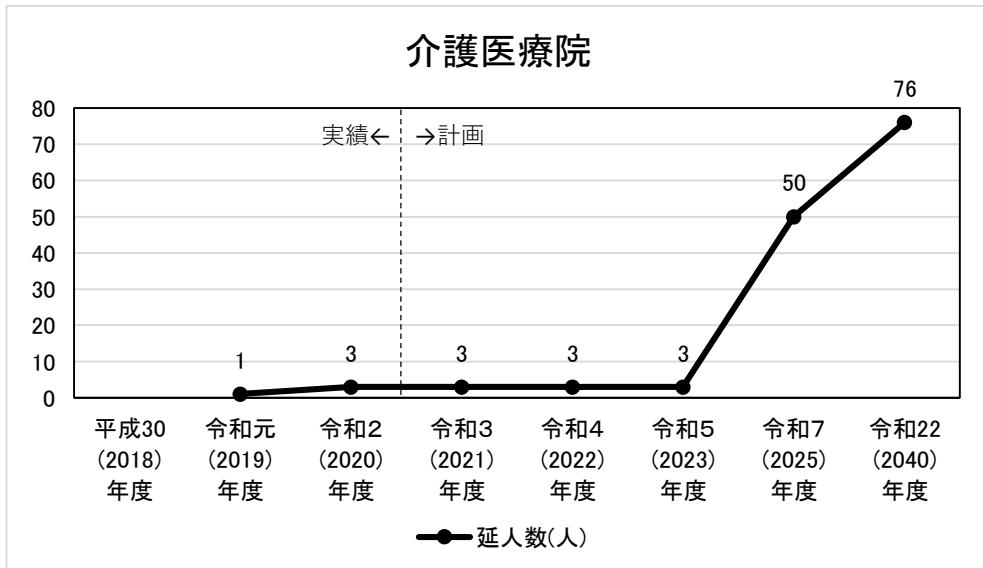
【現状と課題】

- ◆ 利用者の中には、介護老人福祉施設の入所待ちの人もいます。

単位：人/月

		第7期			第8期			第9期以降	
		実績		見込	計画			計画	計画
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和 22年度
介護療養型医療施設	延人数	41	40	40	40	40	40	-	-
介護療養型医療施設・介護医療院	延人数	0	1	3	3	3	3	50	76





【給付見込み】

- 市内の介護療養型医療施設は令和5年度（2023年度）末に介護医療院への移行を予定されていることから、第8期計画中においては現状のまま推移すると思われます。

【今後の方向性】

- ◇ 令和5年度（2023年度）末までに介護医療院等への転換を進めるものとします。

2. 介護給付費の見込み

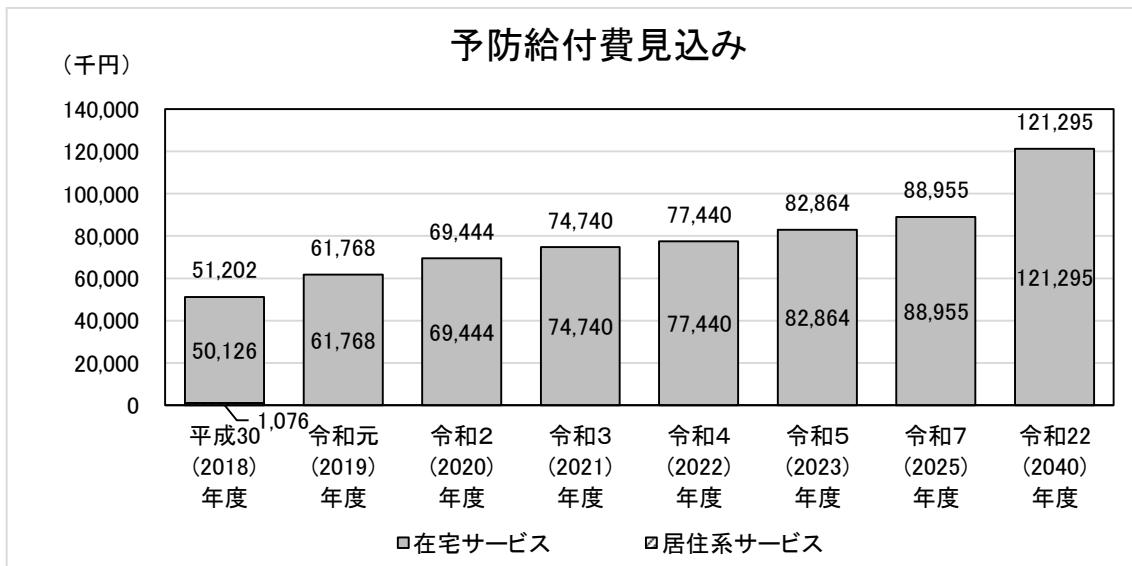
- サービス見込み量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。
- 介護報酬改定(0.7%)の影響を見込んでいます。
- 地域区分として、第8期計画期間は引き続き7級地となります。
- 今回の見込量については、令和2年度(2020年度)事業中において新型コロナウイルス感染症の影響によりサービスの利用控え等があったことで少なくなったサービスの実績も考慮し算定しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響はワクチンの効果が期待できるまでの間は続くものと想定し、令和4年度(2022年度)以降に再び増加傾向になると想定しています。

(1) 予防給付費見込み

単位：千円

		第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,463	9,405	9,417	10,547	11,159	11,245	12,803	17,134
	介護予防訪問リハビリテーション	1,209	2,569	3,092	3,281	3,283	3,549	3,816	5,191
	介護予防居宅療養管理指導	504	366	565	629	629	629	629	883
	介護予防通所リハビリテーション	19,773	23,622	23,094	25,766	27,418	28,593	30,943	42,625
	介護予防短期入所生活介護	184	359	1,998	2,261	2,262	2,262	2,262	3,620
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	43	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	6,675	7,383	11,054	11,311	11,614	11,883	12,982	17,889
	特定介護予防福祉用具購入費	717	435	271	740	740	740	506	506
	介護予防住宅改修	2,401	3,205	4,475	4,475	4,475	6,712	6,712	8,950
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,076	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着 型介護予 防サービ ス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,709	4,737	4,620	4,648	4,651	5,659	5,659	7,283
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援		8,490	9,643	10,859	11,439	11,614	12,015	13,102	17,844
合計		51,202	61,768	69,444	75,097	77,845	83,287	89,414	121,925

※給付費は年間累計の金額



(2) 介護給付費見込み

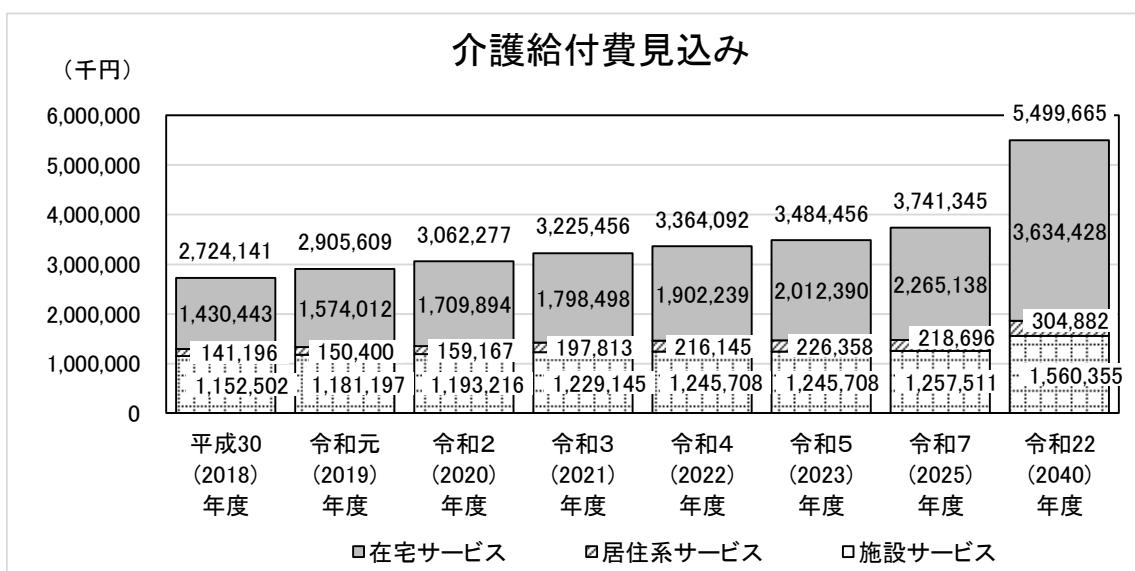
単位：千円

	訪問介護	第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	170,166	191,591	223,259	227,495	242,392	255,667	286,239	488,274
	訪問入浴介護	29,106	32,810	31,543	30,929	32,503	34,959	40,450	73,685
	訪問看護	89,471	105,124	128,177	144,303	155,223	165,978	187,946	321,331
	訪問リハビリテーション	15,897	18,026	17,187	17,332	18,364	19,284	21,377	35,512
	居宅療養管理指導	9,783	13,602	13,271	14,347	14,958	15,788	17,754	29,556
	通所介護	272,208	303,822	321,405	338,650	354,437	369,982	412,294	663,078
	通所リハビリテーション	116,183	111,464	85,555	84,442	88,566	92,083	101,649	159,276
	短期入所生活介護	87,071	99,383	106,727	111,826	115,273	119,607	134,505	221,573
	短期入所療養介護（老健）	14,902	13,452	8,324	9,927	10,078	10,049	10,627	17,829
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	3,078	1,855	2,463	3,078	3,078	3,078	3,450	5,272
	特定福祉用具購入費	7,392	5,135	5,920	6,678	6,678	6,678	6,678	12,047
	住宅改修費	8,539	11,371	10,447	10,511	12,622	12,622	12,622	21,034
	特定施設入居者生活介護	170,166	191,591	223,259	227,495	242,392	255,667	286,239	488,274

単位：千円

		第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	2,807	5,200	3,705	3,728	3,730	3,730	3,730	7,460
	夜間対応型訪問介護	1,485	2,348	2,637	2,653	2,655	2,655	5,309	7,964
	地域密着型通所介護	150,658	156,426	174,228	190,430	202,135	214,813	236,620	377,332
	認知症対応型通所介護	96,360	104,799	111,168	111,940	113,673	116,076	127,581	202,250
	小規模多機能型居宅介護	116,995	141,168	168,565	175,965	196,547	220,577	265,872	350,353
	認知症対応型共同生活介護	132,656	139,028	148,720	187,302	203,523	213,736	206,074	283,848
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	251,258	260,379	265,922	268,382	268,530	268,530	268,530	470,753
(3) 施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設	412,059	425,608	422,189	435,241	451,364	451,364	451,364	451,364
	介護老人保健施設	314,408	320,917	321,594	340,885	341,074	341,074	341,074	341,074
	介護医療院	0	5,292	14,001	14,087	14,095	14,095	196,543	297,164
(4) 居宅介護支援		174,778	169,002	169,509	170,550	170,645	170,645		
合計		149,303	162,599	169,618	181,625	191,894	202,455	224,347	358,684
		2,724,141	2,905,609	3,062,277	3,225,456	3,364,092	3,484,456	3,741,345	5,499,665

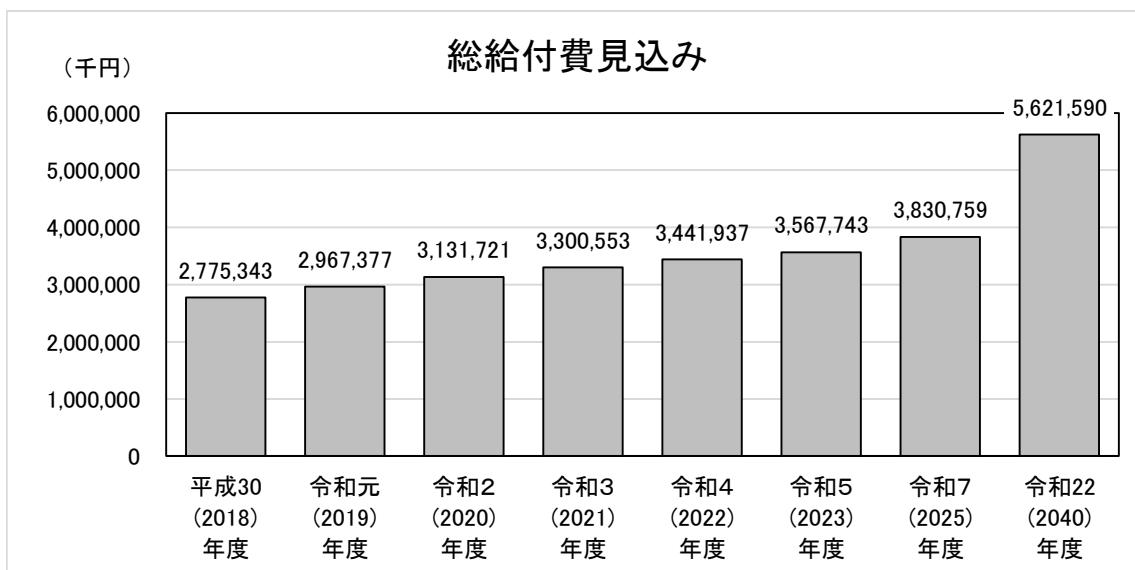
※給付費は年間累計の金額



(3) 総給付費見込み

単位：千円

	第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
合計	2,775,343	2,967,377	3,131,721	3,300,553	3,441,937	3,567,743	3,830,759	5,621,590
在宅サービス	1,480,569	1,635,780	1,779,338	1,873,595	1,980,084	2,095,677	2,354,552	3,756,353
居住系サービス	142,272	150,400	159,167	197,813	216,145	226,358	218,696	304,882
施設サービス	1,152,502	1,181,197	1,193,216	1,229,145	1,245,708	1,245,708	1,257,511	1,560,355



3. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業に係る費用の見込み

地域支援事業は、要介護等状態にならないよう介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。

単位：円

	第7期実績			第8期計画			第9期計画 以降	
	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
合計	112,519,874	123,559,079	131,292,000	159,501,000	160,701,000	161,901,000	161,770,000	166,899,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	49,904,354	34,723,748	32,911,000	46,631,000	46,731,000	46,831,000	47,500,000	48,065,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業費	53,873,491	61,305,493	68,067,000	75,000,000	76,000,000	76,000,000	75,514,000	80,078,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,742,029	27,529,838	30,314,000	37,870,000	37,970,000	39,070,000	38,756,000	38,756,000

(2) 地域支援事業の内容

地域支援事業	地域支援事業の内容
介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> • 訪問型サービス • 通所型サービス ○ 一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> • 介護予防教室 • 元気高齢者地域参画事業 • 地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的支援事業 • 介護予防ケアマネジメント業務 • 総合相談支援事業 • 権利擁護業務 • 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務 • 在宅医療、介護連携の推進 • 認知症施策の推進 • 生活支援サービスの体制整備 • 地域ケア会議
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> • 介護給付等費用適正化事業 • 成年後見制度利用支援事業 • 家族介護教室事業 • グループホーム家賃補助事業

4. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業に係る費用の見込み

- 介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金（滋賀県は第8期計画期間における拠出金なし）等から構成されます。
- 今回の見込量については、令和2年度（2020年度）事業中において新型コロナウイルス感染症の影響によりサービスの利用控え等があつたことで少なくなったサービスの実績も考慮し算定しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響はワクチンの効果が期待できるまでの間は続くものと想定し、令和4年度（2022年度）以降に再び増加傾向になると想定しています。

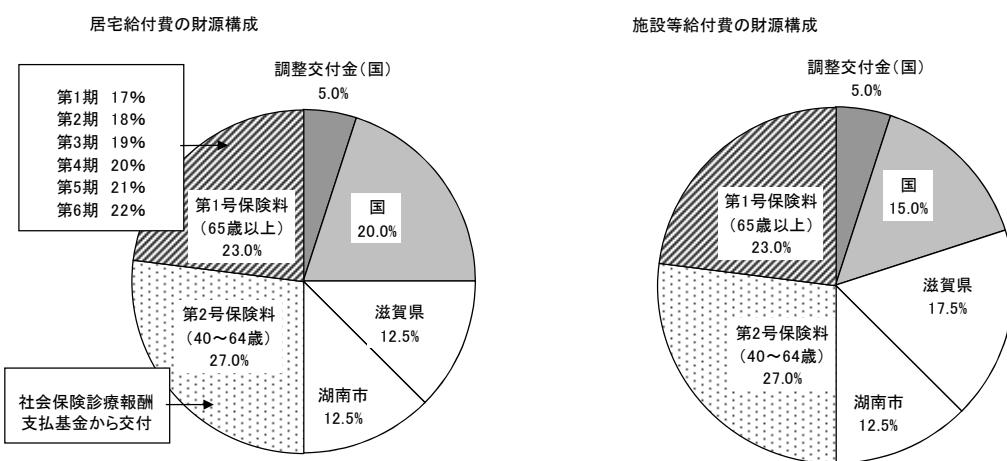
■令和22年度（2040年度）までの事業費の見込み

単位：千円

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
給付費関係					
予防給付①	75,097	77,845	83,287	89,414	121,925
介護給付②	3,225,456	3,364,092	3,484,456	3,741,345	5,499,665
総給付費③=①+②	3,300,553	3,441,937	3,567,743	3,830,759	5,621,590
特定入居者介護サービス費等給付額④	109,988	114,196	118,936	129,003	190,309
補足給付の見直しに伴う財政影響額④'	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）④' '=④-④'	109,988	114,196	118,936	129,003	190,309
高額介護サービス等給付費⑤	81,000	84,240	87,609	91,112	10,249
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	5,527	5,761	5,987	6,598	9,574
保険給付費⑦=③+④' '+⑤+⑥	3,497,068	3,646,134	3,780,276	4,057,473	5,831,722
審査支払手数料⑧	3,411	3,555	3,695	4,072	5,908
標準給付費⑨=⑦+⑧	3,500,479	3,649,689	3,783,970	4,061,544	5,837,630
地域支援事業⑩	159,501	160,701	161,901	161,770	166,899
介護予防・日常生活支援総合事業費	46,631	46,731	46,831	47,500	48,065
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	75,000	76,000	76,000	75,514	80,078
包括的支援事業（社会保障充実分）	37,870	37,970	39,070	38,756	38,756
標準給付費と地域支援事業費の合計=⑨+⑩	3,659,980	3,810,390	3,945,871	4,223,314	6,004,529

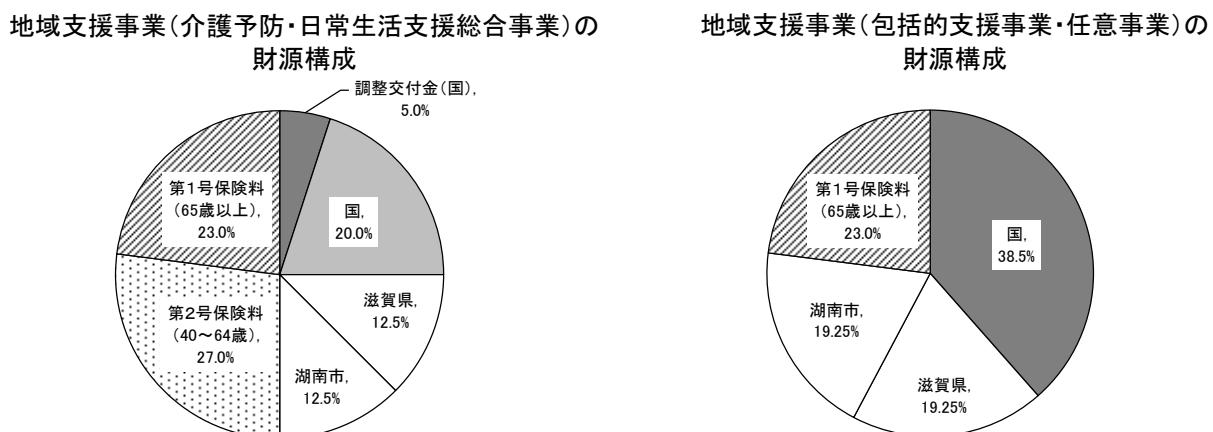
(2) 介護給付等の財源構成

- 介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料および第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期は20%、第5期では21%、第6期では22%でしたが、第7期より23%、令和7年度（2025年度）では25%となります。
- 国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。湖南市においては、調整交付金を受け取れない自治体であることから調整交付金分の財源については第1号保険料で充足しなければいけません。



(3) 地域支援事業の財源構成

- 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。
- 包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。



第2章 保険料の設定

1. 第1号被保険者の介護保険料設定について

保険料設定の考え方

65歳以上人口のうち介護保険サービスを利用される75歳以上の人口構成が増加していく中で、年々介護保険サービスに要する給付費は増加しています。第7期計画期の保険料の設定にあたっては、「介護給付費準備基金積立金1億2千2百万のうち9千万円を取り崩し介護保険料の急激な値上がりの抑制を行う」とした計画とし、現在その計画通りに基金を取り崩しており、基金は激減している状況です。

このような中で、今後増加する介護保険サービスのニーズに対応し、安定的に介護保険サービスを提供するためには、介護保険料の増額を伴う見直しが必要となりました。

第8期計画中の保険料の設定にあたって、

- 1) 保険料の激変を抑制するために所得段階（12段階設定）を継続することとします。
- 2) 最大限に国、県、市から公費が得られるよう公費による低所得者層の保険料軽減強化の制度を活用し、第1段階から第3段階の算定乗率を見直し、保険料に代わる財源の確保に努め介護保険料の値上がりを抑制します。
- 3) 第6段階以上の保険料算定乗率を微増し、低所得者層の保険料の増額を抑制するための弾力化を行います。

なお、団塊の世代と呼ばれる世代が75歳以上になられる2025年（第9期計画）には、さらなる介護保険サービスの需要が見込まれることから、今後保険料の段階設定や、乗率の設定については抜本的な見直しが必要となることから、第8期計画中において、十分な時間をかけて検討します。

（1）保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込み額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 - \text{⑨調整交付金見込額} \\ & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\ & - \text{⑫準備基金取崩額等} \\ & + \text{⑬市町村特別給付費等} \\ & - \text{⑭財政安定化基金取崩による交付額} \\ & - \text{⑮保険者機能強化推進交付金等の交付見込額} \} \end{aligned}$$

■保険料収納必要額の算定

単位：千円

		算出方法	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	合計
①標準給付費見込額	A		3,500,479	3,649,689	3,783,970	10,934,138
②地域支援事業費見込額	B		159,501	160,701	161,901	482,103
③上記①と②の合計	C	A+B	3,659,980	3,810,390	3,945,871	11,416,241
④第1号被保険者負担分相当額	D	C×0.23	841,795	876,390	907,550	2,625,735
⑤調整交付金相当額	E	(A+B一部×0.05	177,355	184,821	191,540	553,716
⑧調整交付金見込交付割合 (%)	F	(0.23+0.05) – 0.23×G×H	0.0000	0.0000	0.0000	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1859	1.1784	1.1718	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0731	1.0731	1.0731	
⑨調整交付金見込額	I	E×F÷0.05	0	0	0	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高 (令和2年度末の見込額)	L					30,000
⑬準備基金取崩額	M					0
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
⑯保険者機能強化推進交付金等交付 見込額	P		4,000	4,000	4,000	12,000
保険料収納必要額			1,015,150	1,057,211	1,095,090	3,167,451

(2) 第8期計画における湖南市の保険料段階設定

第8期基準額 6,110 円

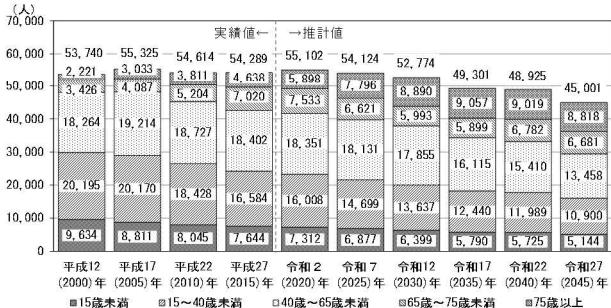
第7期基準額 5,396 円

所得段階	対象者	被保険者の割合	第8期算定乗率	第8期乗率	月額保険料	第7期との差額	乗率	月額保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.66%	0.5	0.3	1,833 円	215 円	0.3 (0.48)	1,618 円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人							
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	6.68%	0.75	0.5	3,055 円	357 円	0.5 (0.7)	2,698 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.98%	0.75	0.7	4,277 円	500 円	0.7 (0.73)	3,777 円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	11.97%	0.88	0.88	5,377 円	629 円	0.88	4,748 円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	18.47%	1	1	6,110 円	714 円	1	5,396 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	19.47%	1.15	1.15	7,027 円	875 円	1.14	6,151 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.09%	1.26	1.26	7,699 円	954 円	1.25	6,745 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.07%	1.46	1.46	8,921 円	1,097 円	1.45	7,824 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.68%	1.51	1.51	9,226 円	1,132 円	1.5	8,094 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.65%	1.86	1.86	11,365 円	1,382 円	1.85	9,983 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.48%	2.01	2.01	12,281 円	1,489 円	2	10,792 円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.79%	2.16	2.16	13,198 円	1,597 円	2.15	11,601 円

これからの湖南市の高齢者を取り巻く状況

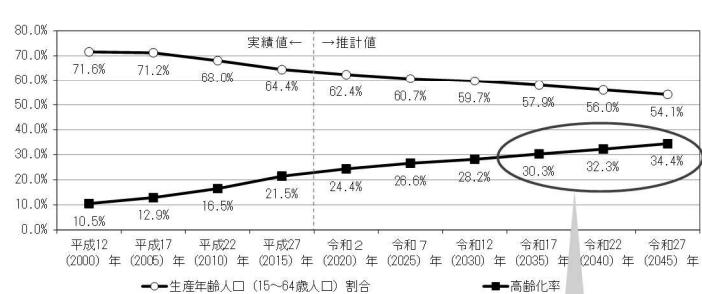
- 市全体の人口及び生産年齢人口（15～64歳人口）は減少傾向にある一方で、高齢化率は増加傾向。
- 要介護等認定者数は増加傾向、65歳以上認定率は令和22（2040）年に22.2%に達する見込み。

図表 人口の推移



令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が75歳を迎えます。

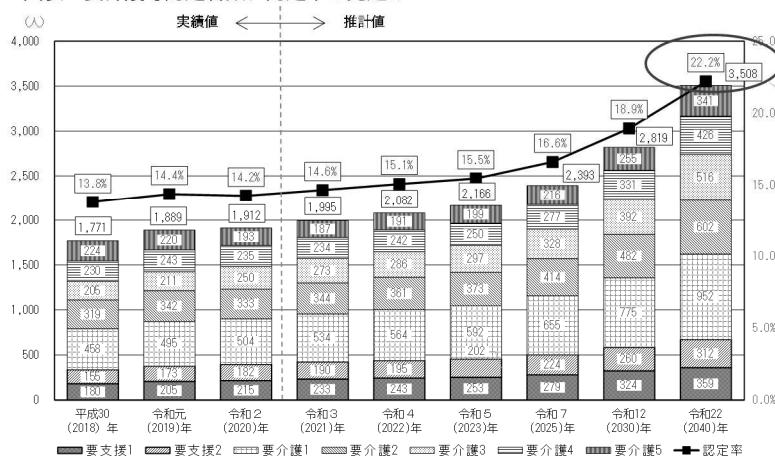
図表 高齢化率の推移



※平成12年（2000年）～平成27年（2015年）まで総務省「国勢調査」
※令和2年（2020年）以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」
※各年10月1日時点
※平成27年（2015年）の年齢区分別内訳は年齢不詳を案分しています。

高齢化率は令和17（2035年）以降、30%を超えて推移する見込みです。

図表 要介護等認定者数、認定率の見込み

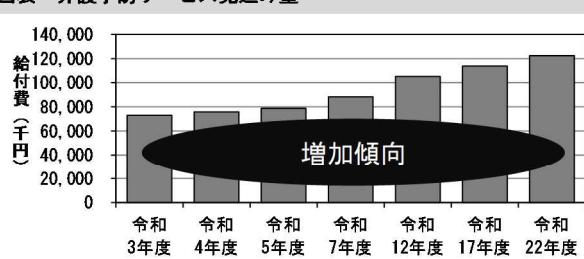


※各年10月1日時点

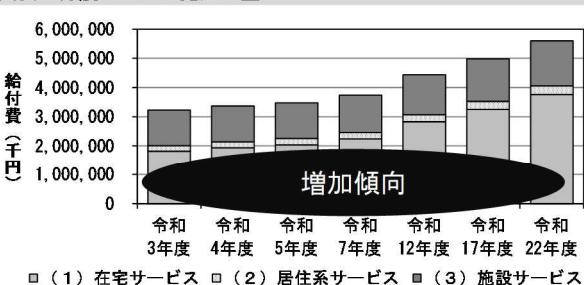
65歳以上認定率は令和22（2040）年に22.2%に達する見込みです。

このような現状の中、本市の介護費用額は年々増加しています。このまま推移すると・・・

図表 介護予防サービス見込み量

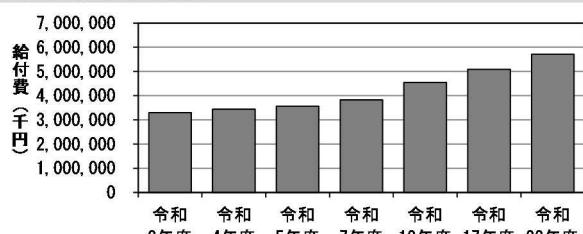


図表 介護サービス見込み量



- 介護給付費は介護予防サービス、介護サービスとともに増加傾向。
- 第8期の保険料基準額（月額）は6,110円。
- 令和22（2040）年の保険料基準額（月額）は8,451円、第7期比156.6%の増額。

図表 総給付費の見込み



図表 保険料基準額（月額）の見込み

	第7期	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額：円）	5,396	6,110	6,588	7,338	8,281	8,451
保険料基準額の伸び率（%）（※当該保険料基準額/第7期保険料基準額*100）	-	113.2%	122.1%	136.0%	153.5%	156.6%

計画の推進により、高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止に取り組み、保険料の上昇抑制につなげていく必要があります。

資料編

1. 湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

(1) 策定委員会の開催経過

会議	日時・場所	協議事項
第1回	令和2年7月29日 湖南市保健センター	(1) 湖南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会公開について (2) 計画の基本的な考え方と湖南市の介護保険の現況 (3) 事業計画策定スケジュールについて (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の分析結果報告について
第2回	令和2年8月25日 湖南市保健センター	(1) 湖南市高齢者福祉計画介護保険事業計画の基本理念・基本目標等の設定について (2) 第7期計画の基本施策の取り組み状況について (3) 部会の設置について
第3回	令和2年10月28日 湖南市保健センター	(1) 第2部各論～基本施策の取り組み～について (2) 高齢者人口と要介護認定者の推計について (3) 介護保険サービスの見込み量の推計について (4) 第8期介護保険料のイメージについて
第4回	令和2年11月24日 湖南市保健センター	(1) 湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 介護保険サービス見込量の推計について (3) 地域支援事業について (4) 介護保険料の設定について
第5回	令和2年12月28日 湖南市保健センター	(1) 介護保険サービス見込量の推計について (2) 介護保険料の設定について
第6回	令和3年2月9日 湖南市保健センター	(1) 第8期湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

(2) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年7月1日～令和3年3月31日

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属
学識経験を有する者 1号委員	丸山 英明	滋賀県社会福祉協議会
保健医療関係者 2号委員	◎藤井 要	甲賀湖南医師会
	中森 啓介	甲賀湖南歯科医師会
	中井 将司	甲賀健康福祉事務所
福祉関係者 3号委員	永田 清	湖南省民生委員児童委員協議会
	山口 雅己	湖南省社会福祉協議会
人権擁護関係者 4号委員	○桐高 とよみ	甲賀・湖南成年後見センター
住民組織の代表者 5号委員	川上 昭	湖南市区長会
	武村 伍一	湖南省老人クラブ連合会
	千代 傳吉	湖南省まちづくり協議会
被保険者の代表 6号委員	神山 英子	第1号被保険者
	奥村 明	第2号被保険者
介護保険条例第6条、第21条に規定する会の代表 7号委員	山中 清子	湖南省介護認定審査会
	溝口 弘	湖南省地域包括支援センター運営協議会
サービス提供事業者の代表 8号委員	北垣 由桂	甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会
	堀内 京子	認知症対応型共同生活介護他
	角野 晃子	認知症対応型通所介護事業所他
	白木 規義	通所介護事業所

◎委員長、○副委員長

(3) 湖南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年10月1日
告示第96号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、湖南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査、検討する。

(委員)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 人権擁護関係者
- (5) 住民組織の代表者
- (6) 被保険者の代表
- (7) 湖南市介護保険条例（平成16年湖南市条例第136号。以下「条例」という。）第6条に規定する湖南市介護認定審査会の代表及び条例第21条に規定する湖南市地域包括支援センター運営協議会の代表
- (8) サービス提供事業者の代表
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定年度の3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(府内検討委員会)

第6条 市長は、委員会の所掌事務に関する連絡調整を図るため、府内検討委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年告示第17号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年告示第35号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年告示第78—4号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

付 則 (平成26年告示第87号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第45—7号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2. 用語解説

(1)介護保険サービスの種類

居宅サービス/介護予防サービス	
訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、調理等の生活援助、通院等のための乗降介助を行うサービス。
訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が浴槽付車両で居宅を訪問して入浴の介護を行うサービス。
訪問看護/介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能維持、回復のために必要なりハビリテーションを行うサービス。
居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅等を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービス。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター等に日帰りで通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、理学療法や作業療法等のリハビリテーション等を受けるサービス。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービス。
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している要介護者や要支援者が、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。
福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅の要介護者や要支援者が、日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具のうち、特殊ベッドや車いす等、厚生労働大臣が定めるものの貸与を受けるサービス。
特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、衛生上の理由から貸与にはふさわしくないもの(腰掛便座、入浴補助用具等、厚生労働大臣が定めるもの)について、それを購入する場合に介護保険から給付を受けるもの。
住宅改修/介護予防住宅改修	手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅で行うとき、対象となる改修費(上限 20 万円)の 7 ~ 9 割が支給される。
居宅介護支援/介護予防支援	ケアマネジャーが在宅の要介護者や要支援者の状況に応じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援するもの。

地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、日中、夜間を通じて、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するサービス。
夜間対応型訪問介護	夜間を含めた 365 日、24 時間安心して生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けるサービス。
認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)	要介護者や要支援者であって認知症の状態にある人が、デイサービスセンター等に日帰りで通って、食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い(デイサービス)」を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて「訪問(ホームヘルプ)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせて行うサービス。
認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要支援者(要支援 2)や要介護者であって認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型通所介護(デイサービス)	定員 18 名以下のデイサービスセンターに日帰りで通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 名以下の地域密着型特定施設での入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 名以下の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービス。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによって、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービス。

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	入所している要介護者が、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける施設。
介護老人保健施設	入所している要介護者が、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける施設。施設では在宅生活への復帰を目指してサービスが提供される。
介護療養型医療施設	療養病床等を備えた病院又は診療所で、入所している要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受ける施設。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れ」や「看取り、ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護保険法改正によって平成 30 年度(2018 年度)より創設されたもの。

(2) その他の用語

あ行	
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、NPO 法人、ボランティア等が行う非公式的なサービス。
か行	
介護給付	要介護 1～5 を対象とした介護給付サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
介護相談員	介護保険サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政と連携して、問題解決に向けた手助けをする専門員。
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者等を国民の共同連帯の下、支える仕組みとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成 9 年(1997 年)12 月に公布、平成 12 年(2000 年)4 月に施行された。
介護予防	高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防すること)、要支援、要介護状態となっても、それ以上悪化しないようにする(維持改善を図ること)。
協議体(地域支えあい推進会議)	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支えあいの仕組み(生活支援体制)を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。
共生型サービス	高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられたサービス。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーを配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業所。
ケアハウス(軽費老人ホーム)	60 歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由で、家庭で生活することが困難な者が入所できる施設。給食付と自炊型がある。
ケアプラン	要支援・要介護認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する支援計画を指す。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的、一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	利用者の身体状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。
権利擁護	利用者に不利益がないように弁護、擁護することの総称。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。
高額介護サービス費	所得等の状況により、介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。

高額医療合算介護サービス費	介護保険と医療保険を両方利用した際の、利用者負担額が所得段階ごとに設定された世帯の上限額を超えたときは、超過分を保険給付から支給する制度。
合計所得金額	年金、給与、事業、譲渡等の所得(損失の繰越控除適用前)を合算した額で、各種所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)をする前の金額。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額。(平成 30 年(2018 年)4 月から)
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口(高齢者人口)の割合。高齢者人口比率ともいう。
高齢者サロン、安心応援ハウス	ひとり暮らしの高齢者等援助を要する人々と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的に集まり、レクリエーション等を通じてふれあいや交流を行う活動。
さ行	
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。
社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上の障害、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるよう相談、助言、援助、支援を行う。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)	ケアマネジャーのうち、主任介護支援専門員研修を修了した者。保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、ケアマネジャーに対する指導、助言等の活動を行う。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時の、短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。
審査支払手数料	事業者からの保険給付等の請求に関する審査、支払い事務に対する各都道府県の国民健康保険団体連合会への手数料。
生活支援コーディネーター	湖南市では「地域支えあい推進員」と言う。地域の支えあいの活動を発掘し、新たな支えあいの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。1 層は市全域、2 層はまちづくり協議会の圏域を担う。湖南市では平成 29 年(2017 年)4 月から 1 層のコーディネーターを社会福祉協議会に委託した。
生活習慣病	これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。平成 8 年(1996 年)12 月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義された。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって、判断能力が不十分な者に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度。

総合事業	平成 29 年度(2017 年度)より、今まで介護保険の予防給付として実施されていた訪問介護(ヘルパー)と通所介護(デイサービス)が予防給付ではなく、地域支援事業として実施されることになった。サービスの内容としては、現行型(予防給付相当のサービス)、A 型(基準を緩和したもの)、B 型(住民主体によるもの)、C 型(短期集中で実施するもの)等がある。湖南市では平成 29 年(2017 年)4 月から、現行型、A 型、C 型を開始した。
た行	
地域支えあい推進員	地域の支えあいの活動を発掘し、新たな支えあいの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。1 層は市全域、2 層はまちづくり協議会の圏域を担う。湖南市では平成 29 年(2017 年)4 月から 1 層の地域支えあい推進員を社会福祉協議会に委託した。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市区町村が行う事業。
地域福祉権利擁護事業	認知症の症状が出はじめた高齢者等、判断能力が不十分な者に、適切な福祉サービスの利用を援助したり、日常生活での金銭管理や重要な書類・証書の預かりを行うシステム。
地域包括ケアシステム	高齢者のニーズに応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目無く提供する体制を指す。取り組みとしては「医療」は介護との連携強化、「介護」は介護サービスの充実強化、「予防」は介護予防の推進、配食、買物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等、「住まい」は高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、「生活支援」は見守り。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
地域密着型(介護予防)サービス	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適當なサービス類型として、平成 18 年度(2006 年度)より創設されたサービス。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」を指し、保険者である市区町村が指定を行う。
地域連携パス	地域で切れ目の無い医療サービスを提供するために、患者の視点に立ち、疾病的回復過程に沿った一連のサービスを体系化し、道筋を示すもの。滋賀県では保健所を中心とした検討会議の開催等、各地域の状況に応じた地域連携クリティカルパスの作成が進められている。
特定入所者介護(介護予防)サービス費	所得等の状況により、要支援・要介護認定者が、施設サービス等を利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。補足給付ともいう。

な行	
認知症	脳の障害により記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたす病気の総称。代表的なものに、アルツハイマー型・脳血管性・レビー小体型・前頭側頭型等がある。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
認知症キャラバン・サイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症した時から、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか標準的に示したもの。
認知症サポート	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。
認知症サポート医	独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う、認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家(専門医、医療介護の専門職)で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。
認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。
は行	
バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障がい者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
保険給付費	介護保険に関わるサービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、保険がまかなうべき費用。要介護の被保険者に対する介護給付、要支援の被保険者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要配慮者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力をを行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行	
有料老人ホーム	食事の提供その他、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設(特別養護老人ホームや介護老人保健施設等)でないもので、施設においてサービスを受けるものをいう。経営主体は民間会社が主であり、介護等のサービスが付いた居住施設である「介護付き有料老人ホーム」の他、「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」がある。
ユニバーサルデザイン	施設や道具、仕組み等が、すべての人にとて利用、享受できる仕様・デザインとなっていること。
要支援認定者／要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある者(要支援者)や、常時介護を必要とする状態にある者(要介護者)と認定された方で、要支援者は要支援1と要支援2に、要介護者は要介護1から要介護5までに区分される。
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な、原則65歳以上の高齢者を対象にした入所施設。
予防給付	要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
ら行	
老人福祉法	老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和38年(1963年)に制定された法律。

第8期湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
令和3年（2021年）3月

発行 湖南市

編集 湖南市健康福祉部高齢福祉課

〒520-3223 滋賀県湖南市夏見588番地

TEL 0748-71-2356 / FAX 0748-72-1481

E-mail kaigo@city.shiga-konan.lg.jp
